# 村山市地域防災計画 資料編

令和 4 年 5 月 村 山 市

### 第1編 法令等 1 条例及び規則 (1) 村山市防災会議条例・・・・・・・・・・ 1- 1- 1 (2) 村山市防災会議委員・・・・・・・・・・ 1- 1- 3 (3) 村山市災害対策本部条例・・・・・・・・・・ 1- 1- 4 (4) 村山市災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・ 1-1-5 (5) 村山市災害弔慰金の支給に関する条例施行規則・・・・・ 1-1-9 (6) 村山市コミニテイ防災センター管理運営規則・・・・・・ 1- 1- 13 (7)村山市がけ地近接等危険住宅移転促進事業費補助金交付規則 1-1-14 2 協定及び覚書 (1) 災害関係協定等締結一覧・・・・・・・・・・ 1-2-1 (2) 山形県広域消防相互応援協定書・・・・・・・・ 1-2-3 (3) 山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う 災害、発生した場合の連絡、調整等に関する協定書・・・・・ 1-2-5 (4) 山形県消防広域応援隊に関する覚書・・・・・・・ 1-2-7 (5) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定・・ 1-2-23 (6) 山形県消防防災へリコプター応援協定・・・・・・ 1- 2- 27 (7) 日本水道協会山形県支部 「災害時相互応援協定」・・・・・ 1-2-29 (8) 緊急時における廃棄物処分相互協定書・・・・・・・ 1-2-35 (9) 友好都市相互応援協定 (厚岸町)・・・・・・・・ 1-2-37 (10) 災害時の協力に関する協定書 (郵便局)・・・・・・・ 1- 2- 38 (11) 災害時等における災害応急対策の応援に関する協定書 (市建設業協会)・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2-39 (12) 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書 (みちのく村山農業協同組合)・・・・・・・・・ 1-2-41 (13) 災害時等における応急生活物資の供給及び輸送に関する協定書 (市商工会)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 43 (14) 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (県生活協同組合連合会)・・・・・・・・ (15) 災害時等における応急生活物資等の供給に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)・・・・・・・ 1- 2- 48 (16) 災害時における相互支援に関する協定書 (塩竈市)・・・・ 1-2-51 (17) 災害時の協力に関する協定書 (東北電力株式会社天童営業所) (現:東北電力ネットワーク株式会社天童電力センター)・・・ 1-2-53 (18) 災害時等における清涼飲料水供給に関する協定書 (仙台コカ・コーラボトリング株式会社山形営業所)・・・・・ 1- 2- 55

(19)	村山市と台東区との災害時相互応援協定書 (台東区)・・・ 1-2-6	13
(20)	災害時の情報交換に関する協定	
([	国土交通省東北地方整備局)・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 6	5
(21)	水道施設の災害に伴う復旧応援協定書	
ī)	†管工事業協同組合)・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 6	7
(22)	災害時における相互応援協定 (豊島区)・・・・・・ 1- 2- 6	;9
(23)	施設使用に関する協定書 (社会福祉法人村山光厚生会)・・ 1-2-7	1
(24)	災害時等における物資調達に関する協定	
( ]	東北カートン株式会社)・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 7	'3
(25)	災害時等における除雪等業務に関する協定書	
()	道路維持協同組合)・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 7	'5
(26)	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	
(1	盾岡特別支援学校)・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 7	7
(1	対山光厚生会)・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 7	'9
(₹	慈敬会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 8	31
(-	千宏会・ローズ)・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 8	3
(-	千宏会・小規模多機能)・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 8	35
(:	さくら福祉会)・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 8	37
(1	香紅の里)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 8	39
(27)	災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に	
関	]する協定書(LPガス協会)・・・・・・・・・・ 1- 2- 9	1
(28)	災害時相互応援協定 (羽島市)・・・・・・・・ 1-2-9	)3
(29)	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	
()	山形県建築士会村山支部)・・・・・・・・・・・ 1- 2- 9	7
(30)	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	
(5	余暇開発公社)・・・・・・・・・・・・・・・ 1- 2- 9	9
	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に	
関	引する協定 (葬祭業協同組合)・・・・・・・・・・ 1- 2-10	1
	村山市・日本下水道事業団災害支援協定・・・・・・ 1-2-10	
(33)	災害時における消防活動の協力に関する協定	
(;	化村山生コンクリート協同組合)・・・・・・・・・・ 1- 2-10	7
(34)	災害に係る情報発信等に関する協定 (ヤフー株式会社)・・ 1- 2-10	9
	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	
. ,	山形三菱自動車販売株式会社)・・・・・・・・・・ 1- 2-11	1
٠,	村山市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定・・ 1- 2-11	
	「道の駅むらやま」防災利用に関する基本協定 ・・・・・ 1- 2-12	

	(38)	災害時等	争におり	ける非	效援	活動	の協	力	に	関す	る	協	定								
	(1	株式会社	ヤマザ	<b>デ</b> ワ)				•	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	2-	123
	(39)	村山市と	:株式:	会社市	生窯:	ホー	ルテ	・イ	ン	グス	くと	の <sup>7</sup>	相互	Z協	力	•	連	携	2		
	関	する協定	と書 (	(株式	会社	上古新	案小-	一川	レデ	・イ	ンク	ブス	.) •	•	•	•	•	•	1-	2-	125
	(40)	災害時に	こおける	る被約	災者:	支援	に関	す	る†	劦定	<u> </u>										
	()	山形県土	地家屋	調査	士会	<u> </u>		•	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	2-	127
3	基準	極び指針	十等																		
	(1)	勤務時間	引外の多	災害	時に	おけ	る村	Ή.	市耳	職員	り	動」	員面	引備	体	制	•	•	1-	3-	1
	(2)	気象予警	警報等の	の種類	領及	び発	表基	準	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	2
	(3)	避難情幸	6発令 <i>(</i>	の手	引き			•	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	7
	(4)	気象庁語	§度階網	级関注	車解	説表		•	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	38
	(5)	災害対策	6用臨	诗へり	リポ	ート	設定	基	準		•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	43
	(6)	村山市院	方災無約	泉運月	刊基:	準・		•	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	44
	(7)	村山市過	<b>達難所</b>	開設道	運営	マニ	ュア	ル	•		•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	47
	(8)	村山市過	<b>達難所</b>	開設道	運営	マニ	ュア	ル	[5	引冊	}]										
		(新型コ	ロナウ	ィル	⁄ス感	染织	定対領	策の	)手	-引	き)	•		•	•	•	•	•	1-	3-	65
	(9)	災害時0	りペッ	ト対領	策・			•	•		•			•	•	•	•	•	1-	3-	83
	(10)	山形県災	災害ボ	ラン	ティ	ア活	動支	援	指針	計·	•	•		•	•	•	•	•	1-	3-	97
第	2編	災害記録	录・気質	象概》	兄																
	1 村	山市内に	こおける	る主	な災害	害記	録・	•	•		•	•		•	•	•	•	•	2-	1-	1
	2 気	象概況																			
	(1)	村山市沿	過去 1 (	0年	間の	気象	概沉	Ţ													
	(	(降水量	・気温	・風i	東・	日照	時間	•	降和	責雪	量	)		•	•	•	•	•	2-	2-	1
	(2)	村山市台	6和24	年月月	别気	象概	況														
	(	(降水量	・気温	・風i	東・	日照	時間	•	降和	責雪	量	)		•	•	•	•	•	2-	2-	1
第	3編	防災関係	系機関																		
	1 防	災関係機	幾関一	覧・				•	•		•	•		•	•	•	•	•	3-	1-	1
	2 報	道機関-	→覧・					•	•		•	•		•	•	•	•	•	3-	2-	1
	3 村	山市内區	<b>医療機</b>	関・流	丘隣	総合	病院	<b>:</b> • ;	村口	市山	薬	局	等一	- 覧		•	•	•	3-	3-	1
	4 自	主防災金	会一覧	• •				•	•		•	•		•	•	•	•	•	3-	4-	1
	5 女	、性(婦)	く)消費	防ク :	ラブ	組織	団体	<del>:</del> —	覧					•	•		•	•	3-	5-	1

第4編	<b>高 防災施設及び設備</b>	
1	防災施設	
(1)	) 指定避難所一覧 (小・中学校)・・・・・・・・・ 4- 1-	1
(2)	) 災害時避難所一覧・・・・・・・・・・・・・・ 4- 1-	2
(3)	) 臨時ヘリポート一覧・・・・・・・・・・・・・ 4- 1-	7
(4)	) ドクターヘリランデブーポイント一覧・・・・・・・・ 4- 1-	8
(5)	) 応急仮設住宅建設予定地リスト・・・・・・・・・ 4- 1-	9
2	防災設備等	
(1)	) 水防倉庫及び備蓄資機材・・・・・・・・・・・ 4- 2-	1
(2)	) 市公用車リスト・・・・・・・・・・・・・・ 4- 2-	3
第5編	<b>三 災害危険箇所等</b>	
1	重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・ 5- 1-	1
2	村山市風水害危険箇所・・・・・・・・・・・ 5- 2-	1
	村山市風水害危険箇所図・・・・・・・・・・ 5- 2-	3
3	土砂災害警戒区域・危険箇所一覧・・・・・・・・・ 5-3-	1
	独自調査分村山市土砂災害危険区域・・・・・・・・ 5-3-	4
	村山市土砂災害ハザードマップ全体図・・・・・・・ 5-3-	5
4	雪崩危険箇所一覧・・・・・・・・・・・・・ 5- 4-	1
	雪崩危険箇所図・・・・・・・・・・・・・・ 5- 4-	2
5	村山市山地災害危険地区等一覧・・・・・・・・・・ 5- 5-	1
	村山市山地災害危険地区等位置図・・・・・・・・・ 5-5-	2
6	防災重点ため池マップ (村山市)・・・・・・・・ 5-6-	1
第6編	<b>るの他関係事項</b>	
1	村山市の要配慮者等の現状・・・・・・・・・・・ 6- 1-	1
2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間・・・・・・ 6-2-	1
3	火葬場等の能力・・・・・・・・・・・・・・・ 6-3-	1
4	村山市緊急輸送道路ネットワーク・・・・・・・・・ 6- 4-	
5	村山市耐震改修促進計画・・・・・・・・・・・・ 6-5-	1

# 第1編 法令等

1 条例及び規則

#### (1) 村山市防災会議条例

(昭和38年6月17日条例第26号)

改正 昭和45年9月28日条例第23号 昭和49年3月25日条例第 2号 平成12年3月24日条例第32号 平成16年3月 2日条例第 2号 平成19年3月23日条例第 4号 平成24年9月27日条例第18号

#### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に 基づき、 村山市防災会議(以下「防災会議」という。) の所掌事務及び組織を定めることを目的と する。

一部改正 平成12年条例32号

#### (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 村山市(以下「市」という。) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する 事務

一部改正 平成24年条例18号

#### (会長及び委員)

- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 市の区域の全部または一部を管轄する指定地方行政機関の長またはその職員で市 長が定める職にある者
  - (2) 山形県知事の部内の職員で市長が定める職にある者
  - (3) 市の区域の全部または一部を管轄する警察署の署長またはその職員で市長が定める職にある者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから定める者
  - (5) 市の教育委員会の教育長
  - (6) 市の消防長または消防署長及び消防団長
  - (7) 市の地域において業務を行なう指定公共機関または指定地方公共機関の役員また は職員のうちから市長が定める者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第2号の委員の定数は、5人以内、同項第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ15 人以内、同項第8号の委員の定数は、10人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正 昭和45年条例23号・平成24年18号

#### (専門委員)

- 第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 一部改正 昭和45年条例23号

#### (庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

一部改正 昭和45年条例23号・49年2号・平成16年2号・19年4号

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

一部改正 昭和45年条例23号

附 則

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年9月28日条例第23号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日条例第2号) この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第32号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月2日条例第2号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第4号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第18号) この条例は、公布の日から施行する。

# (2) 村 山 市 防 災 会 議 委 員

#6701		( <i>2)</i>	
整理 番号	役職	所属機関・職名	備考
1	会 長	村山市長	
2	委 員	陸上自衛隊第20普通科連隊長	条例 1 号委員
3	//	山形森林管理署署長	//
4	//	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長	"
5	//	山形県村山総合支庁 北村山地域振興局長	条例 2 号委員
6	//	同上    保健福祉環境部長	"
7	//	同上建設部長	//
8	//	山形県村山警察署署長	条例 3 号委員
9	//	村山市副市長	条例 4 号委員
10	//	村山市総務課長	//
11	//	// 政策推進課長	//
12	//	<b>//</b> 財政課長	//
13	//	// 市民環境課長	//
14	//	// 税務課長	//
15	//	<b>〃 保健課長</b>	//
16	//	<b>〃</b> 農林課長	//
17	//	<b>〃</b> 建設課長	//
18	//	<b>〃</b> 福祉課長	//
19	//	〃 水道課長	//
20	//	村山市教育委員会教育長	条例 5 号委員
21	//	村山市消防長	条例 6 号委員
22	//	村山市消防団長	//
23	//	東日本電信電話㈱山形支店災害対策室長	条例7号委員
24	//	東北電力ネットワーク㈱天童電力センター所長	//
25	//	東日本旅客鉄道株式会社新庄駅長	//
26	//	村山市医師会会長	//
27	//	村山市地区代表連絡協議会会長	条例 8 号委員
28	//	みちのく村山農業協同組合代表理事組合長	//
29	//	村山市商工会会長	//
30	//	村山市建設業協会会長	//
31	//	村山市連合婦人会会長	//
32	//	村山市保健委員会会長	//
33	//	村山市社会福祉協議会事務局長	//
34	//	北村山公立病院事務長	//
35	//	村山市自主防災組織連絡協議会会長	//

#### (3) 村山市災害対策本部条例

(昭和38年6月17日条例第27号) 改正 昭和45年9月28日条例第24号 昭和49年3月25日条例第 2号 平成16年3月 2日条例第 2号 平成19年3月23日条例第 4号 平成24年9月27日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、村山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 平成24年条例18号

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、そ の職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 一部改正 昭和45年条例24号

(班)

- 第3条 災害対策本部に班を置く。
- 2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
- 4 班長は班の事務を掌理する。 全部改正 昭和45年条例24号

(庶務)

第4条 災害対策本部の庶務は、総務課において処理する。

一部改正 昭和49年条例2号・平成16年2号・19年4号

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長 が定める。

附即

この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年9月28日条例第24号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月25日条例第2号) この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月2日条例第2号) この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第4号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第18号) この条例は、公布の日から施行する。

#### (4) 村山市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和50年3月25日条例第14号)

改正 昭和50年 7月24日条例第21号 昭和56年 7月22日条例第15号 昭和62年 3月24日条例第 4号 平成23年12月19日条例第14号 令和元年 9月24日条例第18号

昭和53年 7月19日条例第13号 昭和57年12月23日条例第16号(題名改正) 平成 3年12月20日条例第24号 令和元年 6月17日条例第 8号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。) の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民生活の安定に寄与することを目的とする。

一部改正 昭和57年条例16号

#### (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により 被害が生ずることをいう。
  - (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。) 第1条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

一部改正 昭和57年条例16号

(災害弔慰金を受ける遺族の範囲)

- 第4条 災害弔慰金を受ける遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族とし、その順位は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - 工孫
    - 才 祖父母
  - (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)があるときは、その者
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族の居住地が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、 これらの規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号に規定する遺族のうち、市長が適当と 認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、そ の1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。
  - 一部改正 昭和50年条例21号・平成23年14号 追加 平成23年条例14号

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害用慰金の額は、死亡した者1人につき、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害用慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にああっては500万円、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

一部改正 昭和50年条例21号・53年13号・56年15号・57年16号・平成3年24号

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者の死亡の推定については、法第4条の定めると ころによる。

#### (支給の制限)

- 第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。
  - (1) 災害による死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
  - (2) 令第2条の規定に該当する場合

#### (災害障害見舞金の支給)

第8条 市長は、市民が令第1条に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。) に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(次条において「障害者」という。) に対し、災害障害見舞金を支給するものとする。

追加 昭和57年条例16号

#### (災害障害見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は 疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっ ては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

追加 昭和57年条例16号、一部改正 平成3年条例24号

#### (準用規定)

第10条 第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 「第7条〕

追加 昭和57年条例16号

#### (災害援護資金の貸付け)

- 第11条 市長は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた 世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し 付けを行うものとする。
- 2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正 昭和57年条例16号

#### (災害援護資金の限度額等)

- 第12条 災害援護資金の1災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯 の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。) があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。) 及び住居の損害がない場合 150万円
    - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
    - ウ 住居が半壊した場合 270万円
    - エ 住居が全壊した場合 350万円
  - (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
    - イ 住居が半壊した場合 170万円
    - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
    - エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼及び流失の全てを含む。) した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項の規定により厚生労働大臣が被害の程度等を勘案して定めるものにあっては、5年)とする。
- 一部改正 昭和50年条例21号・53年13号・56年15号・57年16号・62年4号・平成3年24号・23年14号 (保証人及び利率)
- 第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、その利率は、年3パーセント以内で市長が別に定める率とする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものと し、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

一部改正 昭和57年条例16号

#### (償還方法等)

- 第14条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とし、元利均等償還の 方法によるものとする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることがで きる。
- 2 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約 金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条に定 めるところによる。

一部改正 昭和57年条例16号

(規則への委任)

第15条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続その他 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正 昭和57年条例16号

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年7月24日条例第21号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月19日条例第13号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月22日条例第15号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月23日条例第16号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月24日条例第4号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月20日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第9条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第12条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成23年12月19日条例第14号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月17日条例第8号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の村山市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例 の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の 貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する 災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月24日条例第18号) この条例は、公布の日から施行する。

#### (5) 村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和50年5月15日規則第18号)

改正 昭和58年3月28日規則第 4号(題名改正) 令和元年6月17日規則第 6号 令和元年9月24日規則第12号 令和 2年3月31日規則第18号

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条-第17条)

附則

#### 第1章 総則

章名追加 昭和58年規則4号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、村山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年村山市条例第14号。 以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[村山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年村山市条例第14号。以下「条例」という。)]

一部改正 昭和58年規則4号

第2章 災害弔慰金の支給

章名追加 昭和58年規則4号

#### (支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害用慰金を支給するときは、次に掲げる事項の 調査を行ったうえ災害用慰金の支給を行うものとする。

#### [条例第3条]

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。) の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。) の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

追加 昭和58年規則4号

#### (必要書類の提出)

- 第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給するときは、死亡地の官公署の発行した被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、災害弔慰金を受けるべき遺族が市民でない者であるときは、遺族であることを 証明する書類を提出させるものとする。

一部改正 昭和58年規則4号

#### 第3章 災害障害見舞金の支給

本章追加 昭和58年規則4号

#### (支給の手続)

第4条 市長は、条例第8条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### 「条例第8条]

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項

追加 昭和58年規則4号

#### (必要書類の提出)

- 第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対して災害傷害見舞金を支給するときは、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行した被災証明書を提出させるものとする。
- 2 市長は、災害傷害見舞金の支給を行うときは、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。) 別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

「別記様式第1号]

追加 昭和58年規則4号

第4章 災害援護資金の貸付け

章名追加 昭和58年規則4号

(災害援護資金の貸付申請)

第6条 条例第11条第1項の規定により災害援護資金(以下「援護資金」という。) の貸付けを受けようとする者は、災害援護資金貸付申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

「条例第8条第1項] 「別記様式第2号]

2 前項の申請書には、次の各号の定めるところにより必要とする書類を添えなければな らない。

[申請書]

- (1) 世帯主の負傷を理由とする申請にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を 記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。) において、この市の区域外に居住していた者の申請にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村の証明書
- 3 第1項の申請書は、当該被害を受けた日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

一部改正 昭和58年規則4号

(調査)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときはすみやかにその内容を検 討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。 一部改正 昭和58年規則4号

(貸付けの決定)

第8条 市長は、前条の調査の結果、援護資金を貸し付ける決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書(別記様式第3号)を当該申請人に交付するものとする。

「別記様式第3号]

2 市長は、前条の調査の結果、援護資金を貸し付けない決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(別記様式第4号)により、当該申請人に通知するものとする。

[別記様式第4号]

一部改正 昭和58年規則4号

(借用書の提出)

第9条 前条第1項の決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別記様式第5号)に自己の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、自己及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

「別記様式第5号]

一部改正 昭和58年規則4号

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

「借用書]

一部改正 昭和58年規則4号

#### (償還の完了)

第11条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。) が貸付金の 償還を完了したときは、遅滞なく、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を返還するも のとする。

追加 昭和58年規則4号

#### (繰上償還)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

「別記様式第6号】

追加 昭和58年規則4号

#### (償還金の支払猶予)

第13条 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第13条及び災害 弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第12条の規定により償還金 の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申請書(別記様式第7号)を市長に提 出しなければならない。

「別記様式第7号]

2 市長は、償還金の支払猶予を認める決定をしたときは、償還金支払猶予承認通知書(別 記様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

「別記様式第8号]

3 市長は、償還金の支払猶予を認めない決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書 (別記様式第9号)により、当該借受人に通知するものとする。

「別記様式第9号]

一部改正 昭和58年規則4号

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を受けようとするときは、違約金支払免除申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。

「別記様式第10号]

2 市長は、違約金の支払免除を認める決定をしたときは、違約金支払免除承認通知書(別記様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

「別記様式第11号]

3 市長は、違約金の支払免除を認めない決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書 (別記様式第12号)により、当該借受人に通知するものとする。

[別記様式第12号]

追加 昭和58年規則4号

#### (償還免除)

第15条 法第14条第1項の規定により、災害援護資金の償還未済額の全部又は一部について 償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。) は、災害援護資金償 還免除申請書(別記様式第13号) を市長に提出しなければならない。

「別記様式第13号]

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 [申請書]
  - (1) 借受人の死亡を証する書類
  - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
  - (3) 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める決定をしたときは、災害援護資金償還免除承認通知書(別記様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

[別記様式第14号]

4 市長は、償還の免除を認めない決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書 (別記様式第15号)により、当該償還免除申請者に通知するものとする。

「別記様式第15号]

一部改正 昭和58年規則4号

(氏名又は住所の変更届等)

第16条 借受人又は保証人を立てる場合は保証人について、氏名又は住所等借用書の記載 事項に変更が生じたときは、借受人はすみやかに氏名等変更届書(別記様式第16号)を市 長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人 を立てる場合は保証人がその旨を提出しなければならない。

「別記様式第16号]

一部改正 昭和58年規則4号

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害 援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

追加 昭和58年規則4号

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月17日規則第6号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月24日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### (6) 村山市コミニテイ防災センター管理運営規則

(昭和57年1月25日規則第3号)

#### (趣旨)

第1条 自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため設置したコミニティ防災センターの管理運営については、この規則の定めるところによる。

#### (管理)

第2条 コミニテイ防災センター(以下「防災センター」という。)の施設等は、定期的に 点検を行い、常にその機能を発揮できるようにするものとする。

#### (運営)

- 第3条 防災センターを有効かつ効率的に運営するため、次に掲げる活用を図るものとする。
  - (1) 平常時は、地域住民コミニテイ活動の一環として防災に関する訓練及び普及の場とする。
  - (2) 災害時は、地域における自主防災活動の拠点とする。

#### (管理の委託)

第4条 市長は、防災センターの設置の目的を効果的に達成するため必要と認めたときは、 その管理を地域の自主防災組織に委託するものとする。

#### (関係簿冊の備付)

- 第5条 防災センターの施設等の現況を常に把握するため、次の簿冊を備え付けるものと する。
  - (1) 防災資機材台帳
  - (2) 施設等点検簿
  - (3) 自主防災訓練、自主防災研修関係簿
  - (4) その他必要な簿冊

#### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか防災センターの管理運営に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### (7) 村山市がけ地近接等危険住宅移転促進事業費補助金交付規則

(昭和53年5月8日規則第10号)

改正 昭和56年 6月 4日規則第18号

昭和61年2月7日規則第1号(題名改正) 平成元年6月23日規則第18号

平成 4年 7月 1日規則第13号 平成 8年 3月29日規則第 7号

平成10年 9月21日規則第26号

平成12年 6月23日規則第32号 平成26年 9月19日規則第25号

令和 2年 4月 1日規則第22号

昭和58年10月21日規則第13号 平成 2年 5月24日規則第12号 平成 3年 8月 1日規則第11号 平成 5年 9月16日規則第20号 平成 9年 4月17日規則第12号 平成11年 9月10日規則第15号 平成19年 6月26日規則第16号

令和元年 6月 5日規則第2 号

(目的)

第1条 この規則は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域 における住宅の移転を促進するため、当該住宅を移転する者(住宅金融公庫又は一般の金 融機関の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。 以下同じ。)に対し、補助金を交付するについて必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 平成4年規則13号・8年7号・19年16号

#### (用語の意義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。
  - (1) 危険住宅 国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき社会資本整備総 合交付金の交付対象となる危険住宅をいう。
  - (2) 移転事業 危険住宅を安全な場所に移転する工事(移転に代えて新たに住宅を購入 する場合を含む。)をいう。

一部改正 昭和61年規則1号・19年16号・26年25号

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるとおりとする。 「別表]

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転促進事業費補助 金交付申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければ ならない。

「別記様式第1号]

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費調書
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む。以下同じ。)に要する経費等調書 一部改正 昭和61年規則1号·19年16号

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があつた場合は、これを審査し、補助金の交付を決定したとき は、がけ地近接等危険住宅移転促進事業費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、 申請者に通知するものとする。

「別記様式第2号]

一部改正 昭和61年規則1号・19年16号

(移転事業の着手)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「移転者」という。)は、 移転事業に着手する前7日までに工事着手届(別記様式第3号)を、市長に提出しなければ ならない。

[別記様式第3号]

(補助金の請求)

第7条 移転者は、移転事業が完了したときは、市長に対し、がけ地近接等危険住宅移転促 進事業実績報告書(別記様式第4号)により、補助金の請求をしなければならない。

「別記様式第4号]

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求があつた場合において、必要な調査及び検査を行ったうえ、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還措置等)

- 第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 移転事業の施行方法が不適当であるとき。
  - (2) 移転事業に要した費用の額が、予算に比し著しく減少したとき。
  - (3) 経費の算定及び支出金額に著しく適正を欠いたとき。
  - (4) その他この規則の規定に違反したとき。

(補助金等交付規則の準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、村山市補助金等交付規則 (昭和37年村山市規則第13号)の定めるところによる。

「村山市補助金等交付規則(昭和37年村山市規則第13号)]

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年度分の補助事業から適用する。

附 則(昭和56年6月4日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年度分以後の補助金について適用する。

附 則(昭和58年10月21日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和58年度分以後の補助金について適用する。

附 則(昭和61年2月7日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和60年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成元年6月23日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成元年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成2年5月24日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成2年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成3年8月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成3年度分以後の補助金に ついて適用する。

附 則(平成4年7月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成4年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成5年9月16日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成5年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成8年3月29日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成7年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成9年4月17日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成9年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成10年9月21日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成10年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成11年9月10日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成11年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成12年6月23日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成12年度分以後の補助金に ついて適用する。

附 則(平成19年6月26日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成19年度分以後の補助金について適用する。

附 則(平成26年9月19日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年度分以後の補助金に ついて適用する。

附 則(令和元年6月5日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和元年度分以後の補助金について適用する。

附 則(令和2年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度分以後の補助金について適用する。

#### 別表(第3条関連)

移転事業に要する 経費の区分	補助事業の内容	補助対象額
危険住宅の除却等に 要する経費	移転を行う者に対して危険住 宅の除却等に要する経費を交付 する事業	1 戸当たり975千円を限 度とする。
危険住宅に代わる住 宅の建設(購入を含む。) に要する経費	移転を行う者が、危険住宅に 代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。) に要する資金を金融機関その他 の機関から借り入れた場合において、その者に対して、当該借入 金利子 (年利率8.5%を限度と する。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。 ただし、危険住宅の存する市町村外に移転する場合は1戸あたり3,250千円(建物3,250千円)を限度とする。

# 2 協定及び覚書

# 第1編 法令等 2 協定及び覚書

## (1) 災害関係協定等締結一覧

R3 12 1 現在

				K3.12.1 現任
番号	種別	協定等名称	締結相手方	締結日
1	消防	山形県広域消防相互応援協定書	県内市町村長	\$53. 3.10
2	自治体	山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴 う災害、発生した場合の連絡、調整等に関する協定	自衛隊、村山・東根・寒河江・天童・河北の長	S54. 6. 1
3	消防	山形県消防広域応援隊に関する覚書	県内市町村長	Н 7.11.14
4	自治体	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	県内市町村長	Н 7.11.20
5	消防	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	県内市町村長	H10. 4. 1
6	自治体	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	県内市町村長	H10. 5.26
7	自治体	緊急時における廃棄物処分相互協定	県内市町村長	H11.12. 1
8	自治体	友好都市相互応援協定	北海道厚岸町	H10.11. 9
9	郵便	災害時の協力に関する協定	村山市内郵便局	H11. 6.21
10	施設復旧等	災害時等における災害応急対策の応援に関する協定	村山市建設業協会	H19. 2.26
11	物資供給	災害時等における応急生活物資の供給に関する協定	みちのく村山農業協同組合	H19. 2.26
12	物資供給	災害時等における応急生活物資の供給及び輸送に関する協定	村山市商工会	H19. 2.26
13	物資供給	災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定	山形県生活協同組合連合会	H19. 2.26
14	物資供給	災害時等における応急生活物資等の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H19. 5.23
15	自治体	災害時における相互支援に関する協定	宮城県塩竈市	H19.11. 6
16	施設復旧等	災害時の協力に関する協定	東北電力株式会社天童営業所	H21. 2.20
17	物資供給	災害時等における清涼飲料水供給に関する協定	仙台コカ・コーラボトリング(株)山形営業所	H21. 2.20
18	自治体	災害時における相互応援協定	東京都台東区	H21. 8.21
19	施設復旧等	災害時の情報交換に関する協定締結	国土交通省東北地方整備局	H21.12.25
20	施設復旧等	水道施設の災害に伴う復旧応援協定	村山市管工事業協同組合	H22. 3.25
21	自治体	災害時における相互応援協定	東京都豊島区	H22. 8.21
22	避難所	施設使用に関する協定書	社会福祉法人村山光厚生会	H24. 4. 1
23	物資供給	災害時等における物資調達に関する協定	東北カートン株式会社	H24. 4.16
24	施設復旧等	災害時における除雪等業務に関する協定	村山道路維持協同組合	H27.10.21

番号	種別	協定等名称	締結相手方	締結日
25	避難所	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	山形県立楯岡特別支援学校、 社会福祉法人村山光厚生会、 社会福祉法人慈敬会、 社会福祉法人千宏会、 医療法人社団千宏会、 社会福祉法人さくら福祉会、 医療法人社団緑愛会	H28. 2.19
26	物資供給	災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応 援に関する協定	一般社団法人山形県LPガス協会	H28. 3.17
27	自治体	災害時における相互応援協定	岐阜県羽島市	H28. 4.20
28	施設復旧等	災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	一般社団法人山形県建築士会村山支部	H28. 7.11
29	避難所	災害時における避難所等施設利用に関する協定	一般財団法人村山市余暇開発公社	H29. 2.10
30	役務・物資 供給	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の 協力に関する協定	山形県葬祭業協同組合	Н29. 3.28
31	役務の提供	村山市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H29. 3.28
32	役務の提供	災害時における消防活動の協力に関する協定	北村山生コンクリート協同組合	Н30. 6.27
33	情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R 1. 7. 9
34	物資供給	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力 協定	山形三菱自動車販売株式会社 株式会社工藤自動車	R 1. 7.19
35	役務の提供	村山市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社東北支社	R 1. 9.17
36	役務の提供	道の駅むらやま防災利用に関する基本協定	山形河川国道事務所	R 1. 9.24
37	役務・物資 供給	災害時等における救援活動の協力に関する協定	株式会社ヤマザワ	R 3. 8. 5
38	相互協力	村山市と株式会社古窯ホールディングスとの相互協力・連携 に関する協定書	株式会社古窯ホールディングス	R 3.11.12
39	役務の提供	災害時における被災者支援に関する協定	山形県土地家屋調査士会	R 3.11.15

#### (2) 山形県広域消防相互応援協定書

#### (目 的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

#### (応援の区分)

- 第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急 隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若し くは調達して応援活動させるものとする。
  - (1) 普及応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をま たずに出動する応援
  - (2) 特別応援 市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長の要請に基づいて他 の市町村等の長が応援対等により行う応援

#### (特別応援の要請)

- 第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、そ の他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
  - (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
  - (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
  - (3) 活動内容及び集結地
  - (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
  - (5) その他必要事項

#### (応援隊等の派遣)

- 第4条 応援対等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲 において直ちに行うものとする。
  - (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
  - (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援態等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地 到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

#### (応援隊の指揮等)

- 第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。
- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊 員に対して行うことができる。
- 第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

#### (図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、 同貯蔵初等)を明示した図面を備えなければならない。

#### (経費の負担)

- 第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。
  - (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり捕食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
  - (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担と する。

- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

#### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

#### (改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

#### (効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名 (連 署) (3) 山形空港及びその周辺において航空機事故、航空機事故に伴う災害、発生した場合の連絡、調整等に関する協定書

(目 的)

第1条 陸上自衛隊神町駐屯地指令(以下「甲」という)と圏内管轄市町長(以下「乙」という)は山形空港及びその周辺(山形空港「航空通信管制圏内半径約9km」という以下同じ)における航空機事故及び航空機事故に伴う災害(以下「航空機事故」という)の発生に際し「甲」と「乙」とが相互に緊密な協力のもとに消火、救難活動を実施し、被害の軽減を図るための体制を整備することを目的とする。

#### (航空機事故の範囲)

第2条 この協定書において対象とする航空機事故の範囲は消火、救急、救助及び不明機 (員)の捜索活動を必要とする場合とする。

#### (航空機事故発生時の通報)

- 第3条 山形空港周辺において自衛隊機及びその他の航空機事故が発生した場合「甲」及び 「乙」は次の各号について相互に通報するものとする。
  - (1) 発生日時及び場所
  - (2) 災害等発生の状況
  - (3) 死傷者の有無、救急、救助活動の必要性
  - (4) 消防隊の派遣、出動に関する事項
  - (5) 航空機の機数、型式及び搭乗者数
  - (6) 航空機の搭載燃料の量及び弾薬の有無
  - (7) その他必要な事項
- 2 航空機事故発生時の通報先はそれぞれ各号による。
  - (1) 「甲」に対する通報

第6師団司令部第3部防衛隊(電話番号0237-48-1151内線237番) へ行う。

ただし、休日及び土曜日の午後並びに平日17時から翌朝8時までの間は、神町駐屯地当直指令(電話番号0237-48-1151内線302番)へ行う。

(2) 「乙」に対する通報

管轄市町消防本部司令室(電話119番)へ行う。

#### (消火、救難活動の実施)

- 第3条 山形空港及びその周辺における航空機事故の消火、救難活動は次の各号による。
  - (1) 自衛隊機等にかかわる場合
    - ア 「甲」は速やかに所要の部隊を現場に派遣し、応急的な消火、救難活動を実施するとともに連絡員を現場本部に派遣する。
    - イ 「乙」は派遣部隊の長と協力して迅速かつ能率的な消火、救難活動を実施する。
    - ウ 現場における実施内容及び担当部署は、現場指揮者が自衛隊派遣部隊の指揮官 と調整のうえ必要な統制を行う。
  - (2) 自衛隊機等以外の航空機にかかわる場合

「甲」は必要に応じ又は山形県知事等の要請に基づき所要の部隊の派遣を師団長に 要請する。

現場における活動は前号に順ずる。

(3) 飛行場への進入及び誘導

ア 第6飛行隊地区への進入は、第6飛行隊正門とし着陸帯及び誘導路を横断する 場合は原則として自衛隊側が誘導する。

イ 山形空港地区に侵入する場合は山形空港消火、救難計画による。

#### (単独で実施した消火、救難活動の通報)

- 第4条 「甲」及び「乙」は単独で消火、救難活動を実施した場合は必要に応じ次の各号に ついて相互に通報するものとする。
  - (1) 航空機事故等発生の日時及び場所
  - (2) 消火、救難対象の種類、名称(航空機にあっては機数、型式、搭乗者数)
  - (3) 消火、救難活動の開始及び終了時期並びにその概要
  - (4) 派遣、出動人員及び主要器材等
  - (5) その他参考となる事項

#### (調査に対する協力)

第5条 「甲」及び「乙」は消火、救難活動の実施にあたり当該航空機事故現場の原因調査 に必要な資料の保存に留意するものとする。

#### (資料の交換)

第6条 「甲」及び「乙」は山形空港を恒常的に使用する航空機及び装備する消防機器等消火、救難活動の参考となる資料を相互に交換するものとする。

#### (協議)

- 第7条 この協定に定めのない事項及び協定の円滑な実施に関し必要なこと又は疑義を生じた事項についてはその都度協議して決定する。
- 第8条 本協定書は8部作成し「甲」及び「乙」が各1通を保有するものとする。

#### (施行期日)

第9条 本協定書は昭和54年6月1日から施行する。

#### 昭和54年6月1日

陸上自衛隊神町駐屯地指令	氏	名
東根市長	氏	名
村山市長	氏	名
寒河江市長	氏	名
天童市長	氏	名
河北町長	氏	名

#### (4) 山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目 的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山 形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

#### (広域応援隊の編成)

- 第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援 隊により編成する。
- 2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長 消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。
- 3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

#### (情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防 本部が行う。

#### (訓 練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

#### (調整会議)

- 第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。
- 2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。
  - (1) 代表幹事 山形県消防長消防本部
  - (2) 幹 事 同副会長消防本部

#### (その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して 定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

#### 立会人

山形県生活福祉部長 氏 名

市町村消防長 氏 名 (連 署)

#### 第2条第3項関係

	応	援	隊	数				
応援隊の種類 消防本部名	応援隊数	指揮支援隊	消火隊	救急隊	救助隊	化学隊	特殊隊	後方支援隊
山形市	8	1	1	1	1	1	2	1
最上広域市町村圏事務組合	5	1	1	1	1			1
酒田地区広域行政組合	7	(1)	1	2	1	1		1
鶴岡市	7	(1)	1	2	1		1	1
置賜広域行政事務組合	5	1	1	1		1		1
上山市	2		1	1				
西置賜行政組合	4		1	1	1			1
西村山広域行政事務組合	4		1	1	1			1
村山市	3		1	1	1			
天童市	3		1	1	1			
東根市	2		1	1				
尾花沢市	2		1	1				
合計	52	5	12	14	8	3	3	7

- ・指揮隊の()は、消防長会副会長の職にあるときのみ適用する。
- ・鶴岡市消防本部の救助隊は、水難救助隊を含む。

第3条関係

#### 情報連絡窓口

1月牧理給念口	一般	回線	県防災行政無線※注			
消防本部名	電話	FAX	電話	FAX		
山形市	023-634-1199	023-624-6687	7-744-901	7-744-950		
最上広域市町村圏事務組合	0233-22-7521	0233-22-7523	7-751-901	7-751-950		
酒田地区広域行政組合	0234-61-7119	0234-52-3491	7-758-101	7-758-150		
鶴岡市	0235-22-8330	0235-22-0119	7-757-411	7-757-950		
置賜広域行政事務組合 (米沢・南陽・高畠・川西)	0238-23-3107	0238-26-2036	7-752-401	7-752-450		
上山市	023-672-1190	023-673-3250	7-745-401	7-745-450		
西置賜行政組合	0238-88-1212	0238-88-1849	7-756-501	7-756-550		
西村山広域行政事務組合	0237-86-2595	0237-86-3406	7-747-101	7-747-150		
村山市	0237-55-2514	0237-53-3119	7-748-901	7-748-950		
天童市	023-654-1191	023-653-2806	7-746-101	7-746-150		
東根市	0237-42-0134	0237-43-7138	7-749-901	7-749-950		
尾花沢市	0237-22-1131	0237-22-1132	7-750-101	7-750-150		

<sup>※</sup>防災行政無線番号は各消防本部の通信室 (通信司令室) に設置された無線専用電話の番号 ※防災行政無線ファクシミリは上記の番号の前に「0」+「ポーズ」をダイヤルする。

# 【付 録】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

策定 平成 1 6年 2月 6日 変更 平成 1 8年 2月 6日 変更 平成 1 8年 6月2 2日 変更 平成 2 0年 3月2 8日 変更 平成 2 1年 3月1 2日 変更 平成 2 6年 3月 5日 変更 平成 3 1年 3月 8日

#### 目次

#### 第1章 総則

- 第1節 本計画の目的
- 第2節 緊急消防援助隊の任務
- 第2章 緊急消防援助隊の編成
  - 第1節 緊急消防援助隊の構成単位
  - 第2節 都道府県大隊の編成
  - 第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務
  - 第4節 小隊の装備等の基準
  - 第5節 部隊の任務
  - 第6節 部隊の隊の装備等の基準
- 第3章 緊急消防援助隊の登録
- 第4章 緊急消防援助隊の出動計画等
- 第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等
- 第6章 緊急消防援助隊の教育訓練
  - 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等
  - 第2節 消防大学校における教育訓練等
- 第7章 その他

#### 第1章 総則

#### 第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第2項の規定に基づき、緊急 消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び 施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

#### 第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村 (以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処でき ないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官(以下「長官」という。)の求め に応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

#### 第2章 緊急消防援助隊の編成

#### 第1節 緊急消防援助隊の構成単位

## 1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、 それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

# 2 部 隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長とする。ただし、航空部隊にあっては、部隊の長を設けないものとする。

## 第2節 都道府県大隊の編成

- 1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。
- 2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

#### 3 都道府県大隊長

- (1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする。
- (2) 都道府県大隊長は、2の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。 ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

#### 第3節 都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務

都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、 水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊 主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。
- 2 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 3 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 4 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 5 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補 給活動等を行うこと。

- 6 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等 に関する支援活動を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

#### 第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、 水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

#### 1 都道府県大隊指揮隊

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

#### 2 消火小隊

- (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- (3) 消火小隊は、口径65ミリメートルのホースを積載すること。

# 3 救助小隊

- (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準(昭和62年消防庁告示第3号) 第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員(以下「救助隊員」という。)5人以上 で編成されるものであること。ただし、(2) イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助 隊員であることを要しない。
- (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
  - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
  - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
- (3) 救助小隊は、(2)の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
  - ア (2) アの救助工作車

救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材

イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両 浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

#### 4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法(平成3年法律第36号)第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準(昭和53年消防庁告示第2号)第2条第1項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

#### 5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

## 6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

#### 7 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び 2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

#### 8 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊(毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。)、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

#### 9 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及び その他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が 別に定める必要な装備及び車両を備えること。

## 第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び航空部隊の任務等は、それぞれ1から6までのとおりとする。

#### 1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊をもって編成する ものとし、各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊 長とする。

## (3) 指揮支援部隊長

ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を 統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を 補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任 務とする。

- イ 指揮支援部隊長は、統括指揮支援隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、 長官が別に定めるところにより統括指揮支援隊を編成するものとする。
- ウ 指揮支援部隊長は、陸上(水上を含む。以下同じ。)の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊長に委任することができる。
- エ 指揮支援部隊長は、航空の活動に関して、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を航空指揮支援隊長に委任することができる。

#### (4) 指揮支援隊長

- ア 指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長(以下 「指揮者」という。)を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における陸上に係る 緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
- イ 指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより指揮支援隊 を編成するものとする。

## (5) 航空指揮支援隊長

- ア 航空指揮支援隊長は、航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行っている者(以下「ヘリベース指揮者」という。)を補佐し、及びヘリベース指揮者の 指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務 とする。
- イ 航空指揮支援隊長は、任務を遂行するため、長官が別に定めるところにより航空指揮支援隊を編成するものとする。

#### 2 統合機動部隊

- (1) 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防 活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑 な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。
- (2) 統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である統合機動部隊 指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。
- 3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

# 4 NBC災害即応部隊

- (1) NBC災害即応部隊は、NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。以下同じ。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
- (2) NBC災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- (3) NBC災害即応部隊長は、NBC災害即応部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、NBC災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

#### 5 土砂・風水害機動支援部隊

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊長は、原則として第2節2の代表消防機関の職員である土砂・風水害機動支援部隊指揮隊長をもってこれに充て、任務を遂行するため、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊を編成するものとする。

# 6 航空部隊

- (1) 航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とする。
- (2) 航空部隊は、航空小隊をもって編成し、必要に応じて、航空後方支援小隊を加えるものとする。
- (3) 航空小隊は、主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とする。
- (4) 航空後方支援小隊は、主として航空機の活動拠点における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とする。

#### 第6節 部隊の隊の装備等の基準

統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、NBC災害即応部隊指揮隊、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、航空小隊及び航空後方支援小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

#### 1 統括指揮支援隊及び指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

## 2 航空指揮支援隊

- (1) 指揮支援部隊を構成する航空指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) 航空指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び 車両を備えること。

#### 3 統合機動部隊指揮隊

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

#### 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

#### 5 NBC災害即応部隊指揮隊

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集 伝達・通信等を担当する隊員3人以上で編成されるものであること。
- (2) NBC災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両 を備えること。

## 6 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

# 7 航空小隊

- (1) 航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士、整備士、救助隊員等で編成されるものであること。
- (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
- (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。

## 8 航空後方支援小隊

- (1) 航空後方支援小隊は、隊員2人以上で編成されるものであること。
- (2) 航空後方支援小隊は、航空機の活動拠点において、航空指揮支援隊及び航空小隊が長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

# 第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、2023 年度(平成35年度)末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第1のとおり、おおむね6,600隊規模とすることを目標とする。

#### 第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

#### 1 出動決定のための措置等

- (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。
- (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
- (3) 大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。

## 2 基本的な出動計画

(1) 第一次出動都道府県大隊

大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県(以下「災害発生都道府県」という。)ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第2のとおりとする。

- (2) 出動準備都道府県大隊
  - (1) の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第3のとおりとする。
- 3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図る ものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁、日本DMAT (厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。)等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関
- 4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2(1)及び(2)の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊が出動するものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

#### 5 NBC災害についての出動の考え方

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、長官が別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動するものとする。

#### 第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

#### 1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに 的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、 都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。2019年 度(平成31年度)から2023年度(平成35年度)末までに整備を推進する車両及び航空機等 の整備規模の目標は、別表第4のとおりとし、その他別表第5に掲げる施設の整備を推進 するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範 囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

## 第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

#### 第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

#### 1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練(以下「地域ブロック合同訓練」という。)を定期的に実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、2021年度(平成33年度)に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

#### 2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

# 第2節 消防大学校における教育訓練等

#### 1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

# 2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

# 第7章 その他

- 1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。
- 2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則 この計画は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(登録する隊の規模)

別衣牙	31 (豆球りる豚の枕候)	
	区分	登録規模
統括	指揮支援隊及び指揮支援隊	50 隊程度
航空	<b>指揮支援隊</b>	60 隊程度
統合	幾動部隊指揮隊	50 隊程度
エネ	ルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	10 隊程度
NΒ	C災害即応部隊指揮隊	50 隊程度
土砂	・風水害機動支援部隊指揮隊	50 隊程度
	都道府県大隊指揮隊	160 隊程度
	消火小隊	2,500 隊程度
都	救助小隊	540 隊程度
都道府県大隊	救急小隊	1,500 隊程度
鴬	後方支援小隊	890 隊程度
大	通信支援小隊	50 隊程度
啄	水上小隊	20 隊程度
	特殊災害小隊	350 隊程度
	特殊装備小隊	500 隊程度
舶		
空	航空小隊	80 隊程度
航空部隊	航空後方支援小隊	60 隊程度
隊		
	計	6,600 隊程度
	ūΙ	(重複を除く)

別表第2(第一次出動都道府県大隊)

別衣弟と(弗一次出動)					
災害発生都道府県	第	一次出動	都道府県:	大隊	
北海道	青森	岩手	宮城	秋田	
青森	岩手	宮城	秋田	山形	
岩手	青森	宮城	秋田	山形	
宮城	岩手	秋田	山形	福島	
秋田	青森	岩手	宮城	山形	
山形	宮城	秋田	福島	新潟	
	宮城	山形	栃木	新潟	
	福島	栃木	埼玉	<u> </u>	
 栃木	福島	茨城	<u></u> 群馬	埼玉	
	栃木	埼玉	新潟	長野	
	茨城	群馬	千葉	東京	
<u> </u>	茨城	埼玉	東京	神奈川	
	埼玉	 千葉	神奈川	山梨	
	千葉	 東京	山梨		
新潟	山形	<del>灰</del> 质_ 福島	 群馬		
	新潟		<del></del>	<del></del> 岐阜	
	富山				
 福井	日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本		<u>哎早</u> 滋賀		
	東京			静岡	
	群馬			     岐阜	
		新潟	山梨		
岐阜	富山	福井	長野	愛知	
静岡	神奈川		長野 	愛知	
愛知 	岐阜	静岡	三重	滋賀	
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山	
滋賀	福井	岐阜	三重	京都	
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫	_
大阪	京都	<u> </u>	奈良	和歌山	
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山	
奈良	三重	京都	大阪	和歌山	
和歌山	三重	京都	大阪	奈良	
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島	
島根	鳥取	岡山	広島	山口	
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川	
広島	島根	岡山	山口	愛媛	
山口	島根	岡山	広島	福岡	
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知	
香川	岡山	徳島	愛媛	高知	
愛媛	広島	徳島	香川	高知	
高知	広島	徳島	香川	愛媛	
福岡	山山	佐賀	熊本	大分	
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分	
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分	
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島	
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎	
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島	
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎	
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島	

別表第3(出動準備都道府県大隊)

別表第3(出動準備都)	<b>坦</b> / 世界 八	<b></b>	ri r <del>4</del>	h シメチヒ /±ニ-+/□	小关片目	→17 <del>½</del> :	
災害発生都道府県	.1.#/ ==-	-1 4.14			『道府県プ		\$ \$.I. \tag{\tau}\$
北海道	山形 福島					神奈川新	
青森	北海道 福		栃木 群馬		千葉 東京		新潟 富山 石川
岩手	北海道 福		栃木 群馬		千葉 東京		新潟 富山 山梨
宮城	北海道 青		栃木 群馬		千葉 東京		新潟 富山 山梨
秋田	北海道 福		栃木 群馬		千葉 東京		新潟 富山 石川
山形	北海道 青		茨城 栃木		埼玉 千葉		奈川 富山 石川
福島	北海道 青		秋田 茨城		埼玉 千葉		奈川 富山 長野
茨城	青森 岩手		大田 山形		東京 神奈川		
栃木	青森 岩手		大田 山形		京 神奈川		
群馬	岩手 宮城		」形 福島		一葉 東京	神奈川富田	
埼玉	岩手 宮城	秋田 山	」形 福島	栃木 神	神奈川 新潟		
千葉	岩手 宮城	秋田 山	」形 福島	栃木 群	詳馬 新潟	山梨 長野	静岡 愛知
東京	宮城 山形	福島 萝	炭城 栃木	群馬新	「鴻富山	長野 岐阜	静岡 愛知
神奈川	宮城 山形	福島 萝	炭城 栃木	群馬 埼	新 新潟	長野 岐阜	愛知 滋賀
新潟	宮城 秋田	茨城 栃	6木 埼玉	千葉 東	東京 神奈川	富山 石川	川 福井 山梨
富山	群馬 埼玉	東京神	奈川 福井	: 山梨	愛知 三重	滋賀京	都 大阪 奈良
石川	新潟 群馬	山梨 長	長野 静岡	愛知 三	三重 京都	大阪 奈良	和歌山 鳥取
福井	新潟 富山	山梨 長	長野 静岡	愛知 三	三重 大阪	兵庫 奈良	和歌山 鳥取
山梨	茨城 栃木	群馬 堵	奇玉 千葉	新潟 富	了山 石川	福井 岐阜	愛知 三重
長野	栃木 茨城	埼玉 千	-葉 東京	神奈川	富山 石川	福井 静	岡 愛知 三重
岐阜	東京神奈	川石川	山梨 静岡	三重	滋賀 京都	大阪兵	車 奈良 和歌山
静岡	栃木 群馬	埼玉 千	-葉 東京	石川 福	計 岐阜	三重 滋賀	京都 大阪
愛知	東京神奈	川富山	石川 福井	: 山梨	長野 京都	大阪兵庫	車 奈良 和歌山
三重	富山石川		1梨 長野		節 京都	大阪 兵庫	徳島 香川
	富山石川	山梨 長	長野 静岡	愛知 大	下阪 兵庫	奈良 和歌[	山 鳥取 徳島
京都	富山石川	岐阜 前	節 愛知		長 和歌山		
大阪	石川 福井	岐阜 前	節 愛知			岡山 広島	徳島香川
兵庫	石川 福井	岐阜 愛	愛知 三重		長 和歌山	島根広り	
奈良	富山 石川	福井 岈	支阜 静岡		姓 兵庫	鳥取 岡山	徳島 香川
和歌山	石川 福井	岐阜 前	節 愛知	滋賀 兵	集庫 鳥取	島根岡山	徳島 香川
鳥取	福井 愛知	三重 泫	質 京都		₹良 和歌山	山口徳	
島根	愛知 三重		京都 大阪			愛媛 高知	福岡 佐賀
岡山	愛知 三重		都 大阪		1歌山 島根		
広島	大阪 兵庫		事取 徳島		新知 福岡	佐賀 長崎	熊本 大分
山口	兵庫 鳥取					熊本 大分	宮崎 鹿児島
徳島	滋賀 京都		₹良 和歌山		島根岡山		
香川	滋賀京都		· 库 奈良	和歌山	鳥取島根		
	滋賀京都		作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 作 行 行 行 行			福岡佐賀	<u> </u>
高知	滋賀京都		作 鳥取		<u> </u>	福岡佐賀	長崎大分
福岡	兵庫 鳥取		日本 一日本 日本 一日本 日本 一日本 日本 一日本			高知長崎	宮崎 鹿児島
佐賀	兵庫 鳥取		10   広島     J山   広島		島 香川	愛媛 高知	宮崎 鹿児島
佐貝 長崎							
	兵庫 鳥取		日本 広島		島 香川	愛媛 高知	宮崎・鹿児島
熊本	兵庫 島根				到 愛媛	高知 佐賀	長崎沖縄
大分	兵庫 島根		島 山口		別 愛媛	高知 長崎	鹿児島 沖縄
宮崎	兵庫 島根		<b>二島</b> 山口		到 愛媛	高知 佐賀	長崎沖縄
鹿児島	兵庫 島根		点 山口		別 愛媛	高知 佐賀	長崎沖縄
沖縄	兵庫 島根	岡山 戊	点島 山口	徳島 香	到 愛媛	高知 佐賀	長崎 大分

別表第4(車両及び航空機等の整備規模)

	区分	整備規模 630台 109台 567台		
	消防ポンプ自動車	630台		
	救助工作車	109台		
車 両	救急自動車	567台		
	その他の消防用自動車	217台		
	小計	1,523台		
位于 4.44kkk	ヘリコプター	4機		
航空機 等	消防艇	2艇		
<del>- 4</del>	小計	6機 (艇)		

# 備考

- 1 この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- 2 この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- 3 この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防 ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、 泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水 利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第5 (その他の整備を推准する施設)

	12.0
区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、 高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用 特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプ ター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、 ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信 を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ 電送システム

# (5) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

#### (趣 旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村(以下「市町村」という。)において、地震等による 大規模災害が発生した場合に、市町村の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項に ついて定めるものとする。

# (連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相 互に連絡するものとする。

#### (応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、 あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

# (応援の種類)

- 第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
  - (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
  - (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
  - (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
  - (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援 等
  - (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
  - (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

# (応援要請の手続き)

- 第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。
  - (1) 被害の種類及び状況
  - (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
  - (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
  - (4) 応援場所及び応援場所への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

# (自主応援)

- 第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たず自主的に応援を行うものとする。
- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

## (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

#### (その他)

- 第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料 を相互に交換するものとする。
- 2 この協定に定めない事項で、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。 この協定を証するため、本協定書44通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者

市町村長 氏 名 印

(44市町村連署)

## 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
  - 協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
  - (1)協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
  - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
    - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
    - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
    - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
  - (1) 応援に従事する者(以下、「応援職員」という。)は、応援措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
  - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
  - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
  - (4)被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
  - (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、《建築確認業務等》の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
  - (2)本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、 県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいた ものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議に よる場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
  - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
  - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

#### 別表 1

# 連絡担当課一覧

						災害用電話番号			
市町村名	担当課	課長	課長 補佐	担当 係長	担当者	勤務時間中		勤務時間 (受信先名	
						NTT	防災無線		
市町村						TEL FAX	TEL FAX	(	)

#### 別表2

# 応援調整担当市

1 大規模地震による災害発生時

+	波 災 地 域	応援調整担当市			
1	双 火 地 坳	第1順位	第2順位	第3順位	
<b>†</b>	寸 山	鶴岡市	酒田市	新庄市	
1	最上		米沢市	長井市	
置賜		村山市	新庄市	鶴岡市	
庄 内	平野東緑地震	山形市	東根市	長井市	
上 庄 内	県西方沖地震	新庄市	天童市	南陽市	

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応援調整担当市			
双 災 退 坞	第1順位	第2順位	第3順位	
東南村山	寒河江市	南陽市	東根市	
西 村 山	山形市	長井市	東根市	
北 村 山	新庄市	天童市	寒河江市	
最 上	村山市	酒田市	鶴岡市	
東南置賜	長井市	上山市	寒河江市	
西 置 賜	米沢市	寒河江市	上山市	
鶴岡	酒田市	寒河江市	新庄市	
酒田	鶴岡市	新庄市	尾花沢市	

- ① 各市はそれぞれの属する地域ブロック(総合支庁及び酒田・鶴岡の各消防組合の管轄区域)の応援を調整する。そのブロックが順位に従って応援を実施し、更に応援が必要な場合は、次順位のブロックが応援に加わる。
- ② 第3位くらいまで順位付けをする。
- ③ 各地域ブロックの「中核的な」市にのみ負担をかけないよう配慮する。
- ④ 大規模災害時を、大規模地震とそれ以外の災害の場合に分け、それぞれについて応援体制を構築する。大規模地震の場合は、県が実施した地震対策基礎調査(被害想定調査)の結果を参考に、被災しない地域ブロックが応援を担当する。

# (6) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、山 形県が所有する消防防災へリコプター(以下「消防防災へリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域 は、市町村等の区域とする。

#### (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1 条に規定する災害をいう。

# (応援要請)

- 第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長が、次の各号の一に該当し、消防防災へりの活動を必要と判断する場合に、山形県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。
  - (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
  - (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
  - (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

#### (消防防災航空隊の派遣)

- 第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災へリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従する職員(以下「消防防災航空隊員」という。)を派遣するものとする。
- 2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

## (消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災へりに搭乗している運航指揮者が消防防災へりの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通知するものとする。

#### (消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定(昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という)第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

## (運航経費の負担)

- 第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。
- 2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

# (その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

# (適 用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証する、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

山形県知事 髙橋和雄

市町村長等 氏 名 (連 署)

# (7) 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

## (趣 旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部(以下「県支部」という。)内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員(以下「各都市」という。)相互間で行なう応援活動について必要な事項を定める。

# (相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

# (組織及び連絡担当課)

- 第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロック に代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。
- 2 県支部にこの協定の事務局を設置する。
- 3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する 連絡担当課、連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れ があるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

## (応援要請の方法)

- 第4条 代表都市は、ブロック内の被災事態事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。
- 2 前項により、被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。
- 3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。
- 4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。
- 5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部 長に対して、応援の要請を行うものとする。

# (応援要請の連絡内容)

- 第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。
  - (1) 災害の状況
  - (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
  - (3)必要とする職員の職種別人員
  - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (情報連絡担当事業体)

- 第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる 事業体(以下「情報連絡担当事業体」という。)を置く。
- 2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市 ごとに別に定める。
- 3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した 代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、応援要請に関する連絡調整等を行う。

# (県支部現地救援本部の設置)

- 第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めたときは、県支部現地救援本部(以下「県支部現地救援本部」という。)を設置することができる。
- 2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。
- 3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部(これに相当する組織を含む。)が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

# (応援活動)

- 第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 応急給水
  - (2) 応急復旧
  - (3) 応急復旧用資機材の提供
  - (4)漏水調査
  - (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

#### (応援要請の派遣)

- 第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。
- 2 応援要請を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料 その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を 携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

#### (応援要請の受入)

第 10 条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要因の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

# (費用負担)

第 11 条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及び その他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するも のとする。

## (情報の交換)

第 12 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。

# (会員以外への協力)

第 13 条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に 準じ応急給水等の協力に努めるものとする。

## (指 針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

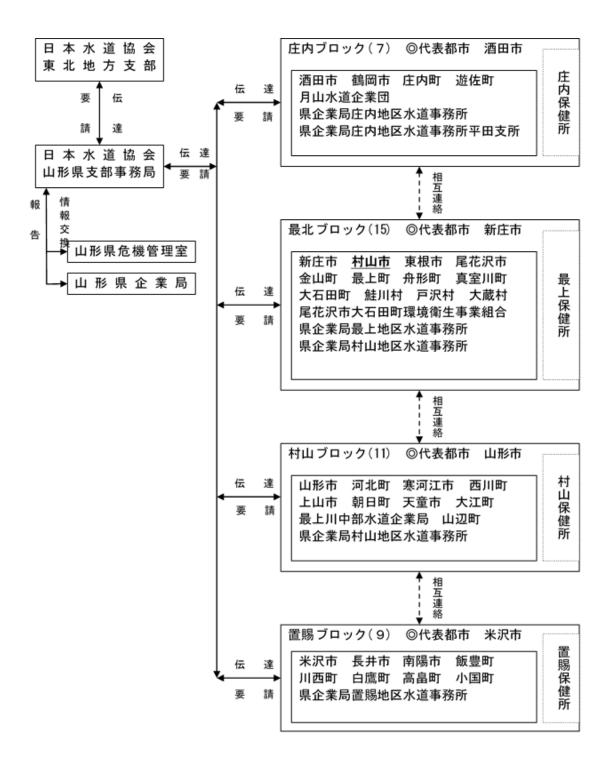
#### (協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その 都度協議して定めるものとする。

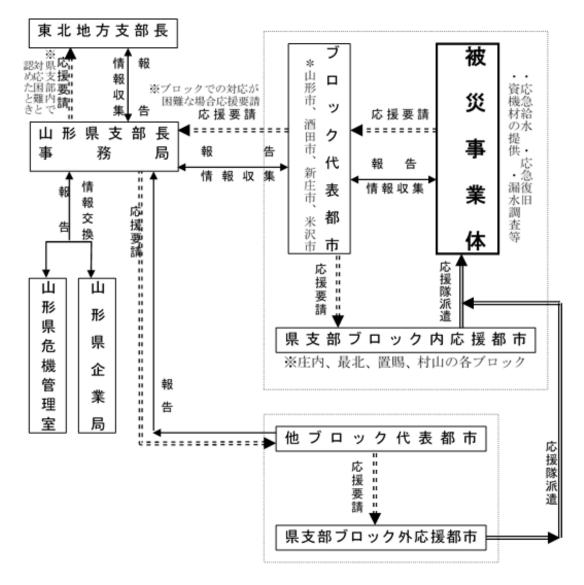
# 附 則

- 1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。 (日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)
- 2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画(平成7年5月24 日協定)」は、廃止する。

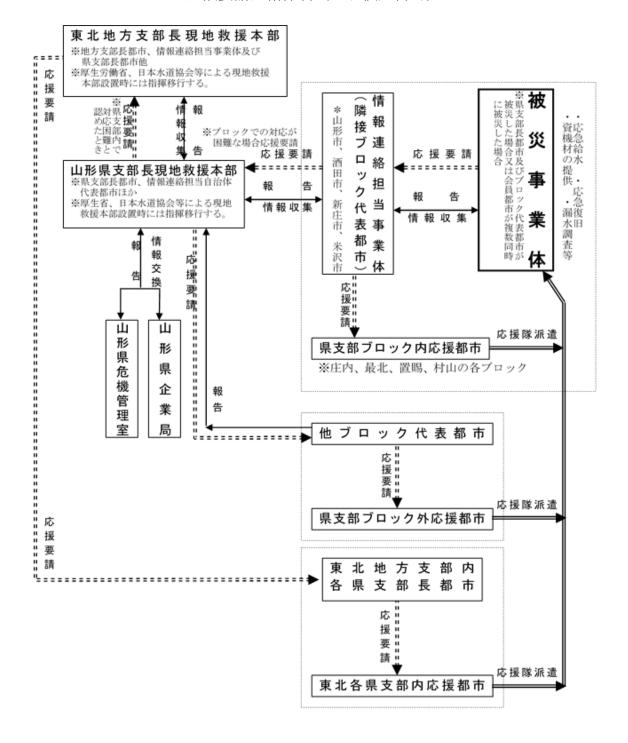
# 「災害時相互応援協定」ブロック組織図(日本水道協会山形県支部)



# 応援要請連絡体制 (小規模災害時)



# 応援要請連絡体制 (大規模災害時)



# (8) 緊急時における廃棄物処分相互協定書

#### (趣 旨)

第1条 この協定は、別表第1に掲げる地方公共団体(以下「関係団体」という。)が緊急 時に実施する廃棄物処分の相互援助について定めるものとする。

## (用語の意義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める所による。
- (1) 緊急時 災害又は廃棄物処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分できなくなったとき、又は、その恐れが生じたときをいう。
- (2) 廃棄物 援助を要請する地方公共団体(以下「要請団体」という。) 自身で処分している一般廃棄物等をいう。

#### (要 請)

- 第3条 緊急時に援助の要請をすることが必要であると認める地方公共団体は文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。
  - (1)緊急の状況及び要請する理由
  - (2)援助要請期間
  - (3) 廃棄物の種類及び量
  - (4) その他必要な事項

#### (援助の実施)

第4条 援助の要請を受けた地方公共団体(以下「援助団体」という。)は、一般廃棄物の 処理及び業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

#### (廃棄物の搬入)

第5条 要請団体は、廃棄物を援助団体の指示する廃棄物処理施設に搬入するものとする。 ただし、要請団体において搬入できないときは、双方協議のうえ搬入方法を決定するもの とする。

#### (経 費)

- 第6条 第4条の援助の実施及び前条の廃棄物の搬入に要した費用は、要請団体が負担するものとする。
- 2 前項の額については、援助団体と要請団体が協議して定めるものとする。

#### (連絡責任者)

第7条 第4条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、別表第2の とおり連絡責任者を置く。

#### (有効期間)

- 第8条 この協定の有効期間は平成11年12月1日から平成12年3月31日までとする。
- 2 前項の期間満了の1か月前までにいずれかの関係機関団体からもこの協定を改正する 意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 関係団体は、この協定の有効期間中であっても、協議したこの協定を改定することができる。

# (雑 則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、関係団体が協議して定めるものとする。

平成11年12月1日

協定者 別表第1の長 氏 名 (連 署)

# 別表第1

# 関係団体

山	形	市	中 山 町
上	山	市	河 北 町
村	Щ	市	山形広域環境事務組合
天	童	市	東根市外二市一町共立衛生処理組合
東	根	市	西村山広域行政事務組合
山	辺	町	置賜広域行政事務組合

# 別表第2

# 連絡責任者

山形市環境部清掃管理課長
上山市市民生活課長
村山市保健課長
天童市市民部生活環境課長
東根市市民生活部生活環境課長
山辺町保健福祉課長
中山町住民課長
河北町環境防災課長
山形広域環境事務組合事務局次長
東根市外二市一町共立衛生処理組合事務局長
西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所長
置賜広域行政事務組合事務局長

# (9) 友好都市相互応援協定書

村山市と厚岸町は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互の応援について次のとおり協定する。

# (趣 旨)

第1条 この協定は、互いの地域内において大規模な災害が発生した場合に、相互の応援を 円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

#### (応援の種類)

- 第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
- (1)食糧、日用品など生活必物資の提供
- (2) 応援対策及び復旧に必要な物資、資機材の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員及び民間ボランティアの派遣
- (4) その他必要な事項

#### (経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として要請を行った側が負担するものとし、その額については、双方協議のうえ決定するものとする。

## (疑義等の決定)

第5条 この協定の解釈について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

#### (効力の発生)

第6条 この協定は、平成10年11月9日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

平成10年11月9日

村山市長 佐藤昌一郎

厚岸町長 澤田昭夫

# (10) 災害時の協力に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)及び村山市内の郵便局(以下「乙」という。)は、災害時における相互の協力について、次のとおり協定する。

# (趣 旨)

第1条 この協定は、村山市内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の内容)

- 第2条 甲及び乙は、次の事項について必要が生じた場合は、それぞれの円滑な実施を図り、 災害対策の効率的な推進に向けた協力に努めるものとする。
  - (1) 甲及び乙が実施する事項 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
  - (2) 乙が実施する事項
    - ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害 特別事務取扱及び援護対策
    - イ 避難所への臨時郵便差出箱の設置
- 2 甲及び乙は、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (3)前2号以外の事項で、協力できる事項

#### (情報の交換)

第3条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力事項に関し、必要に応じて情報の交換 を行うものとする。

# (連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては企画調整課長、乙においては村山郵 便副局長とする。

#### (協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が 協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成11年6月21日

村山市長 佐藤昌一郎

村山市内郵便局代表 村山郵便局長 中 堤 昭 夫

# (11) 災害時等における災害応急対策の応援に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と村山市建設業協会(以下「乙」という。)は、災害時等 における災害応急対策の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が村山市内に発生した場合(以下「災害時等」という。)、甲が行おうとする各種災害応急対策を、乙の会員の応援を得て速やかに実施するため、必要な事項を定めるものとする。

## (災害応援対策の種類)

- 第2条 応援の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 災害時等により発生した障害物の除去
  - (2) 災害時等により発生した被害箇所の応急措置
  - (3)前2号に掲げるもののほか、災害時等応急対策で必要な工事等

## (災害応援対策の要請)

- 第3条 甲は、災害時等において、災害応急対策のための応援(以下「応援」という。) を要請する必要があると認めたときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙の 会員に対し、応援の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等 をもって要請し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1)災害時等の状況及び応援要請をする理由
  - (2) 応援を必要とする場所
  - (3) 応援を必要とする作業内容
  - (4)前3号に掲げるもののほか、応援に必要な事項

#### (実施)

- 第4条 乙の会員は、甲から応援の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、他の業務に優先して応援を実施するものとする。
- 2 応援を実施する際は、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとする。ただし、 甲の現地責任者の指導を受けられないときは、乙の会員が自ら前条の応援の要請に従っ て実施するものとする。

#### (報告)

- 第5条 乙の会員は、前条の規定により応援を実施したときは、次に掲げる事項を書面により、乙を経由し、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、 電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 応援を実施した会員名、場所、作業内容
  - (2) 応援を実施した会員別人数及び作業時間数
  - (3) 応援に使用した会員別機材類の種別台数及び使用時間数
  - (4)前3号に掲げるもののほか、参考となる事項

(経費の負担)

第6条 甲は、第4条の規定による応援のために要する経費を、乙の会員に支払うものと する。

(連絡会議の設置)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその 都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成19年 2月26日

甲 村山市長

乙 村山市建設業協会

会 長

# (12) 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と みちのく村山農業協同組合(以下「乙」という。)は、 災害時等における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が村山市内で発生した場合 (以下「災害時等」という。)、被災者及び避難者への応急生活物資の速やかな供給を図る ため、必要な事項を定めるものとする。

## (応急生活物資の種類)

- 第2条 応急生活物資の種類は、次のとおりとし、乙の取り扱っている品目のうち、甲が緊 急に必要なものとする。
  - (1)米、食料品、生活必需品、燃料
  - (2) その他必要と認めるもの

# (応急生活物資の要請手続き等)

- 第3条 甲は、災害時等において、応急生活物資の調達が必要と認めるときは、乙に対し、 次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 災害時等の状況及び応援要請をする理由
  - (2) 応急生活物資の品目とその数量
  - (3) 応急生活物資を必要とする場所
  - (4) その他応援の要請に必要な事項

# (実施)

- 第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、他の業務に優先して 応急生活物資の供給を実施するものとする。
- 2 前条(2)の品目及び数量は、乙が現に保有し、かつ、確保できる範囲内のものとする。

#### (応急生活物資の運搬)

第5条 応急生活物資の運搬は、甲の指定するものが行うものとし、甲は必要に応じて乙 に対して、運搬の協力を求めることができる。

#### (応急生活物資の引渡し)

第6条 応急生活物資の引渡しは、甲が指定した市職員が生活物資等の数量等を確認の 上、受領するものとする。 (報告)

- 第7条 乙は、応急生活物資の供給を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 応急生活物資の供給を実施した品目とその数量
  - (2) 応急生活物資の供給を実施した場所
  - (3) その他必要事項

(経費の負担)

- 第8条 第4条の規定による供給に要する経費及び第5条の規定による運搬に要する経費は、甲が負担する。
- 2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、 決定する。

(連絡会議の設置)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成19年 2月26日

甲 村山市長

乙 みちのく村山農業協同組合

代表理事組合長

# (13) 災害時等における応急生活物資の供給及び輸送に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と村山市商工会(以下「乙」という。)は、災害時等における応急生活物資の供給及び輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が村山市内で発生した場合 (以下「災害時等」という。)、被災者及び避難者への応急生活物資の速やかな供給及び輸 送の車両を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

## (応急生活物資の種類及び車両の範囲)

- 第2条 応急生活物資の種類は、乙に所属する事業所等(以下「事業所等」という。)が取り扱っている次の品目のうち、甲が緊急に必要なものとする。
  - (1) 食料品(米、パン、乾めん類、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、粉乳、肉、魚、野菜、調味料等)
  - (2) 寝 具(タオルケット、毛布、布団等)
  - (3) 外 衣(普段着、作業着、婦人服、子供服等)
  - (4) 肌 着(シャツ、ズボン下、パンツ等)
  - (5) 身回り品(タオル、手拭い、靴下、サンダル、かさ等)
  - (6) 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等)
  - (7) 食 器(茶わん、汁わん、皿、箸、スプーン、ほ乳瓶等)
  - (8) 日 用 品(石けん、ちり紙、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ、 ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等)
  - (9) 光熱材料(暖房器具、マッチ、ロウソク、プロパンガス、灯油、ガソリン等)
  - (10) 災害時等における応急対策に必要な資機材等
  - (11) その他必要と認めるもの
- 2 輸送の車両の範囲は、事業所等が所有する運送用の車両とする。

#### (応急生活物資等の要請手続き等)

- 第3条 甲は、災害時等において、応援生活物資の調達及び輸送車両の確保が必要と認める ときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、 特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 災害時等の状況及び応援要請する理由
  - (2) 応急生活物資の品目とその数量並びに車両の種類及び台数
  - (3) 応急生活物資を必要とする場所
  - (4) その他応援の要請に必要な事項

#### (実施)

- 第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、特別の事情がない限り、他の業務に優先して 応急生活物資の供給及び輸送を実施するものとする。
- 2 前条(2)の品目及び数量並びに車両の種類及び台数は、事業所等が現に保有し、かつ、確保できる範囲内のものとする。

#### (応急生活物資の運搬等)

第5条 応急生活物資の運搬又は輸送は、生活物資等を供給する事業所等が行うものとし、甲は必要に応じて、甲が指定するもの又は甲が乙に要請した事業所等が行うものとする。

# (緊急通行車両の届出)

- 第6条 甲は、乙に要請した応急生活物資の輸送を行う車両が決定し、緊急通行車両としての届出が必要と認めるときは、乙に対し、当該車両の自動車検査証の写しの提出を求めるものとする。
- 2 甲は、前項の自動車検査証の提出があったときは、緊急通行車両の届出を山形県公安 委員会に行うとともに、届出済書が発行された場合は、速やかに乙に引渡すものとす る。

## (応急生活物資の引渡し)

第7条 応急生活物資の引渡しは、甲が指定した市職員が生活物資等の数量等を確認の 上、受領するものとする。

#### (報告)

- 第8条 乙は、応急生活物資の供給及び輸送を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に対して報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 応急生活物資の供給を実施した品目とその数量並びに輸送した車両の種類及び台数
  - (2) 応急生活物資の供給を実施した場所並びに輸送の発送場所及び着荷場所並びに日時
  - (3) その他参考となる事項

#### (経費の負担)

- 第9条 第4条の規定による供給及び輸送に要する経費並びに第5条の規定による応急生活物資の運搬及び輸送に要する経費は、甲が負担する。
- 2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

#### (連絡会議の設置)

第10条 第3条の規定による応援の要請に関する連絡を円滑に行うため、連絡会議を設置するものとする。

## (協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成19年 2月26日

甲 村山市長

乙 村山市商工会

会 長

# (14) 災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と山形県生活協同組合連合会(以下「乙」という。)は、災害時等における応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動への支援等の救援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が村山市内で発生した場合 (以下「災害時等」という。)、市民生活の早期安定を図るため、災害時等における応急生 活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動への支援等の救援活動の 協力について、必要な事項を定めるものとする。

# (応急生活物資供給の協力)

第2条 災害時等において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙に 加盟する生活協同組合(以下「会員生協」という。)の保有商品の供給について協力を要 請することができる。

#### (応急生活物資供給の確保及び運搬)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、 保有商品 の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

# (応急生活物資の品目)

- 第4条 甲が乙に要請する災害時等の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表 の品目の 中から指定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

#### (応急生活物資の要請手続等)

- 第5条 甲は、災害時等において、応急生活物資の調達が必要と認めるときは、乙に対し、 次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場 合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 災害時等の状況及び応援要請する理由
  - (2) 応急生活物資の品目とその数量
  - (3) 応急生活物資を必要とする場所
  - (4) その他応援の要請に必要な事項
- 2 甲及び乙は、甲及び乙間又は乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法及び 連絡手段等 について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

#### (応急生活物資の引渡し)

第6条 応急生活物資の引渡しは、甲が指定した市職員が生活物資等の数量等を確認の上、 受領するものとする。

# (応急生活物資供給の報告)

- 第7条 乙は、応急生活物資の供給を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1) 応急生活物資の供給を実施した品目とその数量
- (2) 応急生活物資の供給を実施した場所
- (3) その他必要事項

### (経費の負担)

- 第8条 第3条の規定により、会員生協が供給した商品の経費及び会員生協が 行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項における経費は、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における 適正価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

### (医療・保健活動の確保)

第9条 災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関 との連携のもとに、乙に対し情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて会員生 協に対し必要な指導を行うものとする。

### (広域的な支援体制の整備)

第10条 乙及び会員生協は、甲以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

### (情報の収集・提出)

- 第11条 甲は、災害時等において、市民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、災害時等において、被災地域、被災者、生活物資の供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時等において、物価の高騰の防止を図るため、協力して市民に対して、 迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究とともに情報交換を行い、 災害時等に備えるものとする。

### (ボランティア活動への支援)

第12条 乙は、災害時等に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等の市民ボランティ ア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

#### (連絡会議の設置)

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

#### (協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

### 平成19年 2月26日

- 甲 村山市長
- 乙 山形県生活協同組合連合会 会長理事

共立社北村山生協地域理事会 議 長

# 別 表

# 災害時応急生活物資

飲料水 (PET/缶)、飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食、おかず) 缶詰 (イージーオープン)、果物 (バナナ等)、インスタントラーメン インスタントスープ (味噌汁含む。)米、濡れティッシュ、タオルトイレットペーパー、生理用品、下着、靴下、紙おむつ、粉ミルク 哺乳瓶、鍋、乾電池、懐中電灯、軍手、ガムテープ、P. Pテープ 卓上ガスコンロ (ガス共)、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品 ふとん、文具、嗜好品 (緑茶・紅茶・コーヒー)、お菓子 蚊取り線香・殺虫剤 (夏季) 使い捨てカイロ・毛布・灯油 (冬季)

## (15) 災害時等における応急生活物資等の供給に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と NPO 法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。) は、災害時等における応急生活物資等(以下「物資」という。)の供給に関し、次のとおり 協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が村山市内で発生した場合 (以下「災害時等」という。)、甲が乙と協力して、被災者及び避難者へ物資の速やかな供 給を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部等を設置 し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### (供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し調達 が可能な物資の供給を要請することができる。

### (物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、別表に掲げる物資のうち、乙が調達可能な 物資とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

#### (物資の要請手続等)

- 第5条 甲は、災害時等において、物資の調達が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1)災害時等の状況及び応援要請する理由
  - (2)物資の品目とその数量及び規格
  - (3)物資を必要とする場所
  - (4) その他応援の要請に必要な事項

### (物資供給の実施)

- 第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り他の業務に優先して物資の供給を実施するものとする。
- 2 前条(2)の品目及び数量は、乙が現に保有し、かつ、確保できる範囲内のものとする。

#### (物資の運搬)

- 第7条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが できない場合は、甲が指定する者が運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配 慮するものとする。

#### (物資の引渡し等)

第8条 物資の引渡しは、甲が指定した市職員が物資の品目及び数量等を確認の上、受領するものとする。

### (報告)

- 第9条 乙は、物資の供給を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1)物資の供給を実施した品目とその数量等
  - (2)物資の供給を実施した場所
  - (3) その他必要事項

### (費用の負担)

- 第10条 第6条の規定により、乙が供給した物資の経費及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項における費用は、乙が提出する報告に基づき、災害時直前における通常の価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

### (費用の支払い)

- 第11条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### (連絡会議の設置)

第12条 甲と乙は連絡会議を設置し、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

#### (協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

#### (有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、 各自その1通を保有するものとする。

平成19年 5月23日

山形県村山市中央一丁目3番6号

甲 村山市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1 乙 NP0法人 コメリ災害対策センター

理事長

別 表 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品目
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホールリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウェットテッシュ、マスク バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲食水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(16) 災害時における相互支援に関する協定書(塩竈市)

山形県村山市と宮城県塩竃市とは、相互の市が災害により被災した場合に、被災した市における 住民生活の早期安定を図る為の支援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、相互の市の区域内において災害等が発生した場合に、災害等による被害を 最小限度に阻止することを目的とする。

### (支援の活動)

- 第2条 支援活動の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 救助活動及び応急復旧等に必要な職員等の派遣並びに機械資機材等の調達
  - (2) 生活必需品、医薬品等の調達
  - (3) 環境衛生その他必要な物資の調達
  - (4) 前各号に掲げるものの他、支援できる範囲内で特に要請があった事項

### (事前対策)

第3条 相互の市は、支援活動が円滑に行われるよう、事前に担当部局を決め、相互の連絡体制 を確認するとともに、支援物資等の搬入ルートの確保及び被災地域に対する道路交通の規 制対策、その他必要な事項について、支援体制を整備するものとする。

また、災害の発生に備え、総合防災訓練や図上訓練等への相互参加を推進し、災害に関する情報の共有を図るものとする。

### (要請手続)

- 第4条 相互の市は、支援を必要とする場合は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。
  - (1) 災害の概要及び支援を要請する事項
  - (2) 要請する支援内容(人員、機材、物資等の数量)
  - (3) 支援を要する場所及びその経路
  - (4) 支援を要する期間
  - (5) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

## (支援の実施)

第5条 支援要請を受けた市は、できる限りこれに応ずるものとする。ただし、支援を行う市が 災害等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。 (指揮権)

第6条 支援する市の職員等は、災害等により被災した市の市長の指揮下に入り、行動するものとする。

(費用負担)

- 第7条 支援活動に要した費用負担は、次のとおりとする。
  - (1) 支援のために要した経常的経費は、支援を行った市の負担とする。ただし、特別な 経費が生じた場合又は支援活動が長期にわたる場合の費用負担については、相互の市 が協議の上決定するものとする。
  - (2) 支援を実施した市の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援を実施した市がその災害補償をする。
  - (3) 支援を実施した市が支援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、支援を受けた市がその損害を補償する。ただし、災害現場に向かう途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、支援を行った市がその損害を補償する。
  - (4) 前各号に掲げるもの以外の費用負担は、相互の市が協議の上決定するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、相互の市が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年11月 6日

協定者 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市長

協定者 宮城県塩竃市旭町1番1号 塩竃市長

# (17) 災害時の協力に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と東北電力株式会社天童営業所(以下「乙」という。)は、 災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (用語の定義)

第1条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 2条第1号に定める被害をいう。

### (協力事項)

第2条 甲及び乙は、村山市内で災害が発生した場合は、次条から第5条について相互に協力するものとする。

### (災害情報の提供)

- 第3条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。
- 2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

#### (復旧作業に対する協力)

第4条 甲は、なだれや土砂災害等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復 旧作業に支障をきたす場合、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### (資材置場等の確保に対する協力)

第5条 甲は、災害時において乙が行う電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等(以下「資材置き場等」という。)が確保できない場合は、乙の要請により、資材置場等の確保に協力するものとする。

#### (市災害対策本部への社員の派遣)

- 第6条 乙は、震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合は、必要に応じ、甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。
- 2 派遣された乙の社員は、災害情報の収集及び伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### (復旧順位)

- 第7条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、救急告示病院、市役所、消防署等 の拠点施設への電力設備の復旧を優先して実施するものとする。
- 2 前項の電力設備の復旧における電源車の使用等は、乙の判断によるものとする。

## (連絡責任者)

第8条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては村山市総務課長、乙においては東 北電力株式会社天童営業所総務課長とする

## (協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間 満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がない場合は、この協 定書はさらに1年間延長するものとし、以後この例による。

### (協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する ものとする。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成21年 2月20日

甲 村山市長

乙 東北電力株式会社 天童営業所長

# (18) 災害時等における清涼飲料水供給に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と仙台コカ・コーラボトリング株式会社山形営業所(以下「乙」という。)は、災害時等における乙が取扱う清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

# (目的)

第1条 この協定は、村山市内において重大な災害等が発生した時、甲への清涼 飲料水の優先的供給をもって、災害応急及び復旧対策が円滑に実施され、 被災者の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

# (協力事項の発効)

第2条 この協定は、村山市内に地震またはその他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの清涼飲料水の提供について要請があった時をもって発効するものとする。

### (要請)

第3条 甲は、災害時において緊急的な清涼飲料水の提供が必要な場合は、乙に対し清涼飲料水の優先的な供給について要請を行うことができる。

# (要請に基づく措置)

第4条 乙は災害発生時に、速やかに対応体制を整えるよう万全を期すものとする。ただし、道路寸断又は停電等により清涼飲料水の供給に支障が生じた場合は、甲、乙協議により対策を講ずるものとする。

## (要請の手続)

- 第5条 甲は、災害時において、飲料水の調達が必要と認めるときは、乙に対し、 次に掲げる事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、特に 緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものと する。
  - (1)災害時等の状況及び応援要請をする理由
  - (2) 清涼飲料水の品目とその数量
  - (3) 清涼飲料水を必要とする場所
  - (4) その他要請に必要な事項

# (受渡し)

第6条 清涼飲料水の引渡し場所は、甲、乙協議の上決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。

# (費用の負担)

- 第7条 乙が供給した清涼飲料水の費用については、甲が負担するものとし、価格については、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。
  - 2 乙が清涼飲料水の運搬を行ったときに要する費用については、甲、乙協 議して定めるものとする。

# (災害応急の備え)

- 第8条 甲は、災害時の応急な備えとして、清涼飲料水を無償にて提供できる乙 所有の地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型を含む)を、甲の 管理施設及び関連施設に優先的に設置することに協力するものとする。
  - 2 無償提供に関する協定書については、別途取り交わすものとする。

## (協議)

第9条 本協定に定めのない事項、もしくは本協定の解釈、運用にあたり疑義が 生じた場合には、甲、乙双方誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

# (協定の効力)

- 第10条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。
  - 2 本協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知し、相手 方が承諾することにより失効するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1 通を保有するものとする。

平成21年 2月20日

山形県村山市中央一丁目3番6号

甲 村山市長

山形市大字中野字的場816番地 仙台コカ・コーラボトリング株式会社

乙 山形営業所長

# 災害時等における清涼飲料水供給に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と仙台コカ・コーラボトリング株式会社山形営業所(以下「乙」という。)は、災害時等における乙が取扱う清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急的な清涼飲料水の無償提供等をもって 被災者の飲料水確保に寄与することを目的とする。

# (協力事項の発効)

第2条 この協定は、村山市内に地震またはその他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの清涼飲料水の提供について要請があった時をもって発効するものとする。

# (協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急的な清涼飲料水の提供が必要な場合は、乙に 対し清涼飲料水の無償提供について要請を行うことができる。

# (協力事項)

第4条 乙は、本協定に定める要請があった場合、乙が「楯岡地区市民センター」 に設置している下記対象自販機の要請日において機内在庫となっている 製品を甲に無償提供するものとする。

## 対象自販機

 型式
 F6CRG30G6NBSC3

 個機番号
 1919610

# (要請の手続)

第5条 甲が本協定による要請を行う時は、提供要請書をもって行うものとする。 ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるも のとし、後日速やかに文書を提示するものとする。

# (提供方法)

第6条 甲は、対象自販機設置先において第2条に定める災害が発生した場合、 第5条に記載する手続きを行い、乙の了承後に機材専用キーを使い機内在 庫となっている清涼飲料水の無償提供操作をおこなう。

機材専用キー番号 V98532

- 2 機材専用キーは甲が責任を持って管理を行うものとして、前項に定める 事項以外に使用してはならない。
- 3 甲は、自販機管理者を乙に事前に報告するものとする。

# (契約期間)

- 第7条 本協定の有効期間は平成21年3月1日より平成26年2月28日までの5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
  - 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

# (協議)

第8条 本契約に定めのない事項、もしくは本契約の解釈、運用にあたり疑義が 生じた場合には、甲・乙双方誠意を持って協議し、解決をはかるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1 通を保有するものとする。

平成21年 2月20日

- 甲 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市長 佐藤 清
- 乙 山形市大字中野字的場816番地 仙台コカ・コーラボトリング株式会社 山形営業所長 阿曽 義昭

# 災害時等における清涼飲料水供給に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と仙台コカ・コーラボトリング株式会社山形営業所(以下「乙」という。)は、災害時等における乙が取扱う清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急的な清涼飲料水の無償提供等をもって 被災者の飲料水確保に寄与することを目的とする。

# (協力事項の発効)

第2条 この協定は、村山市内に地震またはその他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの清涼飲料水の提供について要請があった時をもって発効するものとする。

# (協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急的な清涼飲料水の提供が必要な場合は、乙に 対し清涼飲料水の無償提供について要請を行うことができる。

# (協力事項)

第4条 乙は、本協定に定める要請があった場合、乙が「楯岡地区市民センター」 に設置している下記対象自販機の要請日において機内在庫となっている 製品を甲に無償提供するものとする。

## 対象自販機

 型式
 FOCRG3036NBSP3

 個機番号
 221017-7

# (要請の手続)

第5条 甲が本協定による要請を行う時は、提供要請書をもって行うものとする。 ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるも のとし、後日速やかに文書を提示するものとする。

# (提供方法)

第6条 甲は、対象自販機設置先において第2条に定める災害が発生した場合、 第5条に記載する手続きを行い、乙の了承後に機材専用キーを使い機内在 庫となっている清涼飲料水の無償提供操作をおこなう。

機材専用キー番号 V96722

- 2 機材専用キーは甲が責任を持って管理を行うものとして、前項に定める 事項以外に使用してはならない。
- 3 甲は、自販機管理者を乙に事前に報告するものとする。

# (契約期間)

- 第7条 本協定の有効期間は<u>平成22年5月13日</u>より<u>平成27年5月12日</u> までの5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一 内容をもって継続するものとする。
  - 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

# (協議)

第8条 本契約に定めのない事項、もしくは本契約の解釈、運用にあたり疑義が 生じた場合には、甲・乙双方誠意を持って協議し、解決をはかるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1 通を保有するものとする。

平成22年5月13日

- 甲 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市長 佐藤 清
- 乙 山形市大字中野字的場816番地 仙台コカ・コーラボトリング株式会社 山形営業所長 阿曽 義昭

# 災害時等における清涼飲料水供給に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と仙台コカ・コーラボトリング株式会社山形営業所(以下「乙」という。)は、災害時等における乙が取扱う清涼飲料水の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急的な清涼飲料水の無償提供等をもって 被災者の飲料水確保に寄与することを目的とする。

# (協力事項の発効)

第2条 この協定は、村山市内に地震またはその他の災害により重大な被害が発生し、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの清涼飲料水の提供について要請があった時をもって発効するものとする。

# (協力要請)

第3条 甲は、災害時において応急的な清涼飲料水の提供が必要な場合は、乙に 対し清涼飲料水の無償提供について要請を行うことができる。

# (協力事項)

第4条 乙は、本協定に定める要請があった場合、乙が「楯岡地区市民センター」 に設置している下記対象自販機の要請日において機内在庫となっている 製品を甲に無償提供するものとする。

## 対象自販機

 型式
 F0CRG3036NBSP3

 個機番号
 2210134

# (要請の手続)

第5条 甲が本協定による要請を行う時は、提供要請書をもって行うものとする。 ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるも のとし、後日速やかに文書を提示するものとする。

# (提供方法)

第6条 甲は、対象自販機設置先において第2条に定める災害が発生した場合、 第5条に記載する手続きを行い、乙の了承後に機材専用キーを使い機内在 庫となっている清涼飲料水の無償提供操作をおこなう。

機材専用キー番号 V94787

- 2 機材専用キーは甲が責任を持って管理を行うものとして、前項に定める 事項以外に使用してはならない。
- 3 甲は、自販機管理者を乙に事前に報告するものとする。

# (契約期間)

- 第7条 本協定の有効期間は<u>平成22年7月2日</u>より<u>平成27年7月1日</u>までの5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
  - 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

# (協議)

第8条 本契約に定めのない事項、もしくは本契約の解釈、運用にあたり疑義が 生じた場合には、甲・乙双方誠意を持って協議し、解決をはかるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれ1 通を保有するものとする。

平成22年7月2日

- 甲 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市長 佐藤 清
- 乙 山形市大字中野字的場816番地 仙台コカ・コーラボトリング株式会社 山形営業所長 阿曽 義昭

# (19) 村山市と台東区との災害時相互応援協定書(台東区)

村山市(以下「甲」という。)及び台東区(以下「乙」という。)は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

# (趣 旨)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

## (応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
  - (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材 並びに物資の提供
  - (3) 本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

# (応援要請の手続き)

- 第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。
  - (1) 災害及び被害の状況
  - (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援にあっては、品名及び数量
  - (3) 前条第3号に掲げる応援にあっては、派遣を必要とする職員の職種及び 人員数
  - (4) 応援を受ける場所、経路及び集結場所
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### (応援活動の実施)

- 第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずる ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

# (応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。 ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協 議するものとする。

# (災害補償)

- 第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。) に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121号)の定めるところによるものとする。
- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

# (連絡体制)

- 第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を 定めておくものとする。
- 2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生 した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

# (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、 その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

# 平成21年8月21日

甲 山形県村山市中央1丁目3番6号

村山市

村山市長

乙 東京都台東区東上野4丁目5番6号

台 東 区

台東区長

# (20) 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長(以下「甲」という。)と、村山市長(以下「乙」という。) とは、災害時における各種情報の交換に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び 乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資す ることを目的とする。

### (情報交換の開始時期)

- 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
  - 一 村山市内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合
  - 二 村山市災害対策本部が設置された場合
  - 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

### (情報交換の内容)

- 第3条 甲及び乙の情報交換の内容は次のとおりとする。
  - 一 一般被害状況に関すること
  - 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)被害状況に関すること
  - 三 その他必要な事項

### (災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行う者とする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明瞭にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### (災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部 等に場所を確保するものとする。

## (平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

# (協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、 甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成21年12月25日

- 甲 仙台市青葉区二日町 9 番 1 5 号 国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行
- 乙 村山市中央一丁目3-6村 山 市 長 佐藤 清

# (21) 水道施設の災害に伴う復旧応援協定書

村山市水道事業 村山市長 佐藤 清(以下「甲」という。)と村山市管工事業協同組合代表理事 高橋 亨(以下「乙」という。)は、災害時における水道施設の復旧応援に関し、次のとおり協定する。

### (目 的)

- 第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)発生時に給水機能を早期回復する為に、乙の応援を得て、応急給水活動及 び応急復旧工事等を実施することを目的とする。
- 2 日本水道協会山形県支部で災害時相互応援協定を締結している都市が災害を受け、甲 に対し応急給水活動及び応急復旧工事等の応援の派遣要請があった場合、乙の応援を得 て速やかに対処することを目的とする。

### (応援要請)

第2条 甲は、災害により水道施設に被害が発生し、当該水道施設の復旧に乙の応援が必要であると認めるときは、次に掲げる事項を電話等で伝えて要請するものとし、後日速やかに正式な文書を送付する。

- (1) 被害の状況
- (2) 被害発生施設の所在地
- (3) 復旧応援活動の内容
- (4) 応援要員数及び要請期間
- (5) 必要な資機材、物資等の品目及び数量
- (6) その他復旧活動に関し必要な事項

#### (復旧応援活動)

第3条 甲が乙に対して要請する復旧の応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水
- (2) 応急復旧
- (3) 漏水調査
- (4) 応急復旧資機材の提供
- (5) 前4項に掲げるもののほか必要な活動(水道施設災害対策会議等への参加を含む)
- 2 乙は、前項各号の復旧活動について応援の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

# (応援要員の派遣)

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、直ちに応援体制を整え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

#### (復旧活動の指揮等)

- 第5条 復旧活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行うものとする。
- 2 施行業者は、水道課職員等の指示に従い、第3条に掲げる復旧応援活動を行う。
- 3 前項の職員が派遣されない場合は、職員の了解を得て復旧応援活動を行う。応急復旧工 事等に着手した時には、その状況を速やかに甲に報告する。

#### (着工と完了報告)

- 第6条 施工業者は、応急復旧工事等に着手した時にはその状況を速やかに甲に報告する。
- 2 施行業者は、応急復旧工事等を完了した時には、別に定める完了報告書を提出する。

### (費用の立替えと支払い)

- 第7条 応急復旧工事等に要した費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。
- 2 前項の規定により施工業者が一時立て替えた費用については、前条第2項の完了報告 書を受けて甲が定める単価により積算し、施工業者と協議の上、清算支払いするものとす る。

### (連絡体制の整備)

- 第8条 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、 災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生する恐れがある時は、必要な情報を 随時交換するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の災害情報及び参考資料の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

### (その他)

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

### 附 則

- 1 村山市水道事業と村山市管工事業協同組合が、平成15年1月9日に締結した「水道施設の災害に伴う応援協定書」は、この協定の締結を持って廃止する。
- 2 本協定は、協定締結日から施行する。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成22年 3月25日

村山市水道事業 甲 村山市長 佐 藤 清

村山市管工事業協同組合 乙 代表理事 高 橋 亨

# (22) 災害時における相互応援協定

村山市(以下「甲」という。)及び豊島区(以下「乙」という。)は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

### (趣 旨)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (応援の内容)

- 第2条 応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
  - (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資 の提供
  - (3) 本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
  - (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
  - (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

- 第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかに して、第7条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援を要 請し、 後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。
  - (1) 災害及び被害の状況
  - (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援にあっては、品名及び数量
  - (3) 前条第3号に掲げる応援にあっては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数
  - (4) 応援を受ける場所、経路及び集結場所及び応援を必要とする期間
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

# (応援活動の実施)

- 第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障 が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとす る。

## (応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた側の負担とする。
  - 2 応援を受けた側から要請があった場合には、応援を行う側が当該費用を一時繰替 え支弁するものとする。
  - 3 前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものと する。

(災害補償)

- 第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公 務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定め るところによるものとする。
  - 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に 生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものにつ いては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

- 第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておく ものとする。
  - 2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料・情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年度初めに地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第9条 応援業務に従事する職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動 するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲 乙間で協議して定めるものとする。

平成22年8月21日

甲 山形県村山市中央1丁目3番6号

村 山 市

村 山 市 長

乙 東京都豊島区

豊 島 区

豊島区長

# (23) 施設使用に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と社会福祉法人村山光厚生会(以下「乙」という。)とは、 災害時における収容避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、村山市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合において、甲が乙に対して収容避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この協定における避難の対象となる者(以下「対象者」という。)は、別表に定め る地区の住民を原則とする。

### (受入れの要請)

- 第3条 甲は、災害時において、当該地区への収容避難所設置を決定した場合は、乙に対し、 当該対象者の受入れを要請するものとする。
  - 2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### (指定する施設)

- 第4条 収容避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。
  - 2 甲は施設の使用にあたり、施設入所者の生活を阻害しないため、避難者が使用できる場所について、乙の指示に従うものとする。

### (手続き)

第5条 第3条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口 頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

## (使用物品および経費の負担)

第6条 避難所で使用するものについては、甲が準備するものとする。ただし、水道、電気、 ガス等ライフラインについては、施設の備え付けのものを使用できるものとし、要した経 費については、後日、こから甲へ請求できるものとする。

#### (その他)

- 第7条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定める。
- 2 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

### 平成24年 4月 1日

(甲)村山市中央一丁目3番6号

村山市長

(乙)村山市大字湯野沢956-3

社会福祉法人 村山光厚生会

理事長

# (別表)

施設名	所在地	避難対象地区名
特別養護老人ホームふもと	村山市大字湯野沢 956-3	矢木沢、山際、中ノ目、 下荒敷、上荒敷
小規模特別養護老人ホームはや まホーム	村山市大字湯野沢 1881-6	楯、宝、天神、上久保、 下久保、下小路、北山

# (24) 災害時等における物資調達に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と東北カートン株式会社(以下「乙」という。)は、災害救助に必要な物資等(以下「物資」という。)の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害又は重大な事態が村山市内で発生した場合 (以下「災害時等」という。)、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施する ため、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

### (救助物資の調達範囲)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。 なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。
  - (1) 段ボール製品(段ボールベッド、段ボール間仕切り、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品)
  - (2) その他乙の取扱商品

### (協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限りに優先 して、甲の要請事項を実施するものとする。

#### (要請手続)

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### (物資の運搬・引渡し)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

### (経費の負担)

- 第7条 物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。
- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

#### (報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

#### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協 議のうえ、決定するものとする。

# (有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 4月16日

- 甲 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市長
- 乙 山形県山形市高木20番地 東北カートン株式会社 取締役社長

# (25) 災害時等における除雪等業務に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と村山道路維持協同組合(以下「乙」という。)は、 災害時等における、甲が管理する道路・公共施設等の除雪等に関して、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、積雪時に地震・風水害・その他の災害により重大な被害 が発生した場合(以下「災害時等」という。)、応急対策を円滑に行うための 除雪作業等を、乙の応援を得て速やかに実施するため必要な事項を定めるも のとする。

# (適用範囲)

第2条 この協定の範囲は、原則として甲が管理する道路や施設等の除雪等業 務に適用する。

# (協力要請)

第3条 甲は除雪等業務を実施する必要があると認めた時は、乙に対し協力を要請するものとする。

# (協力体制)

- 第4条 乙は、前条の協力要請を受けた時は、可能な限り速やかに除雪等業務に必要な人員、機械等を確保し、甲が実施する除雪等業務に協力するものとする。
- 2 乙は、あらかじめ連絡担当者を定め、甲の指示する内容をワンストップで、 対応できるよう体制を整えておくものとする。

### (報告)

第5条 乙は、甲の要請した業務が完了した時は、連絡担当者が、その結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

### (費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が除雪等を実施した場合に要する費用は、甲が負担 するものとする。

### (被害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合は、乙 の責任において処理解決にあたるものとする。

### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各一通を保管するものとする。

平成27年10月21日

甲 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市

村山市長

乙 村山市大字長善寺266番地

村山道路維持協同組合

代表理事

# (26) -1 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と、山形県立楯岡特別支援学校(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

# (福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

# (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて 提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(運営)

- 第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。
- 2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

(費用)

- 第5条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するものとする。

(福祉避難所への移送)

第7条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6

甲 村山市

村山市長 志 布 隆 夫

山形県村山市楯岡北町一丁目8番1号

乙 山形県立楯岡特別支援学校

校長石塚信雄

# (26) -2 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と社会福祉法人村山光厚生会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

# (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて 提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

### (運営)

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。

2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

### (対象施設)

- 第5条 福祉避難所として指定する施設は下記のとおりとする。
  - (1)施設名:養護老人ホーム村山光ホーム 所在地:山形県村山市楯岡笛田二丁目19番40号
  - (2)施設名:特別養護老人ホームふもと 所在地:山形県村山市大字湯野沢956—3
  - (3)施設名:小規模特別養護老人ホームはやまホーム 小規模多機能はやまホーム

所在地:山形県村山市大字湯野沢1881番地の6

## (費用)

第6条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

## (開設期間)

- 第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するも のとする。
- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

## (福祉避難所への移送)

第8条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

## (協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

### (疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6 甲 村山市 村山市長 志 布 隆 夫

山形県村山市大字湯野沢956番地の3 乙 社会福祉法人村山光厚生会 理事長 外 塚 充 信

# (26) -3 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と社会福祉法人慈敬会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

# (福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

# (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて 提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

## (運営)

- 第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。
- 2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

# (対象施設)

- 第5条 福祉避難所として指定する施設は下記のとおりとする。
  - (1)施設名:特別養護老人ホーム ひがしざわ

所在地:山形県村山市楯岡笛田二丁目19番57号

(2)施設名:地域密着型特別養護老人ホームむらやま 所在地:山形県村山市中央二丁目3番46号

# (費用)

- 第6条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。
- 2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

### (開設期間)

- 第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するも のとする。
- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように 配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

# (福祉避難所への移送)

第8条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

### (協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

### (疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6 甲 村山市 村山市長 志 布 隆 夫

山形県村山市楯岡笛田 2-19-57 乙 社会福祉法人 慈敬会 理事長 渋 谷 磯 夫

# (26) -4 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と医療法人社団千宏会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

### (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(運営)

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。

2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

(対象施設)

第5条 福祉避難所として指定する施設は下記のとおりとする。

施設名:介護老人保健施設ローズむらやま

所在地:山形県村山市本飯田字柳堤2486-65

(費用)

第6条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

- 第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するものとする。
- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように 配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6 甲 村山市 村山市長 志 布 隆 夫

山形県村山市本飯田字柳堤2486-65 乙 医療法人社団 千宏会 理事長 盛 合 正 浩

### (26) -5 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と社会福祉法人千宏会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

### (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて 提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(運営)

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。

2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

(対象施設)

第5条 福祉避難所として指定する施設は下記のとおりとする。

施設名:地域密着型特別養護老人ホーム袖崎

小規模多機能袖崎

所在地:山形県村山市大字土生田260番4

(費用)

第6条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

- 第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するものとする。
- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように 配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6 甲 村山市 村山市長 志 布 隆 夫

山形県最上郡最上町大字大堀字蟹の又1360番地19 乙 社会福祉法人 千宏会 理事長 大 場 利 秋

### (26) -6 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と社会福祉法人さくら福祉会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

### (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて 提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(運営)

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。

2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

(対象施設)

第5条 福祉避難所として指定する施設は下記のとおりとする。

施設名:グループホーム村山

小規模多機能さくら村山

所在地:山形県村山市大字富並1469番9

(費用)

第6条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

- 第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するものとする。
- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように 配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6 甲 村山市 村山市長 志 布 隆 夫

山形県酒田市中牧田字丸福171番地 乙 社会福祉法人 さくら福祉会 理事長 佐 藤 芳 明

### (26) -7 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と医療法人社団緑愛会(以下「乙」という。)とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (福祉避難所利用対象者)

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

### (受入要請等)

- 第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。
- 3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて 提出するものとする。
- 4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。
  - (1)福祉避難所利用対象者の受入れに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供
  - (2)福祉避難所利用対象者の受入れを可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等
  - (3)福祉避難所利用対象者の受入れに必要なボランティア等の人員の派遣

(運営)

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。

2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

(対象施設)

第5条 福祉避難所として指定する施設は下記のとおりとする。

施設名:グループホーム香紅の里

所在地:山形県村山市楯岡俵町20-19

(費用)

第6条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

- 第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、 災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するも のとする。
- 2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように 配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第8条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了 の意志表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成28年2月19日

山形県村山市中央一丁目3-6 甲 村山市 村山市長 志 布 隆 夫

山形県東置賜郡川西町大字下奥田字六澤平3796番地20号 乙 医療法人社団緑愛会 理事長 湖 山 聖 道 (27) 災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の 供給応援に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県エルピーガス協会北村山支部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が村山市内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等(住民が自主的に避難した地域集会場等で、甲が村山市避難所と指定していないものを含む。)で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給(以下「供給応援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

#### (応援の要請)

- 第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。
- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面(別紙、様式1)により行うものと する。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出す るものとする。
  - (1)災害の状況及び供給応援を要請する理由
  - (2)供給応援を必要とする日時・場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等
  - (3) 供給応援を必要とする品目名とその数量
  - (4) 供給応援を必要とする機関及び活動内容
  - (5) 供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
  - (6) その他参考となる事項

### (実施)

- 第3条 乙は、甲からの供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡 調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。
- 2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が 適正に実施するものとする。

## (報告)

- 第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面(別紙、様式2)により、速やかに項に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。
  - (1)供給応援を実施した品目名とその数量
  - (2)供給応援を実施した日時及び場所
  - (3)供給応援実施者名
  - (4) 立会い確認者名
  - (5) その他必要事項

#### (連絡責任者)

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

#### (経費の負担)

- 第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。
- 2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。

#### (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙がそ の都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙三者記名押印の上、 各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月17日

甲 村山市中央一丁目3番6号 村山市長

乙 山形市あこや町一丁目2番12号 一般社団法人 山形県LPガス協会

会 長

村山市楯岡俵町10番7号
山形県エルピーガス協会北村山支部
支 部 長

# (28) 災害時における相互応援協定 岐阜県羽島市

岐阜県羽島市と山形県村山市(以下「協定市」という。)は、相互扶助の精神に基づき、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。)の発生時において相互に応援することに関し、次のとおり協定を締結する。

# (相互応援)

- 第1条 協定市は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、災害が発生した市(以下「被災市」という。)に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援するものとする。
- 2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市(以下「応援市」という。)に おいて業務に重大な支障がない限り行うものとする。

### (応援の種類)

- 第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (2) 応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 応急復旧等に必要な職員(以下「応援従事職員」という。)の派遣
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

### (応援の要請)

- 第3条 被災市は、前条各号の応援を受けようとするときは、法第67条第1項 の規定により応援市に応援を求めるものとする。
- 2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項を明記の上、文書 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、状況に応じて電 話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により要請し、事後文書を提出す るものとする。
- (1) 災害による被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の品目、企画及び数量等
- (3) 応援従事職員の職域及び人数
- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

### (応援の実施等)

- 第4条 応援市は、前条の応援要請を受けたときは、直ちに可能な範囲内における応援を行うものとする。
- 2 応援市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

### (指揮)

- 第5条 応援従事職員は、法第67条第2項の規定により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。
- 2 指揮は、応援従事職員を代表する者に対して行うものとする。

## (経費の負担)

- 第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか法第92条の 規定により被災市が負担することを原則とする。
- 2 応援従事職員に支払われるべき給料、諸手当及び旅費は、応援市が負担す るものとする。
- 3 応援に要する経費について前2項の規定によりがたいときは、その都度協 定市が協議して定める。

### (災害補償等)

- 第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治療後において障害を有するに至った場合における保障は、応援市の負担により行うものとする。
- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因 となった事由が協定市間の往復の途上において発生したものであるときを除 き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項に規定により被災市が賠償の責務を負う場合において、第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は 当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において、第三者から 被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市 は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるよう常に連絡担当部局、連絡責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに協定市のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市それぞれ署名 押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年4月20日

岐阜県羽島市竹鼻町55番地 羽島市 羽島市長

山形県村山市中央一丁目3番6号村山市 村山市長 (29) 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定 (一般社団法人山形県建築士会村山支部)

村山市(以下「甲」という。)及び一般社団法人山形県建築士会村山支部(以下「乙」という。)は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急 危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を 求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ各号に定めると ころによる。
  - 一 被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。) 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、 住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災 害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
  - 二 応急危険度判定士(以下「判定士」という。) 山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受け たボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

### (協力要請)

第3条 乙は、平時から乙の会員である判定士(以下「会員判定士」という。) に対して、市町村が行う応急危険度判定に関する取組みに協力するよう要請するものとする。

#### (判定士の参集)

第4条 甲の区域に居住する会員判定士は、居住地で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認され、甲が実施する応急危険度判定に参加可能な場合は、村山市役所建設課に集合するものとする。

### (判定十への要請)

- 第5条 甲は、前条の規定により参集した判定士の人員で応急危険度判定を行うこと が困難な場合は、管内に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定活動 への参加を要請するものとする。
- 2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。
- 3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

### (防災拠点施設の応急危険度判定)

第6条 甲は、あらかじめ定める防災拠点施設の中から、前2条の規定により参集した判定士で実施可能な防災拠点施設を選定し、応急危険度判定を実施するものとする。

### (相談窓口の設置)

- 第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員 判定士を相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。
- 2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を 集約し甲に報告するものとする。

### (名簿の作成)

- 第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先を把握し、 応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。
- 2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙及び甲の区域を管轄する総合支 庁へ送付するものとする。

### (費用の負担)

- 第9条 甲は、判定士が応急危険度判定の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。
- 2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士の補償に要する費用を、山形県 県土整備部建築住宅課と調整の上負担するものとする。

### (連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会村山支部事務局とする。

#### (協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙が協議の上定める ものとする。

### (適用)

第12条 この協定は、平成28年7月11日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

#### 平成28年7月11日

甲 村山市中央一丁目3番6号 村山市長 志布隆夫

乙 村山市大字名取 9 7 - 4 一般社団法人山形県建築士会村山支部 支部長 矢 萩 浩 次

### (30) 災害時における避難所等施設利用に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と一般財団法人余暇開発公社(以下「乙」という。)は、村山市内に被害を及ぼす地震その他による災害(以下「災害」という。)発生時において、避難場所及び避難所(以下「避難所等」という。)としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設及び施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

- 第2条 乙は、避難所等として利用できる施設及び設備(以下単に「施設及び設備」という。) の範囲をあらかじめ定め、避難所等指定承諾書を甲に提出する。
- 2 甲は、施設及び設備の範囲を市民に周知するための必要な措置を講じるものとする。

#### (避難所等の開設)

第3条 甲は、災害が発生し、周辺の居住者等が被害を受けた場合、その被害状況に応じて施 設及び設備を避難所等として開設することができる。

(開設の通知等)

- 第4条 甲は、施設及び設備を避難所等として開設する場合は、事前にその旨を避難所等開設 通知書で、乙に対して通知するものとする。
- 2 甲は、避難所等を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、事前に乙 に通知をせずに、施設及び設備を避難所等として開設することができるものとする。ただし、 甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。
- 3 乙は、甲が施設及び設備に避難所等を開設する以前に、近隣の住民等が避難してきたこと を現認した場合は、甲へその旨通報するものとする。

#### (開設後の避難所等の管理)

- 第5条 災害時の避難所等の管理運営は、あらかじめ甲、乙の協議により取り決めるものとし、 甲、乙何れかより見直しの申し入れがあった場合には、都度必要に応じて、その内容を協議 により変更するものとする。
- 2 甲は、避難所等の状況を勘案し、必要に応じて、運用に要する職員を適宜に配置するものとする。
- 3 甲は、必要に応じて、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な 指示を行うものとする。
- 4 甲は、避難所等を開設している期間に応じて、必要に応じて、飲料水、食料等の手配を行 うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。
- 5 甲は、避難所等の閉鎖をした場合の避難者の帰宅行動を、必要に応じて、安全かつ円滑に 誘導するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に損害が生じた場合は、 甲、乙が協議のうえ、負担者、負担割合を決定するものとする。

(開設期間)

第7条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から30日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して避難所等使用許可期限延長申請書により、期間の延長を申請するものとする。

(避難所等解消のへの努力)

第8条 甲は、乙が早期に活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第9条 甲は、施設及び設備の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了 届を提出するとともに、施設及び設備を原状に復する必要がある場合には、乙と協議・共同 して復帰を行い、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成29年2月10日から平成32年2月9日までとする。 ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに3年間延 長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月10日

甲 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市長 志布 隆夫 卿

乙 山形県村山市碁点1034-7一般社団法人村山市余暇開発公社理事長 齋藤 隆 印

(31) 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と山形県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)は、村山市において地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時等」という。)における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

第1条 この協定は、村山市地域防災計画に基づき、埋葬を円滑に実施するため、 乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合、乙に対し協力 を要請するものとする。
  - (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
  - (2)遺体安置施設等の提供
  - (3)遺体の搬送
  - (4) その他、必要とする事項

### (協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条 に掲げる業務を実施するものとする。

### (燃料確保への協力)

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料 の確保に協力するものとする。

### (報告)

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに 実施内容を、甲に報告するものとする。

#### (経費の負担)

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するもの とする。

#### (経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ 一括して請求するものとする。

### (経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものと する。

### (価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

# (支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時に於ける円滑な協力体制が図られるよう、広域における 応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

### (実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

## (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙 が協議して決定するものとする。

### 附 則

- 1 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定 の有効期限終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないと きは、期限終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を所有する。

平成29年3月28日

- 甲 山形県村山市中央一丁目3-6 村山市 村山市長 志布 隆夫
- 乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3 山形県葬祭業協同組合 理 事 長 青柳 春美

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する 協定実施細目

# (趣旨等)

- 第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体 の搬送の協力に関する協定(以下「協定」という。)第11条規定に基づき、 協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。
- 2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

### (協力の要請先等)

- 第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、 甲は、同条第2号による遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。
  - (1) 内張棺(納棺セット等を含む)
  - (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
  - (3)骨つぼ等その他必要な用品

# (連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあっては村山市環境衛生班長、乙にあっては山形県葬祭業協同組合理事長とする。

### (要請手続き)

- 第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。
  - (1) 要請を行った者の職・氏名
  - (2) 要請理由
  - (3) 要請内容
  - (4)履行の場所
  - (5)履行の期日又は期間
  - (6) その他必要な事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

#### (緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙 と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することがで きるものとする。

### (構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するため、乙の構成員名簿を提出 するものとする。なお、名簿に変更が生じた場合は、その都度甲に連絡するも のとする。

# (連携協力)

- 第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当者を第6条の名簿に記載し 提出するものとする。
- 2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

# (報告書)

- 第8条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実績報告書を甲に提出するものとする。
  - (1) 棺及び葬祭用品の数
  - (2)履行の場所及び従事者名簿
  - (3)履行の期日又は期間
  - (4) その他必要な事項
- 2 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式2の通りとする。

### (経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、乙にあっては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

#### 附則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

なお実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 その1通を保有する。

平成29年3月28日

- 甲 山形県村山市中央一丁目3-6 村山市 村山市長 志布 隆夫
- 乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3 山形県葬祭業協同組合 理事長 青柳 春美

### (32) 村山市・日本下水道事業団災害支援協定

村山市(以下「甲」という。)と日本下水道事業団(以下「乙」という。)とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援(以下「災害支援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的等)

- 第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持 修繕協定である。

#### (対象)

- 第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。
  - 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他 の異常な自然現象
  - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの(以下「協定下水道施設」という。) とする。
  - 一 金谷汚水中継ポンプ場

#### (災害支援の内容)

- 第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
  - 災害の状況を確認するために行う現地調査(協定下水道施設の点検を含む。)
  - 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第5条 1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
  - 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的に その機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は 修繕に関する工事
  - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。)及び災害査定への立会
  - 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

### (災害支援の要請の方法)

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信(これらの送信ができないときは、口頭又は電話)により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

#### (災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規 定する災害支援を行うものとする。

### (災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速 やかにその内容を報告するものとする。 (費用の負担)

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害 支援に要した者を除く。)を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに支払うも のとする。

(廃止)

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、こ の協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方へ の書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
  - 一 甲の事務局 村山市水道課
  - 二 乙の事務局 日本下水道事業団東北総合事務所 施工管理課

(協定の有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成30年9月9日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通をは 有する。

平成29年3月28日

甲 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市

代表者 村山市長 志 布 隆 夫

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

代表者 理事長 辻 原 俊 博

# (33) 災害時における消防活動の協力に関する協定

「村山市」(以下「甲」という。)と「北村山生コンクリート協同組合」(以下「乙」という。) との間に、村山市内で発生した災害において、甲が行う消防活動に対する乙の協力に関し、次の とおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、甲の消防本部管轄区域内において災害が発生し、人命救助並びに消防活動 (被害軽減)のために、乙に加入する会員が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消 防活動について、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の種類)

- 第2条 協力の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 乙の組合員が所有する特殊車両を活用した消防用水の供給活動
  - (2) その他前1号の活動に伴い必要な業務

### (協力の要請)

- 第3条 甲は、災害発生時において必要と認めるときは、乙に対して甲より協力を要請すること ができる。
- 2 前項の規定による要請は、要請書(別記様式第1号)により行うものとする。 ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

#### (協力の実施)

第4条 乙は、甲からの協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限りこれを受諾し、甲の 現場指揮者の指示を受け、協力するものとする。

#### (協力の報告)

第5条 乙は、前条の規定により協力をしたときは、甲に対し、速やかに実施報告書(別記様式 第2号)により報告するものとする。

#### (協力体制の整備)

第6条 乙は、甲の要請に対応できる協力体制を整備し、あらかじめその連絡体制を甲に提出するものとする。また、体制等に変更が生じた場合は、速やかに項に連絡するものとする。

# (経費負担)

- 第7条 第3条の規定による協力のために要する経費は、甲が協力を実施した乙の会員に支払う ものとする。
- 2 この協定に基づき、消防活動に協力した者が死傷又は車両、資機材等が破損した場合の舗装 については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了 を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事項またはこの協定 に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するために、本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記署名捺印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成30年6月27日

甲 村山市中央一丁目3番6号

村山市長

乙 村山市楯岡中町2番35号

北村山生コンクリート協同組合 理事長

# (34) 災害に係る情報発信等に関する協定

村山市およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、 次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

### 第1条(本協定の目的)

本協定は、村山市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、村山市が村山市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ村山市の行政機能を維持するため、村山市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組みの内容は次の中から、村山市およびヤフーの両者の協議により 具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、村山市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的 として、村山市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上 に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 村山市が、村山市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの 情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知するこ と。
  - (3) 村山市が、村山市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 村山市が、災害発生時の村山市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 村山市が、村山市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 村山市が、村山市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフー が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 村山市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、村山市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条(費用)

前条に基づく村山市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条(情報の周知)

ヤフーは、村山市から提供を受ける情報について、村山市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、村山市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、村山市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、村山市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通 を保有する。

2019年7月9日

村山市:山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市長 志 布 降 夫

ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

### (35) 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県村山市(以下「村山市」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」という。)及び株式会社工藤自動車(以下「工藤自動車」という。)は、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、村山市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、村山市が山形三菱から受ける電動車両(以下「車両」という。)及び車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力要請)

第2条 村山市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」 という。)するものとする。

ただし、山形三菱が休日にて連絡が不可の場合は、山形三菱登録販売店の株式会社工藤自動車に協力要請をするものとする。

#### (協力要請方法)

- 第3条 前条の規定による協力要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。
  - (1) 協力要請を行った者の職・氏名
  - (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
  - (3) 現地担当者の職・氏名
  - (4) 協力要請の理由
  - (5) 協力要請する車種及び台数
  - (6) 協力要請の期日及び引渡し場所
  - (7) その他必要な事項

#### (協力)

- 第4条 山形三菱は、村山市からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電 装置を確保し、可能な範囲内で村山市に貸与するものとする。
- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 村山市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するもの とする。
- 4 引渡しの日時については村山市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

#### (使用上の留意事項)

- 第5条 村山市は、山形三菱から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
  - (2) 村山市内において使用する。
  - (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

#### (賠償及び保険)

- 第6条 車両及び給電装置の使用中又は協力要請中に発生した損害の賠償については 次のとおりとする。
  - (1) 事故等により、村山市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、村山市及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
  - (2) 前号の場合において、村山市が賠償責任を負う場合の車両の保険の適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、村山市が負担するものとする。
  - (3) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が補償責任を負うものとする。
  - (4) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については、 村山市及び山形三菱が協議し決定するものとする。

#### (実績報告)

- 第7条 山形三菱は、本協定第4条1項の規定により車両及び給電装置を貸与したと きは、次に掲げる事項を記載した書面を村山市に提出するものとする。
  - (1) 貸与した車両及び車両登録番号
  - (2) 貸与した場所
  - (3) 貸与した日数及び走行距離
  - (4) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。 だたし、貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は村山 市の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、村山市 及び山形三菱が協議して決定するものとする。

#### (費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における 適正価格を基準として村山市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

#### (費用の支払)

第10条 村山市は、第8条ただし書の費用について山形三菱から請求があったときは、 延滞なくこれを山形三菱に支払うものとする。

#### (連絡責任者)

第11条 村山市及び山形三菱は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に 通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

### (通知)

第12条 村山市は、要請の内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱 に通知するものとする。

#### (実施細目)

第13条 本協定を実施するために必要な事項については、村山市及び山形三菱が協議 の上、実施細目で定めるものとする。 (協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、 実施細目に定めるものの他、村山市及び山形三菱が協議の上、決定するものとす る。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヵ月前までに村山市及び山形三菱から何らかの意思表示のないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、村山市、山形三菱及び工藤自動車が記 名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月19日

村山市 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市長

山形三菱 山形県山形市五十鈴三丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

協力要請休日対応

山形三菱登録販売店 山形県村山市大字大久保甲796番地

株式会社工藤自動車

会 長

# (36) 村山市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定

村山市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる 郵便局は「別紙第1」のとおり。)は、以下のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び 住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

### (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(詳細は「別紙第2」に 定める。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。
  - (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
  - (2) 地域経済活性化に関すること
  - (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
  - (4) 女性の活躍推進に関すること
  - (5) その他、地方創生に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。 また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### (協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な 変更を行うものとする。

#### (免責)

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいて も、その責任を負わないものとする。

### (守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、 相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負う ものとする。

### (有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年 9月17日

甲 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市長

乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番34号

日本郵便株式会社 東北支社長

# 「別紙第1」

# 村山市内郵便局及び東根郵便局

局名	住所	電話番号
村山郵便局	山形県村山市楯岡十日町1-3	0237-55-3432
白鳥郵便局	山形県村山市長善寺1606-3	0237-56-2118
村山大久保郵便局	山形県村山市大久保甲113-1	0237-54-2201
大高根郵便局	山形県村山市富並1879-11	0237-57-2050
袖崎郵便局	山形県村山市土生田1056	0237-58-2050
河島郵便局	山形県村山市河島乙313-2	0237-55-2912
村山北町郵便局	山形県村山市楯岡北町2-2-15	0237-55-2913
冨本郵便局	山形県村山市湯野沢2884	0237-54-2202
東根郵便局	山形県東根市三日町3-3-18	0237-43-5365 (総務部)

## 「別紙第2」

## 「村山市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」具体的連携項目

村山市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の応援に関すること

平常時から防災体制の強化に取り組むとともに、村山市内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

#### (主な連携内容)

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。
  - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を 整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
  - イ 防災会議や防災訓練等への参加により、災害発生時の体制について、相互理解を深め ることとします。
- (2) 村山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。
  - ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
  - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先 リスト等の情報の相互提供
  - ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
  - (ア) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - (エ) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
  - オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等、 並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
  - カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常取扱い(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座 宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い(保険料 払込猶予期間の延長など)について、各社から要請があった場合の取扱い
  - キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項
  - (注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

## (経費の負担)

上記に掲げる連携事項において、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力を要請した者が負担することとし、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、村山市内の高齢者や子 ども等の安全の確保を図ります。

#### (連携内容)

乙が、村山市内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要する場合は、乙は直接消防又は警察に通報します。

## 3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、村山市内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

## (連携内容)

乙が、村山市内で業務を行う際に、村山市内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、 水道の漏水、落屑及び動物の死骸等、村山市内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる個 所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

## 4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、村山市内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

## (連携内容)

乙が、村山市内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、村山市内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

## 5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、村山市内において、村山市内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

#### (連携内容)

乙が、村山市内で業務を行う際に、住民に何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

## 6 地域の経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制 を強化し、村山市内の経済活性化を支援します。

## (主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化 支援等

≪様式≫ 別添「避難者情報確認シート(避難先届)」及び「協定連絡票」

## (37) 道の駅むらやま防災利用に関する基本協定

国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所 (以下「甲」という。)と、村山市(以下「乙」という。)は、村山市内の「道の駅」について、防災(災害復旧、救助・救援活動を含む。)に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、「道の駅むらやま」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、地震、風水害、土砂災害、雪害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

## (防災利用の内容)

- 第2条 乙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。
  - (1) 道路に関する通行情報、被災情報の提供
  - (2)災害復旧に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
  - (3) 道路利用者が避難・休憩するための施設の提供
  - (4) 救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務

## (防災活動への平素からの取り組み)

第3条 甲、乙は平素から「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう努めるものとし、甲、乙及び乙が指定する「道の駅むらやま」指定管理者は災害時に備えた訓練として道の駅に設置されている災害時用の機器の動作確認を年1回程度行うものとする。

## (協議)

第4条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に 定めのない事項については、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。 (有効期限)

第5条 この協定の有効期間は、令和2年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1 通保有する。

令和元年9月24日

甲 山形市成沢西四丁目3番55号 国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 所長

乙 村山市中央一丁目3番6号 村 山 市 村 山 市 長

## (38) 災害時等における救援活動の協力に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と株式会社ヤマザワ(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 本協定は、甲の地域において、地震、風雪水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)又は発生するおそれがある場合の被災者等(帰宅困難者及び地域住民を含む。以下同じ。)の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

## (協力内容)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものと し、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。
  - (1) 乙は、乙の店舗及び関係機関(以下「店舗等」という。)において保有する飲料水、食糧及び生活物資等(以下「物資等」という。)を提供すること。
  - (2) 乙は、店舗等において被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。
  - (3) 乙は、避難場所として駐車場・トイレ等の使用を一時的に提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

#### (協力の要請)

第3条 前条の要請は、救援活動協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### (物資の引渡し)

- 第4条 物資の引渡し場所は、原則として乙の指定する場所(店舗等)において 行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所 に運搬するものとする。
- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において、生活物資等受領確認書(様式第2号)を受け取るものとする。

## (経費の負担)

- 第5条 第2条の規定により救助活動の協力に要した費用(以下「救助活動の費用等」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 救助活動の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、乙から救助活動の費用等に係る請求があったときは、災害発生による 混乱が沈静化した後、すみやかに支払うものとする。

## (通知)

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都 度相手方に通知するものとする。

## (有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、 決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、 各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月5日

甲 村山市中央一丁目3番6号 村山市長

乙 山形市あこや町三丁目8番9号 株式会社ヤマザワ 代表取締役社長 (39) 村山市と株式会社古窯ホールディングスとの相互協力・連携に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と株式会社古窯ホールディングス(以下「乙」という。) は、双方の理念に基づき、相互の協力及び連携に関する基本的事項について、次のとおり 協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、村山市碁点地区(以下「碁点地区」という。)周辺の観光産業の活性化を図り、経済・産業の発展と災害対策の 充実等により、豊かな地域社会の形成に寄与留守ことを目的とする。

## (協力・連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力・連携するもの ととする
- (1) 碁点地区における観光施設の相互連携に関すること
- (2) クアハウス碁点の運営、人材育成及び施設整備に関すること
- (3) 村山市の自然環境を生かした体験・観光サービス等の充実に関すること
- (4) 災害時の相互協力に関すること
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

## (協議)

- 第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を協力・連携して実施するに当たっては、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について、双方で協議するものとする。
- 2 前項に定める協議の窓口は、甲は村山市商工観光課、乙は株式会社リードに設置する。

## (協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれかからも更新しない旨の申し出がない場合には、有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途 協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれその1通を所持する。

令和3年11月12日

山形県村山市中央一丁目3番6号村山市村山市長

山形県上山市葉山5番20号 株式会社古窯ホールディングス 代表取締役専務

## (40) 災害時における被災者支援に関する協定書

村山市(以下「甲」という。)と山形県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、村山市内で地震、風水害その他災害が発生した場合(以下「災害

時」という。)において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を、 甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

- 第2条 この協定において被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。
  - (1) 不動産の表示に関する登記についての相談
  - (2) 土地の筆界に関する相談
  - (3) 筆界特定の手続に関する相談

(要請)

- 第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して 支援業務を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただ し、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出する ものとする。
  - (1) 要請の事由及び内容
  - (2) 支援業務を実施する場所
  - (3) 支援業務を実施する機関

(土地家屋調査士の派遣)

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から土地家屋調査士業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

(支援業務の場所の調整及び広報)

第5条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 第2条に規定する支援業務に要する費用は無償とする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知する ものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については 甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自 その1通を保有する。

令和3年11月15日

甲 村山市中央一丁目3番6号 村山市長

乙 山形市緑町一丁目4番35号 山形県土地家屋調査士会

会 長

# 3 基準及び指針等

## (1) 勤務時間外の災害時における村山市職員の動員配備体制

区分		対策組織設置基準	登 庁 職 員	組織構成等
第 1	災害注	1 大雨警報又は洪水警報発表時 2 その他の気象予警報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがある時	1 総務課、建設課、農林課、水道 課のあらかじめ定める職員 2 その他、各課等においてあらか じめ定める職員	必要に応じ、関係課等から なる対策会議を開催
第1次配備	災害注意配備班	3 市内で震度4の地震が観測された時	<ul><li>1 総務課長</li><li>2 総務課課長補佐</li><li>3 総務課危機管理係員</li><li>4 建設課、農林課、水道課のあらかじめ定める職員</li><li>5 その他、各課等においてあらかじめ定める職員</li></ul>	
第2次配備	災害警戒連絡会議	<ul><li>1 市内で震度5弱~強の地震が観測された時の地震が発生し、又は発生するおそれがある時</li><li>3 市長が特に必要と認めた時</li></ul>	1 副市長 2 全課等の長 (災害警戒連絡会議委員) 3 全課等の課長補佐 (複数いる課等にあってはあらかじめ定めた職員1名) 4 総務課、財政課、建設課、農林課、水道課の全職員 5 その他、各課等においてあらかじめ定める職員 ※全課等の長は登庁後、委員長(副市長)の招集により第1会議室に参集する。 ※各課等において予め定める職員は、各執務室に参集し情報収集等応急対策に当たる。	(設置場所) 第1会議室 委員長 副市長 副委員長 総務課長 委 員 全課等の長 事務局 総務課職員
第3次配備	災害対策本部	1 市内で震度6弱以上の地震が観測された時2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある時3 市長が特に必要と認めた時	全職員 勤務地へ登庁 1 自分の家族、近隣住民の安全確保を最優先とする。 2 自分又は家族が被災した場合は、至急所属長に連絡する。 3 道路の途絶等により登庁できない場合は、最寄りの市民センターに参集して所属長に連絡を取りその指示に従う。 4 全課等の長(本部員)は登庁後、多目的ホールに参集する。 5 あらかじめ指名された応急対策班員は、多目的ホールに参集し情報収集等応急対策に当たる。	【設置場所】 多目的ホール 本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 教育長 消防団長 全課等の長 事務局長 総務課長 事務局員 各班業務班員 連絡員 各課等課長補佐 ※応急対策班(10班)を編成 し応急対策に当たる。

注:消防本部、消防署については別途定める動員配備計画に基づき対応する。

## (2) 気象予警報等の種類及び発表基準

## I 気象予警報等の種類

- 1 山形地方気象台(以下、「気象台」という)が発表するもの
- (1) 気象予警報(注意報・警報・特別警報)

	種類
特別警報	大雨(土砂災害、浸水害) 大雪 暴風 暴風雪 波浪 高潮
警報	大雨(土砂災害、浸水害) 洪水 大雪 暴風 暴風雪
三 刊	波浪高潮
   注 意 報	大雨 洪水 強風 風雪 大雪 波浪 高潮 雷 融雪
<b>江</b> 总 和	濃霧 乾燥 なだれ 低温 霜 着氷 着雪
早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨暴風(暴風雪) 大雪 波浪

- (2) 地震情報
- (3) 津波予報
- (4) 火山情報
- (5) 降雪量情報
- (6) 火災気象通報
- (7) 府県気象情報
- (8) 竜巻注意情報

雷注意報の発表中に竜巻、ダウンバースト、またはガストフロントによる激しい突風の可能性が高まったと判断した場合に、激しい突風に対する注意を呼びかけるために発表する情報です。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表されます。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間です。

- 2 河川管理者が発表するもの
- (1) 水防警報
- (2) はん濫警戒情報
- 3 河川管理者と気象台が共同で発表するもの 洪水予報(はん<u>濫警戒</u>情報等)
- 4 山形県と気象台が共同で発表するもの

#### 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況下で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。

市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)で確認することができます。避難が必要とされる[警戒レベル4]に相当します。

## 5 仙台管区気象台が発表するもの

早期天候情報(2016.6に名称変更)

その時期としては10年に1度程度しか起きないような著しい高温や低温、降雪量(冬季の日本海側)となる可能性が、いつもより高まっているときに、6日前までに注意を呼びかける情報です。

## 6 特別警報の発表基準

現象の種類	基準							
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想される場合						
暴風	**・ケー ・	暴風が吹くと予想される場合						
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同   程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合						
波浪	住文の通行区外上により	高波になると予想される場合						
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹く							
教以当	と予想される場合							
大 雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合								

## <参考>

市町村の50年に一度の値(令和3年3月25日現在 抜粋)

地 域	市町村	50年に一度の値					
地 埃	! laml ሗብ	R48	R03	SWI			
	村山市	241	94	168			
   北村山	東根市	298	98	187			
1047日	尾花沢市	279	100	184			
	大石田町	243	94	170			

凡例: R48:48時間降水量 (mm) R03:3時間降水量 (mm) SWI:土壌雨量指数

- ※「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村の5km 格子の値の平均をとったもの。
- ※大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意する。

## Ⅱ 気象警報・注意報(村山市の発表基準)

1 発表基準(令和2年8月6日現在)

## (1) 警報

「重大な災害が起こるおそれ」がある場合に発表されます。

種類	村山市の基準	想定される被害
	(浸水害)	●がけ崩れ・山崩れ・土石流
	表面雨量指数基準(*1):15以上	●道路の損壊(埋没、路肩崩壊、路面
	(土砂災害)	陥没)
大雨警報	土壌雨量指数基準(*2):102以上	●線路・軌道の損壊 (埋没、路肩崩壊、
		盛り土崩土)
		●交通障害 (道路の冠水、アンダーパ
		スの水没、通行止め)
	流域雨量指数基準(*3):大旦川流域=9.9	●大河川の増水・氾濫
洪水警報	指定河川洪水予報による基準:	●堤防の損壊
	最上川上流[下野],最上川中流[大石田]	●河川敷内施設の流出・損壊
	平均風速:18m/s以上	●人的被害(転倒・転落・飛散物によ
		る負傷)
暴風警報		●交通障害 ●家屋の損壊・倒壊
<b>沙沙≯/三十以</b>		●電柱の損壊や電線の切断・ショート
		及びこれによる停電
		●フェーン現象による火災
暴風雪警報	平均風速:18m/s以上、雪を伴う	●暴風警報の事項に加えて視程悪化
为约本(三音干)X		による交通障害など
	12時間降雪の深さ	●建造物の破損
大雪警報	平 地:35cm以上	●着雪による倒木・電線切断
八ヨ高和	山沿い:45cm以上	●交通障害(鉄道ダイヤの麻痺、道路
		通行止め)
波浪警報	(村山市は該当なし)	
高潮警報	(村山市は該当なし)	

- \*1「表面雨量指数」: 短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標
- \*2「土壌雨量指数」:降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標
- \*3「流域雨量指数」:河川の上流域に降った雨などにより、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標

(いずれも気象庁において把握するもの)

# (2) 注意報「災害が起こるおそれ」がある場合に発表されます。

種類 村山市の基準 想定される被害 表面雨量指数基準(*1):5以上	-
大雨注意報 大雨注意報 土壌雨量指数基準(*2):84以上 ●路肩崩壊 ●落石 ●排水溝・下水溝の氾濫	
大雨注意報 ●排水溝・下水溝の氾濫	
●作地の温水かど	
●	
流域雨量指数基準(*3):大旦川流域=7.9 ●河川の増水など	
複合基準(*4): 大旦川流域=(5,7.9)	
洪水注意報 最上川流域=(5,59.5)	
指定河川洪水予報による基準:	
最上川上流[下野],最上川中流[大石田]	
平均風速:12m/s以上 ●家屋の一部損壊	
●樹木の折損・●果実の	落果
強風注意報 ●農作物の折損、倒伏など	ピ
平均風速:12m/s以上、雪を伴う ●家屋の一部損壊	
■樹木の折損	
風雪注意報 ●視程障害	
●農作物の折損・倒伏など	٣
12時間降雪の深さ ●樹木の折損	
平 地: 20cm以上 ●落雪害	
→ 大当注息報 山沿い:30cm以上 ● 交通障害(鉄道が 17混乱	乱、悪視程、
スリップ など)	
波浪注意報 (村山市は該当なし)	
高潮注意報 (村山市は該当なし)	
落雷等により被害が予想される場合 ●落雷 ●ひょう害	
●急な強い雨・●電波障害	害
雷注意報 ●突風(ダウンバーストや竜巻	を含む)
●瞬間停電や誘導電流に	よる電子機
器障害など	
融雪により浸水等の被害が予想される場 ●低地の浸水 ●土砂災 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 害
融当注息報 合 ●農作物の育成遅延など	
視程が100m以下 ●交通機関等に著しい支援	<u>ーー</u> 障が生じる
辰務/土息牧 おそれ	
① 最小湿度30%、実効室度65% ●乾燥による火災の危険	<u></u>
② 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%、風乾燥注意報	
速10m/s以上	

なだれ 注意報	① 山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で、肘折(アタダス)の積雪が100cm以上② 山形地方気象台の日平均気温が5℃以上で肘折(アメダス)の積雪が180cm以上③ 山形地方気象台の日最高気温が5℃以上で肘折(アメダス)の積雪が300cm以上④ 12月は日降水量が30mm以上で肘折(アメダス)の積雪が100cm以上	●なだれによる被害が起こるおそれ
低温注意報	(夏期) 最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日以上続くとき (冬期) ① 最低気温が-7℃以下または-4℃以下 で平均風速5m/s以上 ② 日平均気温が-3℃以下の日が数日続	<ul><li>●農作物等に著しい被害が起こるおそれ</li><li>●水道管の凍結</li><li>●路面の凍結など</li></ul>
霜注意報	くとき 早霜、遅霜期におおむね最低気温2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)	●農作物等に著しい被害が生じるお それ
着氷·着雪 注 意 報	大雪注意報の条件下で気温が−2℃より高 い場合	●通信線や送電線の切断・短絡など

- \*1「表面雨量指数」:短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標
- \*2「土壌雨量指数」:降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標
- \*3「流域雨量指数」:河川の上流域に降った雨などにより、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標
- \*4「複合基準」(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値 (いずれも気象庁において把握するもの)

(3) 避難情報発令の手引き

# 避難情報発令の手引き

村 山 市

## 目 次

1	Ξ	上川又				·		•			•	·	·	·	-	•	•		·	•	•	·	·	·	·	•	·	'
	1	目 的																										
	2	避難情	報の	発令	によ	· 1)	立退	き	避業	隹が	必	要	な	居	住	者	等し	こ才	な	る	行	動						
	3	避難行	動(	安全	確保	行	動)	の	分類	頁・	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	迟	壁難情報	の伝	達																								
Π	£	上砂災害	に関	する	避難	情	報♂	)発	令·	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	退	<b>壁難情報</b>	の発	令対	象と	す	る±	:砂	災暑	=																		
2	追	壁難すべ	区さ	域																								
3	退	<b>壁難情報</b>	の発	令を	判断	íф	るた	-め	の情	青報	Į.																	
4	暹	<b>壁難情報</b>	の発	令基	準・	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5	迟	壁難情報(	の解	除基	準・	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
Ш	決	北災害	に関	する	避難	情	報の	)発	令•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
1	迟	壁難情報(	の発	令対	象と	す	る決	桃	災暑	<u> </u>																		
2	迟	壁難すべ	区き	域																								
3	迟	壁難情報(	の発	令を	判断	íф	るた	-め	の情	報	Į.																	
4	ĭ	別川の水	位と	発表	され	る	洪才	〈予	報等	<b>手</b> •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
5	迟	壁難情報(	の発	令基	準・	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
6	迟	壁難情報(	の解	除基	準・	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
IV	貣	資料編・				•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
		「避難情	報の	発令	区域	<u>;</u> —	覧表	₹ (	土砂	災	害	) ]		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
		「村山市:	土砂	災害	警戒	区:	域・	危	険色	脈		覧	J		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
		「村山市	土砂	災害	ハサ	<u>"</u> —	ドマ	アツ	プ」		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
		「避難情	報の	発令	区域	<b>:</b> —	覧表	₹ (	風기	害	۲(:		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	23
		「村山市」	虱水	害危	<b>淡</b> 色	所	J	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	24
		「村山市」	風水	害危	<b>演</b> 匿	所	図」																				•	26

## I 全般

## 1 目 的

この手引きは、市長が行う高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保(以下、「避難情報」という。)を適時・適切に発令できるようにすることを目的とする。

## 2 避難情報の発令により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	アにより立返さ避無が必安は店住有寺に 根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者に求める行動
<u> </u>	災害対策基本法第56条第2項	○ 危険な場所から高齢者等は避難
	火吉对水墨华瓜为 3 0 未为 2 项	高齢者等(避難を完了させるのに時間を要
	1 市町村長は、住民その他関係のある公私の団	する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害の
	体に対し、予想される災害の事態及びこれに対	する任七×は施設利用有の同配有及び障害の ある人等、及びその人の避難を支援する者)は
「敬士」 ベルつ】	してとるべき避難のための立退きの準備その	危険な場所から避難(立退き避難)する。
【警戒レベル3】	他の措置について、必要な通知又は警告をする	高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の
高齢者等避難	ことができる。	外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め
	2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又	たり、避難の準備をしたり、自主的に避難する
	は警告するに当たっては、要配慮者に対して、	タイミングである。例えば、突発性が高く予測
	その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよ	が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住
	う必要な情報の提供その他必要な配慮をする	者等は、このタイミングで自主的に避難する 
	ものとする。	ことが望ましい。
	災害対策基本法第60条第1項	│ ○ 危険な場所から全員避難 │
		危険な場所から全員避難(立退き避難)する。 
	市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそ	
【警戒レベル4】	れがある場合において、人の生命又は身体を災害	
避難指示	から保護し、その他災害の拡大を防止するため特	
	に必要があると認めるときは、必要と認める地域	
	の必要と認める居住者等に対し、避難のための立	
	退きを指示することができる。	
	災害対策基本法第60条第3項	〇 命の危険、直ちに安全確保
		指定緊急避難場所等への立退き避難すること
	市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生し	がかえって危険である場合、緊急安全確保する。
	ようとしている場合において、避難のための立退	ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安
	きを行うことによりかえつて人の生命又は身体	全にとることができるとは限らず、また本行動を
【警戒レベル5】	に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし	とったとしても身の安全を確保できるとは限ら
緊急安全確保	緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域	ないため【警戒レベル4】避難指示までに必ず避
	の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、	難する。
	近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する	
	開口部から離れた場所での待避その他の緊急に	
	安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保	
	措置」という。)を指示することができる。	

## 3 避難行動(安全確保行動)の分類

避難行動	避難先	具体的な行動例	当該行動をとる 避難情報	関係する災害		
緊急安全確保	・安全とは限らない	・上階へ移動	警戒レベル5	洪水等		
	自宅、施設等	・上層階に留まる	緊急安全確保	土砂災害等		
	・近傍の建物	・崖から離れた部屋に移動				
		・近傍に高く堅牢な建物があり、かつ				
		自宅・施設等よりも相対的に安全だと				
		自ら判断する場所に移動 等				
	~	・ ~~~警戒レベル4までに必ず避難~~	~~~			
立ち退き避難	・安全な場所	・指定緊急避難場所	警戒レベル3	洪水等		
		・安全な自主避難先 等	高齢者避難	土砂災害等		
			警戒レベル4			
			避難指示			
屋内安全確保	・安全な自宅、	・安全な上階へ移動	警戒レベル3	洪水等		
	施設等	・安全な上階に留まる	高齢者避難	(土砂災害は立ち退		
			警戒レベル4	き避難が原則)		
			避難指示			

## 4 避難情報の伝達

## (1) 住民の避難行動の認識の徹底

避難情報が発令された場合、居住者等が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、 自らの命は自らが守るという意識の下、居住者等が、あらかじめ想定される災害毎にどのよ うな避難行動をとれば良いか、立退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際して どのような情報に着目すれば良いか等を認識している必要がある。

災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭や各施設において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら警戒レベル相当情報や、市が発する避難情報の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるよう平常時からの啓発活動により徹底していく。

## (2) 避難情報の伝達内容

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現にすることが重要である。

## Ⅱ 土砂災害に関する避難情報の発令

## 1 避難情報の発令対象とする土砂災害

土砂災害とは、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象)、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊、傾斜のある土地が崩落する自然現象)、又は地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象)を発生原因として住民の生命、身体及び財産に生ずる被害をいう。

この手引きで対象とする土砂災害は、大雨に伴う土石流、急傾斜地の崩壊とする。

(地すべりについては、危険性が確認された場合、国・県等が個別箇所毎の移動量等の監視・ 観測等の調査を行うこととなっており、その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の 結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、避難情報を発令することとなる。)

## 2 避難すべき区域

避難情報の発令対象となる避難すべき区域は、災害リスクが想定されていない安全な地域の 居住者等にまで避難情報を発令する必要はないため、土砂災害の危険度分布(大雨警報(土砂 災害)の危険度分布及び土砂災害危険度情報)における危険度が高まっているメッシュと重な った土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。

状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

※ IV 資料編 「避難情報の発令区域一覧表(土砂災害)」 「村山市土砂災害警戒区域一覧」 「村山市土砂災害ハザードマップ」

- 3 避難情報の発令を判断するための情報
- (1) 山形県土砂災害警戒情報システム
  - ① 土砂災害危険度情報
- ⑤ 土壌雨量指数

② 危険度到達表

- ⑥ 土砂災害警戒区域
- ③ 気象情報(予警報)
- ⑦ 土砂災害危険度情報履歴

- ④ 雨量分布(予測)
- (2) 気象庁ホームページ
  - ① 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)
  - ② 注意報·警報等、各種防災気象情報
- (3) 上記による情報のほか、避難情報の発令を判断しえる情報 巡視による状況報告、住民による通報など

## 4 避難情報の発令基準

4 姓無情報の	でい名十	
区分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	発 令 対 象 区 域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする)
	1 大雨警報(土砂災害)* <sup>1</sup> (警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の 危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相 当情報[土砂災害])となった場合	1 土砂災害危険度情報において「警戒(赤)」(警戒レベル 3相当情報[土砂災害])となったメッシュと重なる土砂 災害避難情報発令区域(以下「発令区域」という。) 等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の 基準値に達することが想定される場合	資料編:土砂災害の避難情報発令区域一覧表 2 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難
	3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴うことが3 表別は 1 になる	となる地域と重なる発令区域等
	ら明け方に接近・通過することが予想される 場合* <sup>2</sup>	3 左記の基準に該当する地域と重なる発令区域等
	1 土砂災害警戒情報* <sup>1</sup> (警戒レベル4相当情報 [土砂災害])が発表された場合	1 土砂災害危険度情報において「非常に危険(うす紫)」 (警戒レベル4相当情報[土砂災害])となったメッシュ と重なる発令区域等
	2 土砂災害の危険度分布が「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合	2 左記の基準に該当する地域と重なる発令区域等
	3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となる ような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明 け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)	3 当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 (発令区域等以外の区域で発見された場合を含む。)
【警戒レベル4】 避難指示	4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となる ような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避 難が困難となる暴風を伴い接近・通過するこ とが予想される場合 (立ち退き避難中に暴風が吹き始めることが ないよう暴風警報の発表後速やかに発令)	
	5 土砂災害の前兆現象* <sup>3</sup> (山鳴り、湧き水、地下 水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された 場合	
	※ 夜間・未明であっても、発令基準1~2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	
	(災害が切迫) 1 大雨特別警報 (土砂災害)* <sup>1</sup> (警戒レベル5 相当情報[土砂災害]) が発表された場合	1 土砂災害危険度情報において <u>「極めて危険(濃い</u> <u>紫)」</u> となったメッシュと重なる発令区域
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害発生を確認) 2 渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁 道路等にクラック発生等、土砂災害の発生が 確認された場合	2 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながる おそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその 周辺の区域 (発令区域等以外の区域で発見された場合を含む。)

- \*1 気象警報等は、市町村単位で発表されるが、それぞれの避難情報の発令対象区域は適切に絞り込む。
- \*2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間~翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報 [土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合、夕刻時点で発令する。
- \*3 参考資料「土砂災害の前兆現象の例」

## 【参考資料】土砂災害の前兆現象の例

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとる(避難情報を発令する)べきである。

また、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視	山 斜面 がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけからは小石がパラパラ と落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり 盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の 水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴	覚	・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
臭	覚	・腐った土の臭いがする		

## 5 避難情報の解除基準

避難情報の解除は、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。

一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

## Ⅲ 洪水災害に関する避難情報の発令

## 1 避難情報の発令対象とする洪水災害

洪水災害等とは、大雨や融雪などを原因として、河川の流量が異常に増加することによって、 住民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす災害をいう。

村山市においては、以下の河川における洪水災害を避難情報の発令対象とする。

河川の分類	対象河川	対象とする災害	
洪水予報河川*・最上川(上流)		決壊(破堤)・越水氾濫	
小件图加河川	・大旦川(大沢川、蝉田川)	蝉田川) 内水氾濫(水位上昇によるもの)	
水位周知河川	・富並川	越水氾濫	
その他の河川	・沢ノ目川、千座川、川久保川、 滝津川、村山中沢川、樽石川、 五十沢川、舛沢川、小国沢川、 湯ノ入沢川、田村川 など	内水氾濫 (土砂堆積、断面狭小、天然河岸崩落等によるもの)	

<sup>\*:</sup>国や県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川

上記以外の河川は、職員、消防団、住民等から避難の必要性に関する連絡があった場合に、 避難情報を発令する。

## 2 避難すべき区域

池濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の洪 水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

※ IV 資料編 「避難情報の発令区域一覧表 (風水害)」 「村山市風水害危険箇所」 「村山市風水害危険箇所図」

- 3 避難情報の発令を判断するための情報
- (1) 山形県河川・砂防情報
  - ① 河川の水位情報
- ③ 氾濫警戒(危険)情報

② 洪水予想

- ④ 水防情報
- (2) 気象庁ホームページ
  - ① 大雨警報(浸水害)の危険度分布 (浸水キキクル)

② 洪水警報危険度分布

(洪水キキクル)

- ③ 流域雨量指数の6時間先までの予測値
- ④ 今後の雨 (解析雨量・降水短時間予報)
- ⑤ 注意報·警報等、各種防災気象情報
- (3) 川の防災情報(国土交通省)
  - ① 気象及び水害・土砂災害情報のマルチモニタ((1)と(2)の総合表示サイト)
  - ② 水害リスクライン
- (4) 上記による情報のほか、避難情報の発令を判断しえる情報 巡視による状況報告、住民による通報など

## 4 河川の水位と発表される洪水予報等

(1) 洪水予想河川(最上川)

## 【水位】

氾濫注意水位	水防団の出動の目安	
【レベル2水位】	水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべき水位	
避難判断水位	警戒レベル3高齢者等避難の発令の目安	
【レベル3水位】	河川の氾濫に関する居住者等への注意喚起となる水位	
氾濫危険水位	警戒レベル4避難指示の発令の目安	
【レベル4水位】	居住者等の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位	

## 【洪水予報の発表】

## ① 氾濫注意情報(警戒レベル2相当情報[洪水])

- ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき
- ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇がみこまれないとき

## ② 氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報[洪水])

- ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき
- ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
- ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
- ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)

#### ③ 氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報[洪水])

・ 氾濫危険水位に到達又は超える状態が継続しているとき

## ④ 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])

・氾濫が発生又は継続しているとき

## 【水害リスクライン】(最上川両岸別の洪水危険度)

N	氾濫注意水位超過	(警戒レベル2相当)
N	避難判断水位超過相当	(警戒レベル3相当)
N	氾濫危険水位超過相当	(警戒レベル4相当)
N	氾濫している可能性	(警戒レベル5相当)

## (2) 水位周知河川(大旦川・富並川)

## 【水位】

(1) と同じ。

## 【水位到達情報の発表】

- ① 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報 [洪水])
  - ・ 氾濫注意水位に到達したとき

## ② 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報 [洪水])

・ 氾濫危険水位に到達したとき

## ③ 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報 [洪水])

・ 氾濫危険水位に到達状態が継続しているとき

## ④ 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報 [洪水])

・氾濫が発生したとき

## (3) その他の河川

水位情報等の発表なし。

## 5 避難情報の発令基準

(1) 洪水予報河川(最上川(上流))

<u>(1)</u> 洪水予報河	]川(最上川(上流))		
区分	発 令 基準		
	(次のいずれかに該当した場合に発令する)		
	1 指定河川洪水予報により最上川下野水位観測所の水位が <mark>避難判断水位(レベル3水位) 16.20m</mark> に達		
	し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合		
	2 指定河川洪水予報により最上川下野水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位) <b>16.70m</b> に <u>達</u>		
【警戒レベル3】	<u>する予測が発表</u> されている場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合)		
高齢者等避難	3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「 <mark>避難判断水位超過相当(赤)」</mark> になった場合		
	4 河川管理施設(堤防等)に <u>軽微な</u> 漏水、浸食等が確認された場合		
	5 <u>警戒レベル3高齢者等避難</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に		
	接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)		
	1 指定河川洪水予報により最上川下野水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位) <b>16.70m</b> に達		
	したと発表された場合 2 最上川下野水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位)16.70m に達していないものの、堤防		
	天端高に到達することが予想される場合		
【警戒レベル4】	3 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫危険水位超過相当(紫)」になった場合		
避難指示	4 河川管理施設(堤防等)に <u>異常な</u> 漏水、浸食等が発見された場合		
	5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接		
	近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)		
	6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難と		
	なる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合		
	(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令)		
	(災害の発生が切迫又は発生しているおそれ)		
	1 最上川下野水位観測所の水位が 16.70m を上回り、 <u>堤防天端高 18.818m に</u> 達している蓋然性が高いと判断される場合 2 河川管理施設(堤防等)に <b>異常な</b> 漏水、浸食の進行、亀裂・地すべりの発生等により <b>決壊のおそれ</b>		
「徳小」、かりに「	<del></del>		
【警戒レベル5】	が高まった場合 3 樋門、水門等の施設の機能障害が発見された場合、排水機場の運転を停止せざるをえない場合		
緊急安全確保	3 個は、小日子の心成の人族的学音が光光ですがた物は、計が人族物の建設を存在させるとれない物は		
	(災害発生を確認)		
	(火音光子と) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場) (現場		
	相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)		
	発 令 対 象 区 域(浸水想定区域図を基本とする) 		
楯  岡	南新町 中新町 北新町 五日町 十日町 晦日町 二日町 鶴ヶ町 中荒町 南荒町 東新町 俵町		
TIA IPS	新高田 駅西		
西 郷	碁点 浦 中条 宿 上宿 乙宿 中組 下組 浮沼 道六 清水 大淀 長島 河島山1区		
大久保	東門前		
戸沢	稲下東部 驚滝 船橋 共栄 弓田		
袖崎	高玉 赤石		
大高根	小滝 境ノ目		
※ 状況に応じて周	別辺の発令区域も含め避難情報を発令することを検討する。		
++2#1-=+111 +	い 40 へき マキ ロルグを含みがりも必るむに世内し V まにさい映像はれる※ 4 さき		

基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、必要に応じ避難情報を発令する。

## (2) 水位周知河川

## 【大旦川(蝉田川・大沢川)】

	発 令 基準	
区分	光 で 基 学 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	
	1 大旦川林崎水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位) 1.1m に達した場合	
	2 大旦川林崎水位観測所の水位が氾濫注意水位(レベル2水位) 1.0m に達し、次の①~②のいずれ	
	かにより急激な水位上昇のおそれがある場合	
	がにより ・ 大旦川の洪水警報の た険度分布(洪水キキクル)で 「警戒(赤)」が 	
[#k-12]	(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(大旦川流域 9.9 に達する場合))	
【警戒レベル3】	② 大旦川林崎水位観測所周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
高齢者等避難	(実況雨量において、累加雨量が 50 mm以上、又は時間雨量が 40 mm以上となる場合)	
	3 大旦川の水門を閉鎖後、さらに最上川の水位が上昇する見込のとき	
	(最上川稲下水位観測所の水位が水防団待機水位(15.1m)を超え今後も水位が上昇する見込のとき)	
	4 河川管理施設(堤防等)に <u>軽微な</u> 漏水、浸食等が確認された場合	
	5 <u>警戒レベル3高齢者等避難</u> の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方	
	に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	
	1 大旦川林崎水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位) 1.3m に達した場合	
	2 大旦川林崎水位観測所の水位が <mark>避難判断水位(レベル3水位) 1.1m</mark> に達し、次の①~②のいずれ	
	かにより急激な水位上昇のおそれがある場合	
	① 大旦川の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合	
	(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(大旦川流域 9.9 )を <u>大きく超過する</u> 場合)	
	② 大旦川林崎水位観測所周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合	
【警戒レベル4】	(実況雨量において、累加雨量が 80 mm以上、又は時間雨量が 60 mm以上となる場合)	
避難指示	3 大旦川の水門を閉鎖後、近隣の地区で床下浸水や道路冠水が多数発生し、かつ、今後も市内で降	
处無扫小	雨が予想される場合	
	4 河川管理施設(堤防等)に <mark>異常な</mark> 漏水、浸食等が発見された場合	
	5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接	
	近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	
	6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難	
	となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
	(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)	
	(災害の発生が切迫又は発生しているおそれ)	
	1 大旦川林崎水位観測所の水位が <b>1.3m</b> を上回り、 <mark>堤防天端高 2.38m</mark> に達している蓋然性が高い	
	と判断される場合	
F## N 3	2 河川管理施設(堤防等)に <u>異常な</u> 漏水、浸食の進行、亀裂・地すべりの発生等により <u>決壊のおそれ</u>	
【警戒レベル5】	が高まった場合	
緊急安全確保	3 樋門、水門等の施設の機能障害が発見された場合、排水機場の運転を停止せざるをえない場合	
	(災害発生を確認)	
	1 決壊(破堤)又は、越水・溢水が発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)	
	発 令 対 象 区 域(浸水想定区域図を基本とする)	
 楯 岡	   五日町 十日町 晦日町 二日町 鶴ヶ町 北町 俵町 新高田 駅西	
西郷	基点   浦   中条   宿   上宿   乙宿   中組   下組   浮沼	
大倉	大上林崎中沢	
	周辺の発令区域も含め避難情報を発令することを検討する。	
基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、必要に応じ避難情報を発令する。		

## 【富並川】

	_	
区分	発 令 基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 富並川深沢水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位) 1.8m に達した場合 2 富並川深沢水位観測所の水位が氾濫注意水位(レベル2水位) 1.6m に達し、次の①~③のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 富並川観音橋水位計の水位が急激に上昇している場合 ② 富並川の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「警戒(赤)」が出現した場合 ③ 富並川深沢水位観測所周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (実況雨量において、累加雨量が50mm以上、又は時間雨量が40mm以上となる場合) 3 河川管理施設(堤防等)に軽微な漏水、浸食等が確認された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	
【警戒レベル4】 避難指示	1 富並川深沢水位観測所の水位が氾濫危険水位(レベル4水位) 2.5m に達した場合 2 富並川深沢水位観測所の水位が避難判断水位(レベル3水位) 1.8m に達し、次の①~③のいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 富並川観音橋水位計の水位が急激に上昇している場合 ② 富並川の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合 ③ 富並川深沢水位観測所周辺で大量又は強い降雨が見込まれる場合 (実況雨量において、累加雨量が80mm以上、又は時間雨量が60mm以上となる場合) 3 河川管理施設(堤防等)に異常な漏水、浸食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul> <li>(災害の発生が切迫又は発生しているおそれ)</li> <li>1 富並川深沢水位観測所の水位が 2.5m を上回り、堤防天端高 4.25m に達している蓋然性が高いと判断される場合</li> <li>2 河川管理施設(堤防等)に異常な漏水、浸食の進行、亀裂・地すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>3 樋門、水門等の施設の機能障害が発見された場合、排水機場の運転を停止せざるをえない場合</li> <li>(災害発生を確認)</li> <li>1 決壊(破堤)又は、越水・溢水が発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)</li> <li>発 令 対 象 区 域(浸水想定区域図を基本とする)</li> </ul>	
大高根	下小屋、大石赤岩、大鳥居	
※ 状況に応じて周辺の発令区域も含め避難情報を発令することを検討する。 基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、必要に応じ避難情報を発令する。		

## (3) その他の河川

【村山中沢川、田村川、千座川、湯ノ入沢川、樽石川、小国沢川、沢ノ目川、川久保川、滝津川、五十沢川、舛沢川、】

	7 1 // (7 - 1 / 2	m. A 31 31	
区分	発 令 基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)		
	(次のいずれかに該当した場合に発令する) 【各河川共通】		
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol> <li>河川流域 した場合</li> <li>河川管理</li> <li>警戒レベ</li> </ol>	はの洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当[洪水])が出現 は施設(堤防等)に軽微な漏水、浸食等が確認された場合 はル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方 過することが予想される場合(夕刻時点で発令)	
【警戒レベル4】 避難指示	【各河川共通】  1 水防団が排水機材による排水や河川流路の啓開を実施しても床下浸水や道路冠水が改善されず、かつ、今後においても市内で降雨が予想されるとき  2 河川流域の洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当[洪水])が出現した場合  3 河川管理施設(堤防等)に異常な漏水、浸食等が発見された場合  4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)  5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)		
【警戒レベル5】 緊急安全確保	【各河川共通】 (災害の発生が切迫又は発生しているおそれ)  1 流出水量が排水機材の処理能力を超過し、または機材の運転そのものが不能になり、かつ、今後においても市内で降雨が予想されるとき  2 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 (大雨特別警報(浸水害)は市町村単位で発表されるが警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む。)  (災害発生を確認)  1 決壊(破堤)又は、越水・溢水が発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)		
		令 対 象 区 域 (浸水想定区域図を基本とする)	
村山中沢川	大 倉	中沢	
田村川	大久保	下宿 北口	
千座川	大久保 富本	楯下釜 西口 下仲宿	
湯ノ入沢川	富 本	宝 上久保 下久保 下小路	
樽石川	戸沢	本郷 樽石北	
小国沢川	戸沢	土海在家 北畑 弓田	
沢ノ目川	袖崎	本飯田2 本飯田5 赤石	
川久保川	袖崎	土生田2 土生田3 土生田4	
滝 津 川	袖崎	土生田4 土生田5	
五十沢川	袖崎	五十沢	
舛 沢 川	大高根	下小屋	
※ 状況に応じて周 基準に該当しな	辺の発令区域 い場合であっ	も含め避難情報を発令することを検討する。 ても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、必要に応じ避難情報を発令する。	

## 6 避難情報の解除基準

## ≪洪水予報河川・水位周知河川≫

水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。

## ≪その他河川等≫

当該河川の洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合、水路等については十分に水位が下がった場合を基本として解除するものとする。

# IV 資料編

# 土砂災害の避難情報発令区域一覧表

(※土砂災害警戒区域が存在する区域)

地 域	対象地区	災害の種類	備考
	二日町	急傾斜地	特別警戒区域あり
	鶴ヶ町	急傾斜地	特別警戒区域あり
	湯沢	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	北楯	急傾斜地	特別警戒区域あり
楯 岡	馬場	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	中笛田	土石流	特別警戒区域あり
	西笛田	土石流	特別警戒区域あり
	東笛田	土石流	特別警戒区域あり
	南笛田	土石流	特別警戒区域あり
	碁 点	急傾斜地	特別警戒区域あり
	浦	急傾斜地	特別警戒区域あり
	中条	急傾斜地	特別警戒区域あり
西 郷	宿	急傾斜地	特別警戒区域あり
	上 宿	急傾斜地	特別警戒区域あり
	乙 宿	急傾斜地、地すべり	特別警戒区域あり
	大 淀	急傾斜地	特別警戒区域あり
大 倉	中 沢	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
八石	新山	急傾斜地	特別警戒区域あり
	宝	地すべり	
	天 神	急傾斜地、地すべり	特別警戒区域あり
	矢木沢	土石流	
富本	山際	土石流	
H 4	中ノ目	土石流	
	上ノ宿	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	上仲宿	地すべり	
	新田·巾木田·下仲宿	地すべり	
	本郷	急傾斜地、地すべり	特別警戒区域あり
	樽 石	土石流、地すべり	特別警戒区域あり
戸沢	土海在家	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	北畑	土石流	特別警戒区域あり
	宮下	土石流	特別警戒区域あり
	本飯田	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	土生田1	土石流	
袖崎	土生田4	土石流	
	土生田5	土石流	
	土生田7	土石流	
	五十沢	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	上深沢大林	土石流	特別警戒区域あり
	下深沢	土石流	特別警戒区域あり
	外宿	急傾斜地	特別警戒区域あり
大高根	小滝	急傾斜地	deputte Name Name Name
	下小屋	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	大石・赤岩	土石流、急傾斜地	特別警戒区域あり
	大鳥居	土石流、地すべり	特別警戒区域あり

# 村山市土砂災害警戒区域一覧

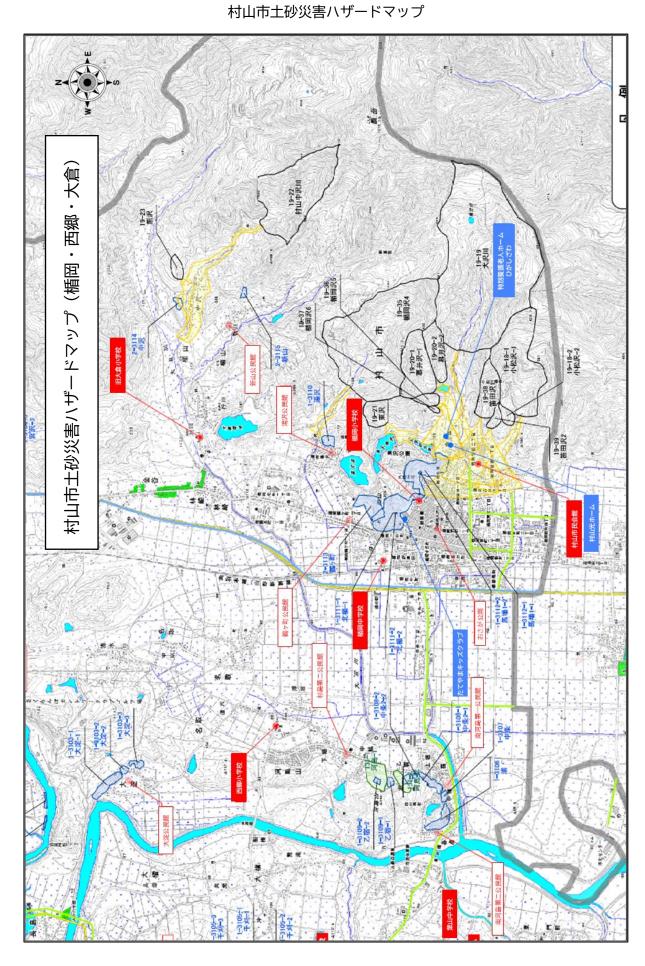
地域	地 区	現象	箇所番号	リグロ 言	フリガナ	特別	
	二日町	急傾斜地	1-3111-1	北楯-1	<i>‡99</i> ° <del>7</del> − 1	•	
-		急傾斜地	1-3111-1	北楯-1	<i>‡99</i> ° <del>7</del> − 1	•	
	鶴ヶ町	急傾斜地	2-3113	鶴ヶ町	ツルカ゛チョウ	•	
-	.=	土石流	19-35	楯岡沢4	タテオカサワ 4		
	湯沢	急傾斜地	1-3110	湯沢	ュサ"ワ	•	
		急傾斜地	1-3111-1	北楯-1	<i>‡99</i> ° <del>7</del> − 1	•	
	北楯	急傾斜地	1-3111-2	北楯-2	<i>‡99" テ−</i> 2	•	
		土石流	19-19	大沢川	オオサワカ゛ワ	•	
		土石流	19-20-2	幕井沢-2	マクイサワー2	•	
		土石流	19-21	東沢	ヒカ゛シサ゛ワ	•	
		土石流	19-36	楯岡沢 5	タテオカサワ 5		
	馬場	土石流	19-37	楯岡沢 6	タテオカサワ 6		
		土石流	19-38	笛田沢1	フェタ゛ サワ 1		
		急傾斜地	1-3112-1	馬場 1-1	ハ゛ハ゛ 1-1	•	
		急傾斜地	1-3112-2	馬場 1-2	ハ゛ハ゛ 1-2		
		土石流	19-18-1	小松沢-1	コマツサ゛ワー1	•	
		土石流	19-18-2	小松沢-2	コマツサ゛ワー2	•	
		土石流	19-19	大沢川	オオサワカ゛ワ	•	
		土石流	19-20-2	幕井沢-2	マクイサワー2	•	
	中笛田	土石流	19-21	東沢	ヒカ゛シサ゛ワ	•	
		土石流	19-36	楯岡沢 5	タテオカサワ 5		
楯岡		土石流	19-37	楯岡沢 6	タテオカサワ 6		
加川		土石流	19-38	笛田沢1	フェタ゛ サワ 1		
		土石流	19-39	笛田沢 2	フェタ゛ サワ 2		
		土石流	19-18-1	小松沢-1	コマツサ゛ワー1	•	
		土石流	19-18-2	小松沢-2	コマツサ゛ワー2	•	
		土石流	19-19	大沢川	オオサワカ゛ワ	•	
		土石流	19-20-2	幕井沢-2	マクイサワー2	•	
	西笛田	土石流	19-21	東沢	ヒカ゛シサ゛ワ	•	
		土石流	19-36	楯岡沢 5	タテオカサワ 5		
		土石流	19-37	楯岡沢6	タテオカサワ 6		
		土石流	19-38	笛田沢1	フェタ゛ サワ 1		
_		土石流	19-39	笛田沢 2	フエダサワ 2		
		土石流	19-18-1	小松沢-1	コマツサ゛ワー1	•	
		土石流	19-18-2	小松沢-2	コマツサ゛ワー2	•	
		土石流	19-19	大沢川	オオサワカ゛ワ	•	
		土石流	19-20-2	幕井沢-2	マクイサワー2	•	
	東笛田	土石流	19-21	東沢	ヒカ゛シサ゛ワ	•	
		土石流	19-36	楯岡沢5	タテオカサワ 5		
		土石流	19-37	楯岡沢6	タテオカサワ 6		
		土石流	19-38	笛田沢1	フエダサワ 1		
		土石流	19-39	笛田沢 2	フエダサワ 2		
	南笛田	土石流	19-18-1	小松沢-1	コマツサ゛ワー1	•	
		土石流	19-18-2	小松沢-2	コマツサ゛ワー2		

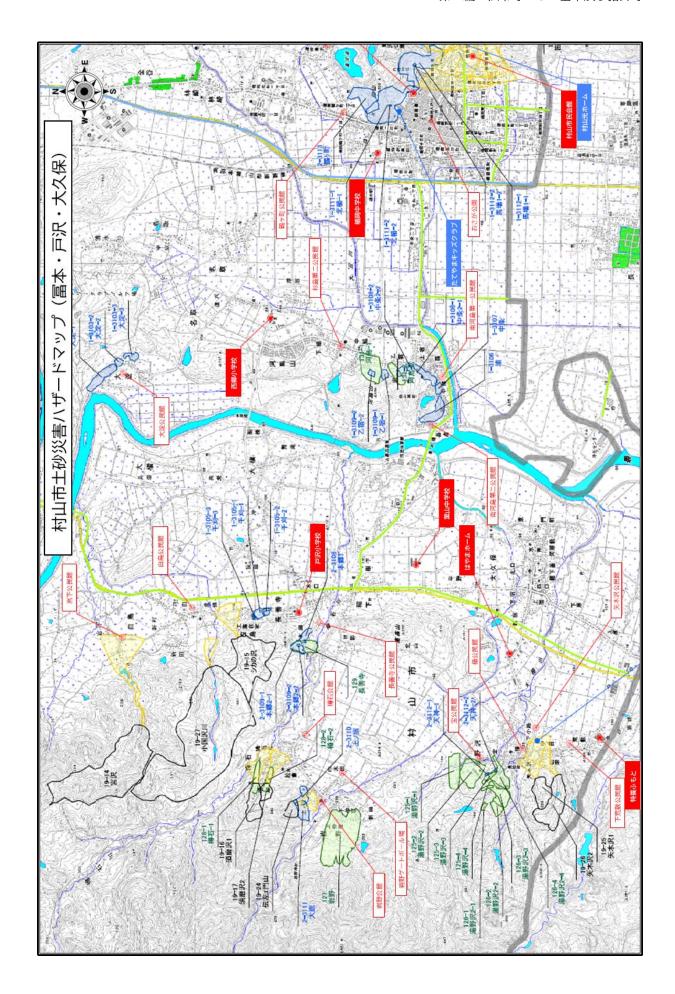
地域	地区	現象	箇所番号	箇所名	フリガナ	特別	備考
		土石流	19-19	大沢川	オオサワカ゛ワ	•	
		土石流	19-20-2	幕井沢-2	マクイサワー2	•	
		土石流	19-21	東沢	ヒカ゛シサ゛ワ	•	
<del>11</del> □ □	去你田	土石流	19-36	楯岡沢 5	タテオカサワ 5		
楯岡	南笛田	土石流	19-37	楯岡沢 6	タテオカサワ 6		
		土石流	19-38	笛田沢 1	フェタ゛ サワ 1		
		土石流	19-39	笛田沢 2	フェタ゛ サワ 2		
		土石流	20-27	滝沢	タキサ゛ワ	•	
	碁点	急傾斜地	1-3106	浦	ウラ	•	
	浦	急傾斜地	1-3106	浦	ウラ	•	
	中条	急傾斜地	1-3107	中条	ナカシ゛ョウ		
	中本	急傾斜地	1-3108-1	中条 2-1	ナカシ゛ョウ 2-1	•	
	宿	急傾斜地	1-3108-1	中条 2-1	ナカシ゛ョウ 2-1	•	
	上宿	急傾斜地	1-3108-1	中条 2-1	ナカシ゛ョウ 2-1	•	
西郷	ㅗㄸ	急傾斜地	1-3108-2	中条 2-2	ナカシ゛ョウ 2-2	•	
шж		急傾斜地	1-3109-1	乙宿-1	オツシュクー1	•	
	乙宿	急傾斜地	1-3109-2	乙宿-2	オツシュクー2	•	
	Ole	地すべり	131-1	河島-1	カワシマー1		
		地すべり	131-2	河島-2	カワシマー2		
	大淀	急傾斜地	1-3103-1	大淀-1	オオヨト゛-1	•	
		急傾斜地	1-3103-2	大淀-2	オオ∃ト" −2	•	
		急傾斜地	1-3103-3	大淀-3	オオヨト" -3	•	
		土石流	19-22	村山中沢川	ムラヤマナカサ゛ワカワ		
大倉	中沢	土石流	19-23	熊沢	クマサワ		
		急傾斜地	2-3114	中沢	<i>†</i> ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ ታ	•	
	新山	急傾斜地	2-3115	新山	ニイヤマ	•	
		地すべり	125-1	湯野沢-1	ュノサワー1		
	宝	地すべり	125-2	湯野沢-2	1/サワー2		
		地すべり	126-4	湯野沢 2-4	ュノサワ 2-4		
		急傾斜地	2-3112-1	天神-1	テンシ゛ン-1	•	
		急傾斜地	2-3112-2	天神-2	テンシ゛ン-2	•	
		地すべり	125-2	湯野沢-2	1/サワ-2		
		地すべり	125-3	湯野沢-3	1/サワ-3		
	天神	地すべり	125-4	湯野沢-4	ユノサワー4		
		地すべり	126-1	湯野沢 2-1	ユノサワ 2-1		
冨本		地すべり	126-2	湯野沢 2-2	1/サワ 2-2		
		地すべり	126-3	湯野沢 2-3	1/サワ 2-3		
		地すべり	126-4	湯野沢 2-4	1/サワ 2-4		
	矢木沢	土石流	19-25	矢木沢 1	ヤキ <sup>*</sup> サワ 1		
		土石流	19-26	矢木沢2	74" 47 2		
	山際	土石流	19-25	矢木沢 1	†‡* †7 1		
		土石流	19-26	矢木沢 2	ヤキ" サワ 2		
	中ノ目	土石流	19-25	矢木沢 1	ヤキ" サワ 1		
		土石流	19-26	矢木沢2	ヤキ" サワ 2		
	上ノ宿	土石流	19-24	伝左工門山	デンザエモンヤマ		

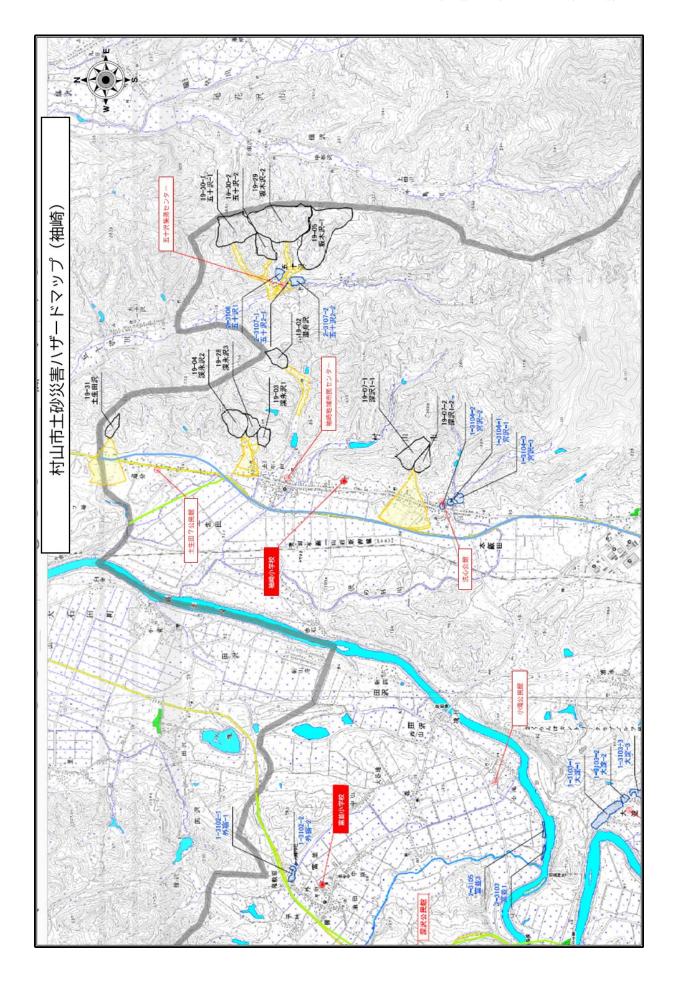
地域	 地 区	現象	箇所番号	箇所名	フリガナ	特別	備考
		急傾斜地	2-3110	上ノ宿	カミノシュク	•	
	上ノ宿	急傾斜地	2-3111	大鹿	オオシ゛カ	•	
富本	 上仲宿	地すべり	127	岩野	17)		
	 新田	地すべり	127	岩野	17)		
		急傾斜地	2-3108	本郷 1	ホンコ゛ウ 1	•	
	l (m	急傾斜地	2-3109-1	本郷 2-1	ホンコ゛ウ 2-1	•	
	本郷	急傾斜地	2-3109-2	本郷 2-2	ホンコ゛ウ 2-2	•	
		地すべり	129	長善寺	チョウセ゛ンシ゛		
		土石流	19-16	須摩沢1	スマサワ 1	•	
	<del>1</del> ∞⊤	土石流	19-17	須摩沢 2	スマサワ 2		
	樽石	地すべり	128-1	樽石-1	タルイシー1		
戸沢		地すべり	128-2	樽石-2	タルイシー2		
		土石流	19-15	シカの沢	シカノサワ	•	
	土海大学	急傾斜地	1-3105-1	千刈-1	センカ゛リー1	•	
	土海在家	急傾斜地	1-3105-2	千刈-2	センカ゛リー2	•	
		急傾斜地	1-3105-3	千刈-3	センカ゛リー3	•	
	北畑	土石流	19-15	シカの沢	シカノサワ	•	
	1다)때	土石流	19-27	小国沢川	オク゛ニサワカワ		
	宮下	土石流	19-14	宮沢	ミヤサワ	•	
		土石流	19-07-1	深沢 1-1	フカサワ 1-1		
	本飯田	土石流	19-07-2	深沢 1-2	フカサワ 1-2		
		急傾斜地	1-3104-1	宮沢-1	ミヤサワー1		
		急傾斜地	1-3104-2	宮沢-2	ミヤサワー2	•	
		急傾斜地	1-3104-3	宮沢-3	ミヤサワー3	•	
	土生田1	土石流	19-07-1	深沢 1-1	フカサワ 1-1		
		土石流	19-07-2	深沢 1-2	フカサワ 1-2		
	土生田4	土石流	19-02	湯舟沢	ユブ゛ネサワ		
		土石流	19-03	渓永沢1	ケイエイサワ 1		
袖崎	土生田5	土石流	19-04	渓永沢2	ケイエイサワ 2		
		土石流	19-28	渓永沢3	ケイエイサワ 3		
	土生田7	土石流	19-31	土生田沢	トチュウタ゛サワ		
		土石流	19-05	板木沢1	19 <del>1</del> 477 1		
		土石流	19-29	板木沢 2	19 <del>1</del> 477 2		
		土石流	19-30-1	五十沢-1	<b>イササ゛ワ−1</b>	•	
	五十沢	土石流	19-30-2	五十沢-2	<b>イサザワ−2</b>	•	
		急傾斜地	2-3106	五十沢1	1 <sup>#</sup> 7 1	•	
		急傾斜地	2-3107-1	五十沢 2-1	イササ" ワ 2−1	•	
		急傾斜地	2-3107-2	五十沢 2-2	<b>イササ゛ワ 2−2</b>	•	
	上深沢大林	土石流	19-01-2	深沢-2	フカサワー2	•	
	下深沢	土石流	19-13	天上沢	テンシ゛ョウサワ	•	
	外宿	急傾斜地	1-3102-1	外宿-1	ソトシ゛ュクー1	•	
大高根		急傾斜地	1-3102-2	外宿-2	ソトシ゛ュクー2	•	
	小滝	急傾斜地	2-3103	富並 1	トミナミ 1	1	
		急傾斜地	2-3105	富並3	トミナミ 3		
	下小屋	土石流	19-08	下小屋沢	シモコ゛ヤサワ		

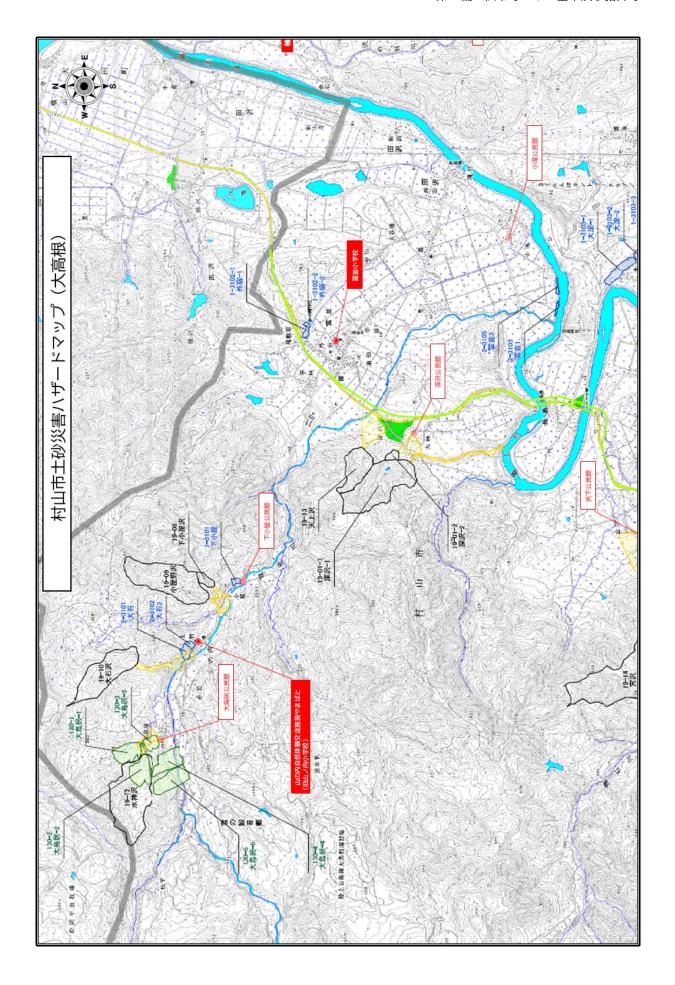
#### 第1編 法令等 3 基準及び指針等

地域	地 区	現 象	箇所番号	箇所名	フリガナ	特別	備考
	下小目	土石流	19-09	小屋野沢	コヤノサワ		
	下小屋	急傾斜地	1-3101	下小屋	シモコ゛ヤ	•	
	大石赤岩	土石流	19-10	大石沢	オオイシサワ	•	
	人口小石	急傾斜地	2-3101	大石	オオイシ	•	
大高根		土石流	19-12	水神沢	スイシ゛ンサワ	•	
八同饭		地すべり	130-1	大鳥居-1	オオトリイー1		
	大鳥居	地すべり	130-2	大鳥居-2	オオトリイー2		
	人局店	地すべり	130-3	大鳥居-3	オオトリイー3		
		地すべり	130-4	大鳥居-4	オオトリイー4		
		地すべり	130-5	大鳥居-5	オオトリイー5		









# 避難情報の発令区域一覧表(風水害)

地 域	対象地区	対象河川	対象とする災害
	南新町	最上川、大沢川	農地・家屋への浸水
	中新町	最上川、大沢川	農地・家屋への浸水
	北新町	最上川、大沢川	農地・家屋への浸水
	五日町	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	十日町	最上川、大旦川、大沢川	農地・家屋への浸水
	晦日町	最上川、大旦川、大沢川	農地・家屋への浸水
	二日町	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
楯 岡	鶴ヶ町	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	北町	大旦川	農地・家屋への浸水
	中荒町	最上川、大沢川	農地・家屋への浸水
	南荒町	最上川、大沢川	農地・家屋への浸水
	東新町	最上川、大沢川	農地・家屋への浸水
	俵町	最上川、大旦川、大沢川	農地・家屋への浸水
	新高田	最上川、大旦川、大沢川	農地・家屋への浸水
	駅西	最上川、大旦川、大沢川	農地・家屋への浸水
	碁 点	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	浦	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	中 条	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	宿	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	上宿	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	乙宿	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
西郷	中組	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	下 組	最上川、大旦川	農地・家屋への浸水
	浮 沼	最上川、大旦川、蝉田川	農地・家屋への浸水
	道六	最上川、蝉田川	農地・家屋への浸水
	清水	最上川	農地・家屋への浸水
	大 淀	最上川	農地・家屋への浸水
	長島	最上川	農地・家屋への浸水
	河島山1区	最上川	農地・家屋への浸水
	大 上	大旦川	農地・家屋への浸水
大 倉	林崎	大旦川	農地・家屋への浸水
	中沢	大旦川	洗堀による農地の崩落(宅地なし)
	中 沢	村山中沢川	洗堀による農地・家屋の崩落(川沿い)
	楯下釜	千座川	洗堀による農地・家屋の崩落(川沿い)
	西口	千座川	洗堀による農地・家屋の崩落(川沿い)
	上宿	千座川	洗堀による農地・家屋の崩落(川沿い)
大久保	下宿	田村川	農地・家屋への浸水
	北口	田村川	農地・家屋への浸水
	東	最上川	農地・家屋への浸水
	門前	最上川	農地・家屋への浸水

	1	T	お 1 帰 1 口 日 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立
富本	宝	湯ノ入沢川	農地・家屋への浸水
	上久保	湯ノ入沢川	農地・家屋への浸水
	下久保	湯ノ入沢川	農地・家屋への浸水
	下小路	湯ノ入沢川	農地・家屋への浸水
	下仲宿	千座川	洗堀による農地・家屋の崩落(川沿い)
	本 郷	樽石川	洗堀による農地・家屋の崩落
	樽石北	樽石川	洗堀による農地の崩落(宅地なし)
	稲下東部	最上川	農地・家屋への浸水
	驚 滝	最上川	農地・家屋への浸水
戸沢	船橋	最上川	農地・家屋への浸水
	共 栄	最上川	農地・家屋への浸水
	土海在家	小国沢川	農地・家屋への浸水
	北畑	小国沢川	農地・家屋への浸水
	弓 田	小国沢川	農地・家屋への浸水
	本飯田2	沢ノ目川	農地・家屋への浸水
	本飯田5	沢ノ目川	農地・家屋への浸水
	土生田2	川久保川	家屋への浸水
	土生田3	川久保川	家屋への浸水
袖崎	土生田4	川久保川、滝津川	家屋への浸水
	土生田5	滝津川	家屋への浸水
	高 玉	最上川、沢ノ目川	農地・家屋への浸水
	赤 石	最上川、沢ノ目川	農地・家屋への浸水
	五十沢	五十沢川	農地・家屋への浸水
	小滝	最上川	農地・家屋への浸水
	境ノ目	最上川	農地・家屋への浸水
大高根	下小屋	富並川、舛沢川	農地・家屋への浸水
	大石赤岩	富並川	農地・家屋への浸水
	大鳥居	富並川	農地・家屋への浸水

# し編 法令等 3 基準及び指針等

# 村山市風水害危険箇所

避難指示等の対象となる「避難すべき区域」は、次表のとおり。 この運用に当たっては、次の事項に配慮する。

#### 【留意点】

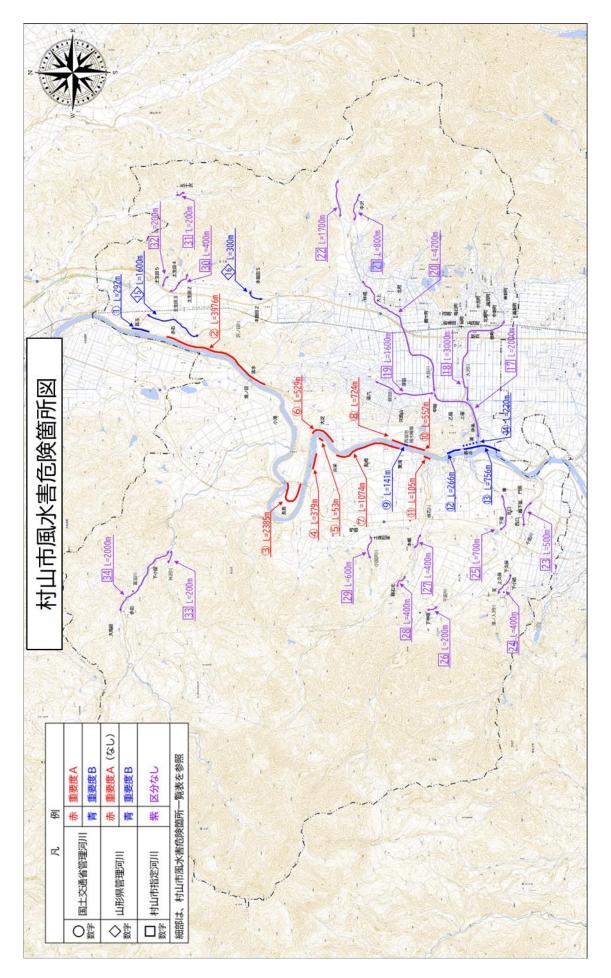
- ① 重要情報については、情報を発表した気象関係機関、河川管理者等との間で相互の情報交換を行う。
- ② 「避難すべき地区」を特定した際に参考となる被害想定区域図(防災マップ)は、一定規模の外力を想定して作成されており、想定を上回る災害が生じる可能性もあること、平均的な地盤を基に計算されていること、細かい地形が反映されていないことに十分に留意し、事態の進行状況に応じて避難指示等の発令区域を適切に判断する。

	対象地域	河川名 警戒延長	危険理由	予想される被害	避難すべき地区	備考
1	大字土生田地内	最上川(右岸) 292m	越水・溢水	農地への浸水	※高玉	宅地なし
2	大字土生田~名取	最上川(右岸) 3,976m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	赤石、清水、境ノ目	
3	大字長島地内	最上川(右岸) 2,385m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	長島	
4	大字大槇地内	最上川(左岸) 379m	越水・溢水	農地への浸水	※共栄	宅地なし
(5)	大字大槇地内	最上川(左岸) 53m	越水・溢水	農地への浸水	※共栄	宅地なし
6	大字大淀地内	最上川(右岸) 529m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	大淀	
7	大字大槇地内	最上川(左岸) 1,074m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	船橋、驚滝、共栄	
8	大字河島地内	最上川(右岸) 724m	越水・溢水	農地への浸水	※共栄橋~竜神の吊橋間	宅地なし
9	大字河島地内	最上川(右岸) 141m	越水・溢水	農地への浸水	※共栄橋~竜神の吊橋間	宅地なし
10	大字河島地内	最上川(右岸) 557m	越水・溢水	農地への浸水	※共栄橋~竜神の吊橋間	宅地なし

	対象地域	河川名 警戒延長	危険理由	予想される被害	避難すべき地区	備考
11)	大字大槇地内	最上川(左岸) 105m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	驚滝	
12	大字河島地内	最上川(右岸) 266m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	碁点	
(13)	大字河島地内	最上川(右岸) 756m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	碁点	
14)	大字河島地内	最上川(右岸) 220m	堤体漏水	農地・家屋への浸水	碁点	
15>	大字土生田地内	沢ノ目川 1600m	堤防断面狭小	農地・家屋への浸水	高玉、赤石	
(16)	ひつば橋から上流 300m	沢ノ目川 300m	越水・溢水	農地・家屋への浸水	本飯田2、本飯田5	
17	最上川合流点から 上流2,000m	最上川・大旦川 2,000m	内水位の上昇	農地・家屋への浸水	五日町、十日町、晦日町、 一二日町、鶴ヶ町、北町、	
18	大旦川合流点から 上流3,000m	大沢川 3,000m	内水位の上昇	農地・家屋への浸水	] 一口叫、觸ケ叫、礼叫、   俵町、新高田、駅西、   碁点、浦、中条、宿、上宿、	
19	大旦川合流点から 上流1,600m	蝉田川 1,600m	内水位の上昇	農地・家屋への浸水	春点、個、中采、個、工個、   乙宿、中組、下組、浮沼、   道六、河島山1区、大上、	
20	檜橋から蝉田川合流点	大旦川 4,200m	内水位の上昇	農地・家屋への浸水	林崎	
21	大字櫤山字中沢地内	村山中沢川 800m	天然河岸	洗掘による農地・家屋の崩落	※中沢	川沿い、宅地なし
22	主要地方道尾花沢関山線 三沢橋から上流 1,700m	大旦川 1,700m	天然河岸	洗掘による農地の崩落	※中沢	宅地なし
23	千座川橋から沼前橋	千座川 500m	天然河岸	洗掘による農地・家屋の崩落	楯下釜、西口、上宿	川沿い
24	湯野沢橋から宝橋	湯ノ入沢川 400m	天然河岸	農地・家屋への浸水	宝、上久保、下久保、 下小路	
25	田村川橋から 下流700m	田村川 700m	土砂堆積	農地・家屋への浸水	下宿、北口	

	対象地域	河川名 警戒延長	危険理由	予想される被害	避難すべき地区	備考
26	下川原橋から 下流200m	千座川(右岸) 200m	天然河岸	洗掘による農地・家屋の崩落	下仲宿	川沿い
27	県道樽石碁点線堰根橋 上下流各200m	樽石川 400m	天然河岸	洗掘による農地・家屋の崩落	本郷	
28	市道黒木沢線黒木沢橋 上下流各200m	樽石川 400m	天然河岸	洗掘による農地の崩落	※樽石北	宅地なし
29	滝ノ沢溜池二号下から 滝ノ沢橋	小国沢川 600m	断面狭小	農地・家屋への浸水	土海在家、北畑、弓田	
30	大字土生田地内県道から 上流400m	川久保川 400m	断面狭小	家屋への浸水	土生田2、3、4	
31	大字五十沢地内上五十沢 橋 上下流各100m	五十沢川 200m	土砂堆積	農地・家屋への浸水	五十沢	
32	大字土生田地内県道から 上流200m	滝津川 200m	断面狭小	家屋への浸水	土生田4、5	
33	富並川合流点から 上流200m	舛沢川 200m	天然河岸	洗掘による農地の崩落	※下小屋	宅地なし
34	大字山の内観音橋から 下流2000m	富並川(左岸) 2000m	天然河岸	農地・家屋への浸水	下小屋、大石赤岩、大鳥居	

注:○は国土交通省最上川上流重要水防箇所図より、◇は山形県重要水防箇所よりより、□は村山市防災マップから抽出 ※印は、宅地が存在しないが危険箇所に最寄りの地区



# (4) 気象庁震度階級関連解説表

#### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。 また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅 (揺れの大きさ)、周期 (揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ) 及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています

用 語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が (も) ある、 が (も) いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には 多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合 に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを 表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多く なる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

# ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが地 震計には記録される。	_	_
1	屋内で静かにしている人 の中には、揺れをわずかに 感じる人がいる。	_	_
2	屋内で静かにしている人 の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目 を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が わずかに揺れる。	_
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じるしいる。 いる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩い ている人のほとんどが、揺 れを感じる。眠っている人 のほとんどが、目を覚ま す。	電灯などのつり下げ物は 大きく揺れ、棚にある食器 類は音を立てる。座りの悪 い置物が、倒れることがあ る。	電線が大きく揺れる。自動 車を運転していて、揺れに 気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、 物につかまりたいと感じ る。	電灯などのつり下げ物は 激しく揺れ、棚にある食器 類、書棚の本が落ちること がある。座りの悪い置物の 大半が倒れる。固定してい ない家具が移動すること があり、不安定なものは倒 れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難に なる。	固定していない家具の大 半が移動し、倒れるものも ある。ドアが開かなくなる ことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	立っていることができず、 はわないと動くことが出 来ない。 揺れにほんろうされ、動く こともできず、飛ばされる	固定していない家具のほ とんどが移動し、倒れるも のが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	こともある。	固定していない家具のほ とんどが移動したり倒れ たりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

#### ●木造建物(住宅)の状況

震度	木造建物(住宅)		
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	
5弱	_	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられる ことがある。	
5強	_	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られる ことがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ること がある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすること がある。倒れるものもある。	
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることが ある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るもの が多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くな る。	

- (注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル 仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない 状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年 (2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

#### ●鉄筋コンクリート造建物の状況

<b>●3/13/1-2771 たたわか / // / /</b>			
震度	鉄筋コンクリート造建物		
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	
5強		壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひ び割れ・亀裂が入ることがある。	
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀 裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひ び割れ・亀裂が多くなる。	
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀 裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀 裂がされに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものが ある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。	

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微な ひび割れがみられることがある。

#### ●地盤・斜面等の状況

	<b>新国は40000</b>	
震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	- 亀裂(※1)や液状化(※2)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがあ
5強	电表(公1) や液体化(公2)が主じることがある。	る。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生すること がある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地すべ
7	大きな地割れが生じることがある。	りや山体の崩壊が発生することがある(※3)。

- (※1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- (※2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- (※3) 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

#### ●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある(※)。	
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある(※)。	
鉄道の停止、高速道 路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせや、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)	
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

(※) 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

#### ●大規模構造物への影響

長周期地震動(※)に よる超高層ビルの揺 れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて、地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い〇A機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッ シング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破 損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁 など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大 きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

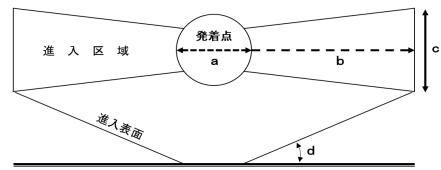
<sup>(※)</sup> 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

# (5) 災害対策用臨時ヘリポート設定基準

ヘリコプターは、風に向って約12度の上昇角、降下角で離着陸するものであることなどから、ヘリポートの設定については、次のことを十分考慮する必要がある。

- (1) 仰角9度の線上400m幅20mにわたって障害物がないこと。
- (2) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (3) ヘリポート近くに、上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し、または旗をたてること。
- (4) 離着陸時は風圧等により危険があるので、人を接近せしめないようにすること。
- (5) 着陸地点には、石灰等を用いてHの記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (6) 物資を輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

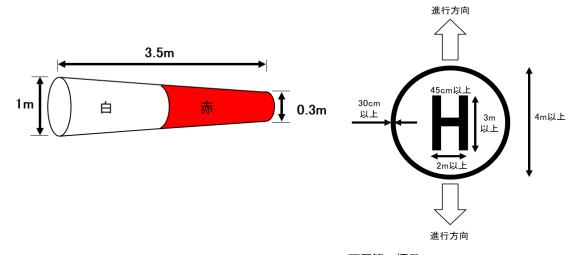
#### ヘリポートの設定基準



ヘリコプター発着点の所要地積

	a (m)	b (m)	c (m)	d(度)
中全(中型全日)	75	400	75	9
中昼 (中型昼のみ)	50	400	50	9
小全(小型全日)	45	400	15	12
小昼 (小型昼のみ)	30	400	15	12

風の方向がわかるようヘリポートの近くに吹流しを立てる。標準寸法は図の通りである。



石灰等で標示 積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示

# (6) 村山市防災行政無線運用基準

#### ◎地 震

#### ○基 準

震度5弱以上の地震が発生した場合(全地域に放送)

#### ○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

※ ただ今、村山市で震度○○の地震がありました。 まわりをよく確認し、あわてず、落ちついて行動してください。 まず身の安全を守り、火の元を始末してください。 そとにいるかたは、落下物やブロック塀などに気を付けてください。 今後のテレビ、ラジオの情報を聞いて落ち着いて行動してください。

繰り返します

=※…ゆっくり3回放送すること=

#### ◎水 害

#### ○基準1

逆流防止のために最上川遊水地の水門を閉鎖し、大旦川の流水をポンプで最上川に排水してもなお、内水位(大旦川の水位)が上昇し、建設課で危険と判断したとき (①楯岡、⑧西郷、⑦大久保のみ放送)

#### ○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

※ 大雨のため最上川の水量が増えています。 これから、西郷八反地区や大久保遊水地内に浸水のおそれがあります。 注意してください。

繰り返します

=※…ゆっくり3回放送すること=

#### ○基準2

最上川遊水地の浸水により碁点・大久保間が不通になったとき(全地域に放送)

#### ○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

※ 現在、大久保から碁点交差点までの区間は、 大雨による冠水のおそれがあるため通行止めとなっております。 迂回をお願いします。

#### 繰り返します

=※…ゆっくり3回放送すること=

#### ○基準3

#### 最上川遊水地の浸水により碁点・大久保間が開通になったとき(全地域に放送)

○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

道路情報をお知らせいたします。

・※ 大久保から碁点交差点までの区間の通行止めは、解除されました。

繰り返します

=※…ゆっくり3回放送すること=

#### ◎火 災

#### ○基 準

火災が発生した場合(全地域に放送)

○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

※ ただ今、○○地区に火災が発生しました。

どちら様も、火の取り扱いには、充分注意してください。

繰り返します

=※…ゆっくり2回放送すること=

#### ◎停 電

#### ○基 準

市内で停電が起こった場合(該当地域に放送)(※夜間は状況により放送の判断)

○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

※ ただ今、村山市○○地区で○○による停電が発生しています。

現在復旧に向けて作業しています。

まわりをよく確認し、あわてず、落ちついて行動してください。

繰り返します

=※…ゆっくり2回放送すること=

### ◎行方不明者捜索

#### ○基 準

#### 依頼者及び警察から依頼があった場合(該当地域に放送)

(※夜間は状況により放送の判断)

#### ○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

¦ ※ ただ今、○○地区で行方不明者が発生しています。 ¦ 茶色の服を着た、80代女性です。(特徴を伝達) ¦ 何か情報がありましたら、○○までご連絡ください。

繰り返します

=※…ゆっくり2回放送すること=

#### ◎自主避難所の開設

#### ○基 準

大雨等により各地域市民センターを自主避難所として開設したとき。

#### ○広報例

こちらは、防災むらやま広報です。

※ 台風〇〇号の接近により、各地域市民センターに自主避難所を 開設しました。

今後、雨、風が強くなることが予想されます。

不安を感じている市民の皆さんは、自主避難所をご利用ください。

繰り返します

=※…ゆっくり2回放送すること=

(7) 村山市避難所開設・運営マニュアル

村山市避難所開設・運営マニュアル

令和4年5月 村 山 市

#### はじめに

村山市に大規模な災害が発生した場合には、避難所施設管理者、市職員、自治会、町内会、自主防災組織の代表者等の地域住民等によって避難所を開設して、その運営に当たることとなっています。

しかしながら、東日本大震災などのような甚大な被害を受けた場合には、避難所開設の主要な人たちが被災して、発災時にすぐに駆け付けられず、避難所の速やかな開設及び円滑な運営ができないことがわかりました。

また、避難所生活により発生するさまざまな問題に対応するには、避難所に避難した 地域の皆さんが避難所運営に関わることが避難所の円滑な運営のために必要であるこ とも明らかになりました。

こうしたことから、避難所の開設や運営を円滑に行うことを目的に、避難所に関する 基本的な考え方や避難所運営組織の活動内容などを「避難所開設・運営マニュアル」と してまとめ、内容は、どの避難所にも共通する事項等を記載しています。

このマニュアルを基礎とし、各地域の避難所ごとに適した避難所運営を目指してください。

#### 避難所の開設について

指定避難所の定義:災害により避難した住民等が災害の危険がなくなるまで、または災害の危険性がなくなった後に、自宅が被災した住民や災害により自宅に 戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的とした施設

項目	実施要領等	備 考
(指定緊急避難場所の存在)	○指定緊急避難場所 切迫した災害の危険から身の安全を確保するために緊急的に避難する施設 又は場所	
(避難の指示)	○災害対策基本法第60条 「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。」	※注意事項 ①発令者を明らかにする。 ②避難を命ずる理由とその範囲を明らかにする。 ③避難日時、避難先及び経路を明らかにする。 ④避難後の当局の措置を明らかにする。 ※要配慮者への指示にあたっては、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。避難の際は近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。
(避難所開設の判断)	〇地震において「震度6弱」以上の地震が観測された場合、市災害対策本部を設置し、市内の被害状況によって市災害対策本部長(市長)が避難所開設を判断する。 〇風水害においては、災害が発生または発生するおそれがある場合、避難指示等*がある場合に市災害対策本部長(市長)が避難所開設を判断する。 (*避難指示等:高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)	
(避難所開設の要請)	〇避難所開設を決定した場合、その旨を施設管理者に連絡し避難所担当員が避難所に向かい、避難所開設の準備をする。 〇避難所担当員がすぐに避難所へ行くことができない時に緊急的な避難を要する場合、その旨を施設管理者に連絡し、施設管理者が開設の準備を行う。	・要請を待つ「いとま」がないなど、緊急的な避難を要する状況において施設管理者や避難所担当員がすぐに避難所へ行くことができない場合は、町内会・自主防災組織の役員等が自主的に避難所開設の準備にあたる。このため、 <u>施設の鍵は、施設管理者、市職員や町内会・</u>
(避難所開錠)	○開錠する際の注意点 ・避難指示がでているか ・災害対策本部から避難所開設の指示がでているか ・被災者が開設を求めているか	自主防災組織の役員などによる保管要領を策定しておく必要がある。 ・避難所施設の鍵の予備を防災用として集約する。 ・市の施設ではない施設を避難所として利用する場合、予備の鍵を 市で保管する。 ・施設管理者又は自主防災組織代表者等が自主的に避難所を開設 することになった場合の措置など

項目	実施要領等	備 考
(避難所の開設)	○開錠後、施設内を点検し、危険ではないかを確認する。(避難所担当員、施設管理者、自主防災組織代表者等) ・一見して施設が危険であると判断した場合は、直ちに市災害対策本部へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討する。	・人手不足の場合は、「自助」「共助」の観点から、避難者から有志を集めて手伝ってもらう。
	・「避難所施設安全チェックリスト」(別紙①)を利用してチェックする。 ・安全性に不安がある時は、市災害対策本部に連絡する。 ○開錠準備をしている時間を利用して、避難している住民に対して、現在の状況(避難所準備)を報告し、施設内へ入る際の注意事項などを説明する。	
	○自家用車で避難している被災者については、駐車スペースをどうするか検討する。	・避難場所における駐車場の問題を考える。(地震の時は、学校のグランドに多くの自家用車が駐車していた。自家用車内で寝泊りする人もいた。)
	<ul><li>○施設の安全確認後、避難所の利用範囲を確認し、室名・注意事項等の張り紙をする。</li><li>○管理運営、救援活動、避難生活をした上で必要なスペースを屋内外で順次確保する。</li></ul>	・災害が起きたことを想定し、事前に施設内の部屋の割り振りを考えておく必要がある。 ・「避難施設内スペースの割り振りにおけるポイント及び例」別紙②
	○ペットの飼養スペースは、鳴き声、臭い、アレルギー等の問題から、避難者 の居住スペースと別の場所に確保する。 ○利用室内の整理・清掃を行う(破損物等・机・いすの片付け) ○受付の設置準備をする	・ペットと同行避難する被災者のために、ペットの飼育スペースを考えておく。(原則としてペットの飼養スペースは被災者の居住スペースとは別に設定する。) ・資料編「災害時のペット対策」を参照
	・長机、いす、筆記用具等の準備 ・避難者名簿等の準備 ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。 ○門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。	・「避難所施設利用ルール(基準)」別紙③
(避難者の受入れ)	○施設の安全が確認され、避難所の開設準備が整ったときは、災害弱者を優先して避難所へ誘導を行う。 ○避難所に入る時に受付において「避難所利用登録票」別紙④-1に記入させる。	・避難所利用登録票 → 別紙④-1
	<ul><li>・世帯毎に記入させる。</li><li>・高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う。</li><li>・多人数が集中した場合は、登録票への記入は事後となることもやむを得ないが、できるだけ早い段階で氏名・住所等の基礎的な内容だけでも記入する。</li></ul>	Thurst C. S.
	・在宅避難者がある場合、可能な限り把握するように努める。	※在宅被災者〜大規模災害が発生し、自宅が被害をまぬがれた人々で も、食事や物資の調達ができない場合がある。これら自宅で生活する 人のこと
	・ペット同行避難の場合は「避難動物カード」別紙第④ - 2を提出 ○できるだけ、地域ごとにまとまるようにする。 ○当初は最低限の施設利用上のルールを定めておく。	<ul><li>・避難動物カード → 別紙第④-2</li><li>・関係者と協議しながら、施設利用上のルールは、順次見直す。</li></ul>

広報車・	

・市災害対策本部は、避難所を開設したら地元警察署及び消防署等関

※あらゆる手段によって周知・広報する。(・防災行政無線・

係機関に設置場所及び設置期間等を周知する。

・下記の事項を速やかに県へ報告する。 1 避難所開設の日時及び場所 2 開設箇所数及び避難所の名称

3 避難者数

その他の方法)

『検討事	[百笙]

(避難所開設の広報)

- ・市で指定している避難所以外の施設等に避難している被災者への対応をどうするべきか。
- ・避難所担当員の選定をどうするか。

項目

(市災害対策本部への報告)

(避難者を収容できない場合)

担当職員を決めておき、どこの避難場所へ行くかはその都度決定する。

開設の報告をする。

「避難所状況報告書」別紙第⑤

して他の避難所へ振分けを依頼する。

・避難所ごとに、市災害対策本部・避難所担当員・施設管理者・自主防災組織代表等の連絡体制を整える。

振り分け先の避難所へ避難者の誘導・移動を行う。

○避難所が設置されたことを地域の住民に周知、広報する。

実施要領等

○避難所を開設したら、避難所状況報告書を速やかに市災害対策本部へ避難所

○避難所担当員又は避難所開設者は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況 が発生し、あるいは収容しきれないと予測される場合、市災害対策本部へ連絡

〇市災害対策本部は、市内の他の避難所における避難状況を踏まえながら、振り分け先を指示する。避難所担当員は、施設管理者や地域住民等の協力を経て

- ・避難所開設運営は、原則的に市、施設管理者、避難者(住民)が協力して行う。
- ・避難者はサービスの受け手ではなく、お互い助け合い、自ら避難所運営に参加して初めて避難所の機能が発揮できることを、避難者全員に理解してもらえるよう心がける。

# 第1編 法令等 3 基準及び指針等

# 避難後の対応について

項目	実施要領等	備 考
(避難所運営のあり方)	本来、避難所の運営は市町村が行うことを想定している。しかし、阪神・	
	淡路大震災、東日本大震災では、市町村主体の避難所運営は難しいことがわ	
	かった。	
	また、避難所に避難した地域住民が避難所運営に関わることが避難所の円	
	滑な運営のために必要であることも明らかになった。	
(避難所運営の基本方針)	避難所の運営は、当該地域の自主防災組織等が自主的に運営にあたり、市職	※避難所運営委員会を事前に立ち上げておくことで、実際に災害が起
	員や施設管理者及びボランティア等は必要に応じて運営を支援する。	きた時に円滑に運営することができる。
	なお、自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自主運	(地域ごとに委員会を立ち上げる、避難所ごとに委員会を立ち上げる。)
	営の推進を図り、それが不可能な場合は市職員が主体となり施設管理者、地域	る等)
<b>「 いいままご ( P M チロ ) </b>	住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。	
【避難所運営委員会】	○目 的 表似実材等大切との連絡調整車項の物議や、強拗である問題、問題に対加す	   ※避難が長引く場合は、避難所運営委員会を設置する。
	市災害対策本部との連絡調整事項の協議や、避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるために避難所運営委員会を設置する。	<u>                                    </u>
	るなど、避耗別の連名を口消に進めるために避耗別連名安負去を設置する。 □○構成メンバー(例)	   ・避難所運営委員会には、避難住民からの選出による運営リーダー、
	・自治会、町内会、自主防災組織の代表者等	運営副リーダー、各活動班長と各居住組長を置く。
	・市職員(避難所担当員等)	連営リーダーには、学校等が所在する地域の自主防災組織の会長、
	・施設管理者	町会長等が適任。
	・地域の赤十字奉仕団、ボランティア団体、地元企業等	・避難所運営には男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかり
		でなく女性の役員も必ず置く。
	○委員会班構成 (一例)	
	・総務班	※構成の例は、内閣府及び他県の避難所マニュアル策定指針等から引
	1 市災害対策本部との調整	用している。
	2 避難所レイアウトの設定・変更	基本的な構成は例にしたがって実施し、災害の被害状況、被災者の状
	3 防災資機材や備蓄品の確保	況等、当時の状況により必要な組織(班)を増設し、不要な組織は割愛
	4 避難所の記録	するなどして適切な避難所運営ができるよう協議する。
	5 避難所運営委員会の事務局	また、避難所生活において生起するさまざまな処置すべき事に対し
	6 地域との連携	て、本マニュアルに記載されていないものは、委員会において話し合
	(平常時の活動)	い役割分担をする。
	1 避難所のレイアウトの検討	
	2 備蓄品、備蓄倉庫の管理・点検	「避難所運営委員会組織・機能図(例)」別紙⑥
	3 在宅避難(被災)者の把握方法及び組織作り方法の検討 ・被災者管理班	   ※在宅被災者〜大規模災害が発生し、自宅が被害をまぬがれた人々で
	- ・ 依次百官理班 - 1 被災者名簿の作成、管理	※任毛攸炎者~人規模炎害が完主し、自毛が被害をよぬがれた人々で   も、食事や物資の調達ができない場合がある。これら自宅で生活する
	である	も、良事や物員の調達ができない場合がある。これの自宅で主治する   人のこと。
	3 取材への対応	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	4 郵便物・宅急便等の取次ぎ	
	す 野区の 心心区でが入び	

項目

 	網
(平常時の活動)	
1 避難者名簿の作成方法の検討	
2 安否確認等問い合わせへの対応方法の検討	
3 取材への対応方法の検討	
4 郵便物等の取り次ぎ方法の検討	
・情報広報班	
1 情報収集	
2 情報発信	
3 情報伝達	
(平常時の活動)	
1 情報収集、情報発信、情報伝達の方法の検討	
・施設管理班	
1 避難所の安全確認と危険箇所への対応	
2 防火・防犯	
(平常時の活動)	
1 危険箇所への対応手段の準備	
2 防火・防犯に関する避難所での留意事項の検討	
3 夜間のパトロール方法の検討	
・食料、物資班	
1 食料・物資の調達	
2 炊き出し	
3 食料・物資の受け入れ	
4 食料の管理・配布	
5 物資の管理・配布	
(平常時の活動)	
1 必要食料・物資の把握方法の検討	
2 炊き出し訓練の実施	
3 食料・物資の受入方法等の検討	
4 食料の管理、配布方法等の検討	
5 物資の管理、配布方法等の検討	
6 食料等の備蓄についての地域住民への啓発活動	
・救護班	
医療・介護活動	
(平常時の活動)	
1 応急救護方法の習得と啓発	
2 救急用品の実態把握	
・衛生班	
1 ゴミに関すること	
2 風呂に関すること	
3 トイレに関すること	

備

考

実施要領等

光1艦
法合业
C
基準及び指針
加油

項目	実施要領等	備 考
	4 掃除に関すること 5 衛生管理に関すること 6 ペットに関すること 7 生活用水の確保 (平常時の活動) 1 衛生管理に関する知識と習得の啓発 2 ゴミ、風呂、トイレ等の設置、管理方法の検討 3 ペットの管理方法の検討 ・ボランティア班 1 ボランティアの受入れ 2 ボランティアの管理 (平常時の活動) 1 地域ボランティアへの協力呼びかけや体制づくり 2 一般ボランティアの受入れ、管理方法の検討 ・要配慮者班 1 要配慮者用の窓口設置 2 要配慮者からの相談対応 3 確実な情報伝達と支援物資の提供等	
(避難者の退去)	・避難者が避難所から退去する場合は、「避難所退去届」別紙⑦を提出させることとし、避難者の退去状況を逐次市町村に連絡する。	

#### 『留意事項等』

#### 避難所運営においては、特に、以下の項目に留意して運営を行う。

- ・広域大型災害では、行政の「公平・平等」の原則に支障をきたすことが想定される。
- ・避難所運営の基本は、住民と行政そして施設管理者の三位一体であることが望ましい。
- ・地域住民に避難所のあり方を理解してもらうためには、行政と共に自主防災会を通じてできるだけ学習の場を設ける必要がある。 (避難所の意味を住民に周知)
  - ○避難所は「住むところ」ではなく、「過ごすところ」であり、できる限り短い期間で解消されなければならない。
  - ○地域住民には、居心地の問題を最優先にすべきではなく、如何にして多くの住民が収容できるかの方法が優先されることを知ってもらうことも必要
- ・要配慮者専用の二次避難所を設置した場合、その対象者を選ぶルールが必要である。
- ・災害発生後は、多くのボランティアが被災地へ駆けつけることが予測される。しかし、避難所運営の全てを託すことは極力控えたほうがよい。つらいこと も楽しいことも共有することが避難所運営の基本である。そのことが、避難所を解消した後の地域のコミュニティの強化につながる。
- ・また、外部からのボランティアによる被災地の二次災害(トラブル)のおそれが懸念される。
  - (ボランティアを語る悪徳業者の横行、情熱の熱すぎるボランティアによる思い込みの重圧、自立できなくなったボランティアのための出費など)

#### 避難所施設安全チェックリスト

施設名	•
<u> </u>	•

1 該当する部分について、目視により以下の基準でわかる範囲で点検する。

「〇」・・・特に問題なく使用可能

「△」・・・散乱物はあるが、建物全体の構造上問題なし

「×」・・・倒壊、破損等があり危険(使用不可)

2 点検は、子どもの目の高さで見たり、薬品等が漏れていないか、危険物がないかなどについてチェックする。

	<u> </u>	区分	チェック		確認事項		
		外観		傾斜、ゆがみ			
施設全体	₩₩₩₩	柱		亀裂、破断、傾斜			
	他改土14	壁	亀裂、ズレ、変形、剥落				
		屋根		落下、破損			
		天井	亀裂、壁の落下、ゆがみ				
	施設内	床		凹凸の有無			
(1	体育館・教室等)	照明		破損、飛散の有無			
		窓ガラス		破損、飛散の有無			
	廊下	床		凹凸の有無			
	راکار ا	窓ガラス		破損、飛散の有無			
	階段	防火シャッター		通行できるか			
	PE +X	非常階段		破損、倒	破損、倒壊の有無		
		水道		水道管の破損、水漏れ			
		ガス		元栓の損傷			
	給湯・調理室	電気器具		電線の切断、使用の可否			
	冷蔵庫・冷凍庫等		転倒、使用の可否				
		食器類		落下、使用の可否			
		水道		水道管の破裂、水漏れ			
	手洗い・便所	排水		排水の状況			
		便器		破損の有無			
	グラウンド	体育固定施設		転倒、移動			
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	遊具施設	亀裂、ゆがみ		がみ		
	使用の可否	使用可能	部分的に係	使用可能	使用不可		
	コメント		•				
判							
定							

#### 避難施設内スペースの割り振りにおけるポイント及び例

- 避難所の入り口付近に受付や避難所運営委員会本部を設置し対応の円滑化を図る。
- 避難所では、利用目的やルールを誰でもわかるよう、掲示板等に明示する。
- 体育館等の施設では既設の空間(更衣室、用具倉庫、ステージ等)を有効活用する。
- 高齢者・障がい者・女性や子どもの安心・安全、プライバシーの保護、感染症予防に配慮し、段 ボールやベニヤ板等で間仕切りを行う。
- 居住スペースは、町内単位等で決める。
- 要配慮者スペースの確保

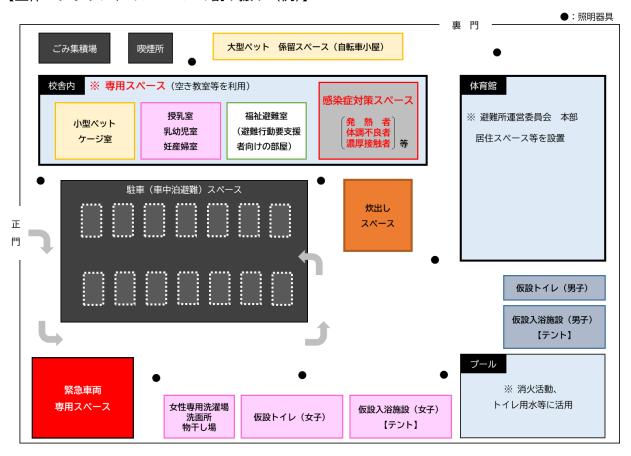
一般の避難所(施設)では避難生活に困難が生じる要配慮者のためのスペースを設置するよう努める。(福祉避難所の基準等は満たしていないが要配慮者のために何らかの配慮がされているスペース)(令和3年5月避難所ガイドライン改定)

- 空き教室や空き部屋を活用して、乳幼児・妊産婦のいる世帯向けの部屋、小さい子供のいる世帯 向けの部屋などのスペースを確保する。
- 職員室、校長室、理科室など、個人情報・危険な物がある部屋は、施設管理者と事前に協議し、 使用禁止とする。
- 更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保する。
- 男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、女性スタッフと十分協議してスペースを確保す。 (女性用仮設トイレは多めに設置する。衛生用品はトイレ内に常備する。女性用と男性用のスペースはなるべく離れて設置する。など)
- 共用部分(玄関、トイレ、廊下、階段等)は避難者の占有をさせず、協力して利用する。
- 喫煙は原則禁止とする。(※ただし、施設管理者が許可した場合、屋外に喫煙場所を設置する。)
- 駐車スペースの利用については、事前に協議して一定のルールを取り決めておく。 (場内は一方通行にする。夜10時以降は出入を禁止する。など)
- ペットの飼養スペースを確保する。
  - (屋内・外、大型・小型別、ケージ有・無、犬用・猫用・その他等、可能な範囲で設定する。)
- 〇 身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)は、上記のペットとは異なり、法律に基づき訓練・認定されたものであり、補助犬と同伴者は<u>「分離されず受け入れられる。」</u>ことも法律で定められている。したがって、補助犬を伴って避難する避難者がある場合、身体障害者補助犬を利用することができる場所(スペース)を設置する。
- ◎ 新型コロナウィルス等感染症対策専用スペースの設置

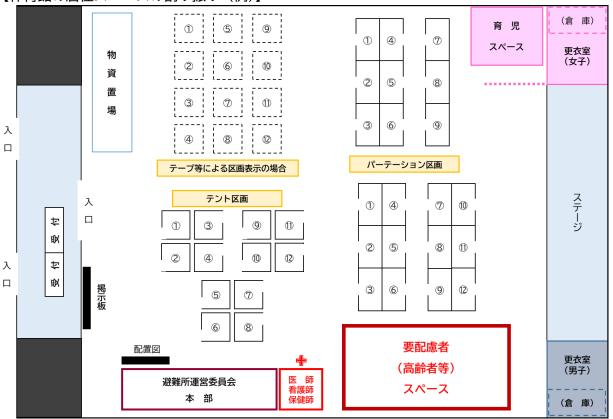
専用スペースはできるだけ個室とし、トイレや洗面所も含めて一般の避難者スペースと動線が 交わらないようにする。使用する物品も一般の避難者と分ける。

個室にできない場合は、専用スペースの室内でパーティションを使用するなどして、飛沫感染 を防ぐ。

#### 【全体・グラウンドのスペースの割り振り(例)】



#### 【体育館の居住スペースの割り振り(例)】



※区画の作り方は、避難所ごとに検討する。

#### 避難所施設利用ルール(作成時、基準とする案)

#### 「〇〇避難所 生活のルール」

○○避難所運営委員会

この避難所を運営するにあたり、避難者の皆さんが等しく厳しい状況により、臨時の生活を送っていることを関係者すべてが理解し、相互に励まし合い、協力しあうことにより、少しでも 快適な生活を送れるようにしましょう。

- 1 使用領域以外は、立ち入らない。
- 2 「運営委員会本部」や「各班長・組長」の指示に従い勝手な行動は慎む。
- 3 居住組ごとに、「正・副」の組長を選出する。
- 4 元気な方は、活動班の班員として、各班長の指示に従い、避難所運営業務に従事する。
- 5 入所・退所は、避難所運営本部に申し出る。
- 6 食料・物資等の配給は、(例:体育館入口)で組ごとに行う。
- 7 配布された名札は、食料・物資等の配給を受ける際は必ず着用する。
- 8 トイレについて
- (1) 使用後の水は、バケツに汲んである水(プール水)を流す。
- (2) 清掃と水の汲み置きは当番制とする。
- (3) 清掃等の時間は、午前〇〇時、午後〇〇時とする。
- 9 ゴミの処理について
- (1) 分別して指定場所に出し、指定場所以外には、出さない。
- (2) 集積場所の清掃は、当番制とする。
- (3) 清掃等の時間:午前〇〇時、午後〇〇時とする。
- 10 情報掲示板の掲示期間は〇週間とする。
- 11 消灯時間は、午後〇〇時とする。ただし、廊下は点灯とする。
- 12 ペットの飼育は、飼い主の自主管理(水や餌を含む)のもと、指定された区域内にて行う。 (※避難所運営委員会等で決定した区域内等。)
- 13 喫煙は、指定場所以外では、禁止とする。

その他、次に掲げる各種ルールは、必要に応じて避難所ごとに定めるものとする。

- 災害時用公衆電話の使用ルール
- 入退所のルール
- 〇 トイレ使用ルール
- 火気使用ルール
- ペット飼育ルール
- 衛生環境保持のためのルール
- 物資配給ルール
- 授乳室及びおむつ替えルール

#### 別紙④-1

										受付番号
	避	維所	利用	登	録 票		避難所名			
記	入日	年	月	日(	)		記入者氏名			
住	所	₹	_				自主防災 組織等名			
電	話						自宅の 被害状況	全焼 /	半壊 / 一部損却	
携带	電話								その他(	)
	АХ						\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		誰所( ント(避難所敷 <sup>」</sup>	) 也内)
×	ール		(	)			滞在を 希望する	口車	両(避難所敷地	也内)
	連絡先 ばなど)	두	_				場所		離所以外の場所 / 他(	))
	(避難所.		を利用する 所に滞在す		:入)	_	特に配慮が必要 や病気・障がい・			必ず記入! 安否確認
		\$		日·年齢	性別	の有類	無、妊娠中、話せる	る言語 等	(特技·免許)	への対応
世帯主	ふりがな		大/昭/平/ 年	令/西暦 月 日						公開
	ふりがな		大/昭/平/	歳)	1					非公開
				月日						公開
	ふりがな		大/昭/平/	歳) 令/西暦	1					非公開
رآ			年							公 開 ·
家			(	歳)	,					非公開
族	ふりがな		大/昭/平/ 年							公 開
			(	歳)	,					非公開
	ふりがな		大/昭/平/ 年	<sup>'令/西暦</sup> 月 日						公 開
			(	歳)						非公開
ペット	ペットの状況 □ 飼っていない □ 飼っている <b>→右欄へ</b>					(頭数)		□ 同行	希望 (避難動物力 去り □ 行方	
	自家用車(避難所に 駐車する場合)				•	色			ナンバー	

- 世帯(家族)ごとに記入して、受付に提出してください。
- ご記入情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために市が作成する「被災者台帳」にも利用します。
  - ※ 住所(〇〇町〇丁目まで)を氏名、ふりがなについては、被災者の安否確認について 問い合わせがあった場合に使用しますので、原則公開とするようご協力をお願いしま す。(「非公開」の場合、ご家族に対してもお答えしません。)

別紙④-2

	避難	動物	タカー l	く(提	出用)	避難所名		受付番号
Ē	己人日	年	月	日(	)			
]	ふりか 氏							
飼い主	住	所	₸	_				
	電 (携							
	種	別	犬・猫・そ	の他(			)	
-	種	類				(毛	色	)
飼	呼び	名						
育動	首輪	等	首輪・	胴輪	(色:	<b>‡</b>	寺徴:	)
物	性	別	オス・	メス	(不妊処置	あり・なし)		
	特記事	徴 事項	年 齢: 治療中の病 鑑札番号:	才 気:( 第	· 中 · 号 <sub>長終):令和</sub>		kg) 月 日	)
·※ 游	難所の」	ارال —را	こ従い適正に	- 飼育動	物を管理し	退去の際は清	 掃を行います。	<u> </u>

\$	$\sim$			
署	1			

-----

迡	蝰難重	协物:	カー	ド	(飼い言	上控え	避難所名	受付番号	
Ē	己人日	年	月		日(	)			
Ê	ふりがた <b>词い主</b> り								_
飼	種	類							
育動	育 呼び名								
物	性	別	オス	•	メス	(不	妊処置	あり・なし)	

#### 別紙⑤

# 避難所状況報告書(第 報)

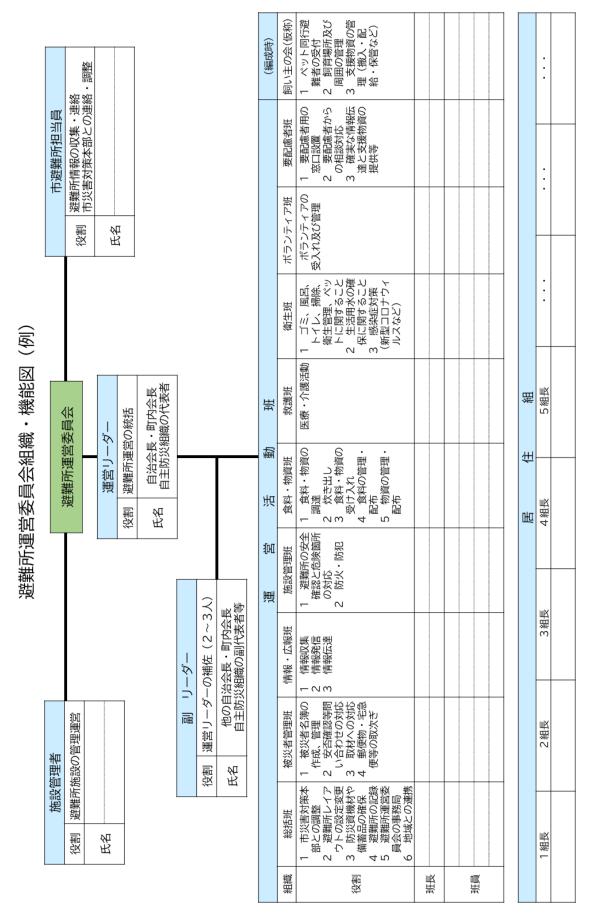
## 避難所名:

報行	告日時	月	日	時	分	報告	者名		
避	難所	電話番号				FAX:	番号		
通	言手段	電子メール	ß	5災行政	女無線	伝令		g ( )	
	離者数		人	•			世帯数	世帯	
うち	(在宅)	(	) 人[	内数]		(右	E宅)	(   )世帯[内数]	
周		)安全確認		/ (,,,,	・安全		要注意	<ul><li>危険</li></ul>	
` -	人命救助	<u> </u>	_	要・			人)	<ul><li>・ 不明</li></ul>	
辺	火災		な	<u>し・</u>	延焼中	(約	戸)	・不明	
の	土砂崩れ	l	:	未発見	・あり・	調査中			
状	ライフラ	ライン		断水	・停電	. • 7	ガス停止	・電話不通	
況	道路状況	7		通行可	・渋	滞・	片側通	行 ・ 通行不可	
	建物倒塌	Ę		なし	・あり	(約	棟)	・不明	
	避難所運			設置	-	設置			
(設	置の場合	、委員長名)	(選	[絡先]					
					対応り	沈		今後の要求・展開	
	総務班								
	被災者管	<b>营理班</b>							
連	情報・広	報班							
絡	施設管理	班							
事	食料・物	7資班							
	救護班								
項	衛生班								
	ボランテ	ーィア班							
	要配慮者	班							
	(飼い主	の会(仮称)	)						
市避	難所担当員	<b></b>							
施設	管理者(耶	<b>職員)</b>							
緊急	を要する	事項(具体的に	箇条書	き)					

## 《避難所状況報告書について》

- ・1日最低1回は市災害対策本部へ報告すること。
- ・「連絡事項」欄には、各グループの活動において発生した問題やその解決策など、他の避難所運営の参考となるような事項を記入する。

#### 別紙⑥



## 別紙⑦

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,												受付番号
		迟	壁難所	退去	届				避難所名			又問題方
記入	日	年	月	日(	)				記入者氏	名		
退去	日				年		月		日	(	)	
					退	去	す	る	人			
		氏	名					退z	芸後の連絡	各先		<b>必ず記入!</b> 安否確認 への対応
世帯主	ふりがな											公 開 · 非公開
	ふりがな											公 開 · 非公開
ご 家	ふりがな											公 開 · 非公開
族	ふりがな											公 開 · 非公開
	ふりがな											公 開 · 非公開
備考	(ペッ	卜同行说	艮去の場合	はその旨を	記載)							

<sup>※</sup> 退去後の連絡先の住所(〇〇町〇丁目まで)を氏名、ふりがなについては、退去後に安 否の問い合わせや郵便物などがあった場合に使用しますので、原則公開とするようご協 力をお願いします。

(8) 村山市避難所開設・運営マニュアル 別冊「新型コロナウィルス感染症対策の手引」

# 村山市避難所開設・運営マニュアル

別冊

「新型コロナウィルス感染症対策の手引」

令和4年5月 村 山 市

#### ◆ 本手引について

新型コロナウィルス感染症が収束しない状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、避難者が密集した状況での集団生活を送るため、新型コロナウィルス感染症に感染するリスクが高まります。

そのような中で避難所を開設及び運営することとなった場合、3つの密(密閉、密集、密接)を避けるなど、感染症対策に万全を期すことが重要となります。

市の避難所開設・運営については、村山市避難所開設・運営マニュアル(以下、「避難 所運営マニュアル」という。)により開設・運営することとしていますが、本手引は、新 型コロナウィルス感染症への対応策として、避難所運営マニュアルを補完するものです。

地域の自治会、町内会、自主防災組織等の皆さんが協力し、感染症対策に配慮した避 難所の開設及び運営を円滑に行えるよう備えてください。

## 目 次

<b>趙</b> 難乃	「の感染	证为	東用	刊物	品	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	I
避難所	開設時	の対	応・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		別 -	2
受付・	健康チ	エッ	クほ	きの	対	応	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	3
一般の	避難者	への	対応	<u>,</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	5
体調不	良者へ	.の対	応·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	6
車中泊	希望者	への	対応	<u>,</u>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	8
避難ス	パペース	のレ	イァ	っウ	٢	に	つ	Ļ١	T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	9
消毒・	清掃に	つい	· 7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	別 -	10
参考資	料																						
想示 田	チラシ																					別 -	10~13

# 避難所の感染症対策用物品

#### ◆ 感染症対策用物品

数量	備考
1 個	避難者検温用
1,500 枚	避難者用
10 4 99	避難者消毒用・新型次亜塩素酸ナトリウム単一製剤
10.4 ki	次亜塩素酸ナトリウム 200PPm 希釈不要
2 本	避難者消毒用
100 袋	避難者消毒用
30 枚	避難所運営担当者用(受付、誘導、健康管理を行う者)
4 着	感染防止衣として
10 組	避難所運営担当者用
1,000 枚	避難所運営担当者用
100 枚	避難所運営用
3 枚	手洗い・咳エチケット啓発用
	1 個 1,500 枚 10.4 次 2 本 100 袋 30 枚 4 着 10 組 1,000 枚

# ◆ 補助物品 (密集・密接回避のためのゾーニング(Zoning)等で用いるもの)

品目	数量	備考
養生テープ	10 巻	ゾーニング、チラシ等貼付用
スケール	1 個	ゾーニング、距離計測用
ポリ袋	300 枚	衣類、靴等収納用
マットレス	0 枚	市全体で 枚備蓄 必要に応じて輸送
アルミシート	0 枚	市全体で 枚程度を備蓄 必要に応じて輸送
毛布	0 枚	市全体で 枚程度を備蓄 必要に応じて輸送
エアーマット	0 枚	市全体で 枚程度を備蓄 必要に応じて輸送
キャンプ用テント	0 基	市全体で 基程度を備蓄 必要に応じて輸送
段ボール間仕切り	0 室	市全体で 室程度を備蓄 必要に応じて輸送
段ボールベッド	0 台	市全体で 台程度を備蓄 必要に応じて輸送
簡易更衣室	0 台	市全体で 室程度を備蓄 必要に応じて輸送

<sup>※</sup>数量は避難所一か所あたりの備蓄数を記載

<sup>※</sup>避難所によっては、保管スペースの規模の都合上、数量が異なる場合があります。

# 避難所開設時の対応

まずは、避難所運営に携わるみなさん自身の体調管理と感染症防止にくれぐれも配慮してください。

限られた物資や施設環境の中での運営となるため、本手引に記載のとおり行えない場合は、新型コロナウィルス感染症に関する一般的な知見に基づき、臨機応変に判断してください。

1	避難所運営担当者の感染予防対策の徹底
	型规则是百足司伯 77心术 1 例对象 77 服必

- □ 避難所の運営に携わる者は、業務開始前に自身の体温の計測をはじめ、体調のチェックを実施する。
   □ 避難所開設中は、定期的な体温測定や体調の把握、消毒の適宜実施等、感染症予防に努める。
   ※ 避難所閉鎖後も体温の測定や体調チェックは定期的に実施する。
- - ・マスク ・次亜塩素酸消毒液 ・フェイスシールド ・レインコート
  - ・感染防止衣 ・ゴム手袋
- □ 着装用の物品は数量が限られるため、運営に携わる者同士で物品を交互に用いる場合は、都度消毒を行う。

#### 2 避難スペースの事前準備

- □ 避難スペース内の窓を開けるなどし、空気が滞留しないようにする。
  - ※ 対角線上にある窓を2か所開けるとより効果的。
- □ 避難スペース内に、手洗い・咳エチケット徹底の啓発チラシを貼付する。
- □ 本編 10 ページの『体育館の居住スペースの割り振り(例)』を活用し、避難スペース を区画分けし、受付担当者用と掲示用の2部を作成し、掲示用のものは避難スペース の入口付近に貼付する。
- □ 高齢者や障がい者などの要配慮者用に、なるべく環境の良いスペース(身動きがとりやすい、トイレに近いなど)を確保しておく。

# 受付・健康チェック時の対応

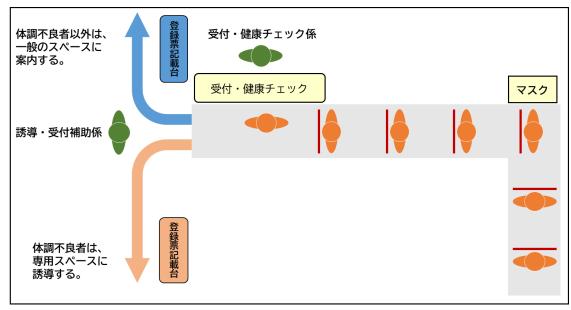
風水害などで、緊急避難場所として開設する場合と、大規模地震の発生などにより避難所として開設する場合では、避難者数や運営体制が大きく異なることが予想されます。

緊急避難場所の場合、開設期間は概ね一晩、長くても1~2日程度で、避難者も比較的少人数が見込まれる一方、避難所の場合は、開設期間の長期化や避難者数が増えることが見込まれます。

したがって、避難所担当員の職員だけで運営することは極めて困難です。 避難者の状況に応じて、地域の自治組織(自治区、自主防災会)や施設管理者、 避難者それぞれが協力しながら、全体の流れをコントロールします。

#### 1 避難者の受付場所の設置

- □ 下の図を参考に、避難スペースの出入口付近の屋外(軒下)に受付を設置する。
  - ※ 地震発生時は、グラウンドなど建物から離れた場所に設置する。



- □ 避難者の列が、密接しないよう、養生テープを用いて1メートル(十分な広さがある場合は2メートル)程度の間隔でマーキングを行う。
- □ 受付用の机に体温計と消毒液を準備する。
- □ 避難者名簿の記載台を「一般用」と「体調不良者専用」の2か所用意する。
- □ 受付と一般用の名簿記載台に「避難者名簿」(別紙様式①)を用意する。
- □ マスクは列の後方(目の届く範囲)に配置し、未着用の避難者に着用を促す。
- □ 受付前の手洗いを促す。
- □ 開設当初は、避難所運営委員会の1名が受付・健康チェックを、もう1名は誘導・ 受付補助を行う。

2	避難者の受付・	健康チェックの実施
_		

- □ 避難者が来たら世帯単位で受付を行う。
- □ 避難者に手指消毒を依頼する。
- □ 避難者の体温を計測する。
  - ・髪を手で掻き上げてもらい、額の中央辺りで計測する。
  - ・1~3センチほど離して計測する。
- □ 避難者の当日の体調について、「健康状態チェックシート」(別紙様式②)により確認する。
  - ※ 避難者のプライバシーやコロナハラスメント防止に配慮する。
- □ 体調不良者とするか否かを判断する。
  - ※ 以下に該当する場合、体調不良者とする。
    - 体温計測で発熱<sup>※</sup>があるまたは、
    - ・健康状態チェックシートのいずれか「はい」に該当する
    - ※ 37.5℃ を目安に平熱の聞き取りなどにより総合的に判断する。
- □ 体調不良者に対しては、避難所利用登録票の「特に配慮が必要なこと」欄に、計測 した体温や聞き取った体調について受付で記入した上で、体調不良者用の避難者名簿 記載台に案内する。
- □ 体調不良者としない避難者は、一般の避難者名簿記載台に案内する。

# 一般の避難者への対応

健康な方(新型コロナウィルス感染症の可能性が低いと見込まれる方含む) は一般の避難スペースに滞在してもらいます。ただし、一般の避難スペースと 言っても、3密回避を徹底し、感染防止に最大限配慮します。

また、一般の避難者には、高齢者や障がい者等の要配慮者も含まれます。

#### 1 避難者名簿の記入

- □ 一般の避難者用の記載台で、避難者名簿、避難所利用登録票を記入してもらう。
  - ・世帯単位で記入させる。
  - ・高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う。
  - ・多人数が集中した場合は、登録票への記入は事後となることもやむを得ないが、で きるだけ早い段階で記入させる。

#### 2 滞在場所の決定

	2ページ	の事前準備で	で作成した、	避難スペースを区画分けしたものをもとに、	. 避難
者	(世帯)	が滞在する場	易所(区画)	を決める。	

Ш	避難所利用登録票の	「滞在を希望す	る場所」	欄の	IШ	避難所」	の後の	(	)	に避難
7	スペースの区画番号を詞	記入する。								

- □ 高齢者や障がい者など要配慮者は、あらかじめ確保した、要配慮者用スペースを割り当てる。
- □ 入口付近に掲示したレイアウト用紙を参考に移動してもらう。
  - ※ 避難者が少なく手が空いている場合は、付き添って誘導する。
- □ 入室前に手洗いを促す。

## 3 健康管理

- □ 手洗い消毒や咳エチケットの徹底など、感染症予防の留意事項を伝える。
- □ 定期的(少なくとも1日1回)に、体温計測と健康チェックを実施する。
- ※ 避難者健康チェックシート (別紙様式③) により日々のチェックを実施する。
- □ 4ページの体調不良者の要件に該当した場合は、以降、体調不良者として取り扱う。
  - ※ 滞在していた区画周辺は、消毒を行う。

# 体調不良者への対応

新型コロナウィルス感染症が疑われる症状のある避難者は、一般の避難者と は滞在場所や動線を区別します。ただし、感染者と決まったわけではないため、 差別対応やコロナハラスメントにつながらないよう配慮が必要です。

#### 1 避難所利用登録票の記入

- □ 体調不良者用の記載台で、避難者名簿、避難所利用登録票を記入してもらう。
  - ・世帯単位で記入させる。
  - ・高齢者の場合、必要に応じて記入を手伝う。
  - ・体調により自筆困難な場合は、聞き取り等により代筆する。
  - ・多人数が集中した場合は、登録票への記入は事後となることもやむを得ないが、で きるだけ早い段階で記入させる。
- □ 新型コロナウィルス感染症患者の濃厚接触者及び明らかに体調が悪く新型コロナウィルス感染症が疑われる症状であった場合は、速やかに災害対策本部に連絡し指示を仰ぐ。
- □ 意識や呼吸が弱い場合等は、119番通報する。

#### 2 滞在場所の決定

- □ 使用可能な教室等を示した避難所施設の見取図(各避難所に配付予定)を参考に、 体調不良者を滞在させる専用スペースを決定する。
  - ※ 専用スペースは世帯単位で割り当てる。
- □ 避難者名簿の「滞在を希望する場所」欄の「□ 避難所」の後ろの()に割り当て た専用スペースの部屋名(教室名等)を記入する。
- □ 決定した専用スペースに誘導する。
  - ※ なるべく密接状態とならないように誘導する。
- □ 入室前に手洗いを促す。
- □ トイレや手洗い場等についても一般の避難者と別に指定し案内する。

#### 3 健康管理

- □ 手洗い消毒や咳エチケットの徹底など、感染症予防の留意事項を伝える。
- □ 定期的(1日3回程度)に、体温計測と健康チェックを実施する。
  - ※ 避難者健康チェックシート (別紙様式③) により日々のチェックを実施する。
  - ※ 特に高齢者などの要配慮者は重症化しやすいため注意する。

	食事等の配給は、一般の避難者の動線と重ならない場所を指定して取りに来てもら
<u>:</u>	うか、専用スペースの前まで持参する。
	体調急変時の連絡方法を決めておく。
>	※ 避難所施設や避難所運営委員会の連絡先電話番号を伝える、携帯電話を所持して
	いない場合の合図(張り紙、カーテンを全開にするなど)を決めておく。
	病状が悪化し、新型コロナウィルス感染症が疑われる場合は、災害対策本部に連絡
(	する。
	意識や呼吸がない場合等は、119番通報する。
	体調不良者が増え、専用スペースが不足する場合は、ダンボール間仕切りやキャン
-	プ用テントを使って専用スペースを確保する。
>	※ 災害対策本部にファックスでゾーニング用資機材の輸送を要請する。
	保健師の巡回時に、健康状態についての情報提供や相談を行う。
П	保健師の指導に基づき、衛生環境の維持・改善に努める。

# 車中泊希望者への対応

新型コロナウィルス感染症への感染を心配して、車中泊避難を希望する避難者がいることが予想されます。他の避難者と同様に、受付と健康チェックを行ってください。エコノミークラス症候群対策など、車中泊をする上での注意点について呼びかけましょう。

#### 1 避難所利用者登録票の記入

- □ 希望する避難者が体調不良者であれば体調不良者用の記載台で、それ以外であれば 一般用の記載台で避難所利用者登録票を記入してもらう。(世帯単位)
- □ 体調不良者は、体温や病状等について、避難所利用登録票の「特に配慮が必要なこと」欄に記入する。

#### 2 滞在場所(駐車スペース)の決定

- □ 避難者が少なければ、施設の駐車場の中で指定する。
  - ※ 状況に応じて、駐車スペースが変更となる可能性がある旨を伝える。
- □ 避難所の施設管理者がいれば、グラウンド等への駐車について協議する。
- □ 避難所利用者登録票の「滞在を希望する場所」欄の「□ 車両」の後ろの余白に、 割り当てた駐車スペースのなるべく詳しい位置と車のナンバーを記入する。

#### 3 注意喚起

- □ 車中泊をする上での注意点について説明する。
  - ・エコノミークラス症候群対策をはじめ、体調管理に留意すること。
  - ・排気ガスによる健康被害を防ぐため、エンジンをかけたままにしない。
  - ・車内は、夏は非常に高温に、冬は非常に低温になるため、車内環境に気を付ける。
  - ・バッテリーが上がらないように気を付ける。
  - ・車を離れるときは車上狙いに遭わないよう、必ず施錠する。

# 避難スペースのレイアウトについて

密集・密接を避けるため、従来とは異なるレイアウトが必要です。

段ボール間仕切りや段ボールベッドなど、大型の資機材は当初から避難所に 用意がないため、養生テープなどを活用したゾーニングが必要です。

#### 1 避難スペースのゾーニング

- □ 本編 10 ページの『体育館の居住スペースの割り振り(例)』を参考に、避難者(世帯) 同士の間隔が2メートル以上空くように配置する。
- □ 避難者が増えてきたら、適切に密集を回避するため、段ボールパーテーションや養生テープで間隔を設定するほか、段ボールベッドの配置等により間隔を分かりやすく表示する。
  - ※ ただし、段ボールベッドは、高齢者や障がい者等の要配慮者に優先的に配付する。
- □ 避難者が増え、2メートルの距離の確保が困難になってきたら、ダンボール間仕切り等、ゾーニング用の資機材の活用や、他の避難所への誘導が必要となるため、災害対策本部に相談する。

#### 2 良好な環境の確保

- □ 避難スペースの換気は、常時若しくはこまめ(1時間に2回程度)に行う。
- □ 施設にある備品(冷風扇等)を活用し、暑さ寒さ対策に努める。

# 消毒・清掃について

新型コロナウィルスは「接触」か「飛沫」により感染します。感染予防には、 ウイルスを含む飛沫やウイルスの付着した手などが、目・鼻・口の粘膜と接触す ることを防ぐことが重要なポイントとなります。

1	_	+	ж	+\	2717	ᆂ
1	ب	ᆽ	נט	4	泪	毒

	受付時に避難者が使用した	筆記用	具、受付台等	は使用毎に	消毒を行	う。	
	多数の者が触れる個所は、	定期的	(少なくとも	1時間に1	回程度)	に、	消毒を実施
ਰੋ	-る。						

#### 2 消毒方法

<ul><li>□ 必ず感染症対策用物品を着装したまま消毒を行う。</li><li>□ 備蓄された次亜塩素酸消毒液入りの消毒液用ボトルを使用し、消毒する場所にし、アルコールティッシュ等で一方向へ拭き取る。</li><li>□ 消毒に用いたティッシュ等は、すぐにゴミ袋に入れて密封する。</li></ul>	
し、アルコールティッシュ等で一方向へ拭き取る。	0
	ルを使用し、消毒する場所に噴霧
□ 消毒に用いたティッシュ等は、すぐにゴミ袋に入れて密封する。	
	れて密封する。
□ 消毒後は必ず手を洗う。	

#### 3 施設内の消毒場所

	ドアノブ、	手すり、	照明のスイ	ッチ、	トイレの	ふた、	椅子、	机など		
	万一備蓄品	以外の消	i毒剤を使用	する場合	合は、製	品に記	載され	ている「	使用上の	注意」
Z	をよく読んで	がら使用	する。							

#### 4 避難所閉鎖時の清掃と消毒について

	消毒を始める前に、換気を継続しながらゴミやホコリを取る清掃を行う。
	消毒方法は上記の2と同様に、消毒場所は上記の3に加えて避難スペースの床や壁
7	などについても、可能な範囲で消毒を実施する。

# 別紙様式①

# 避難者名簿

避難所名:	

					※世帯ごとに	記入して	てください。
No.	フリガナ 氏 名	性別	年齢	住所	連絡先 (携帯)	体温	滞在場所
1		男・女					一般・専用
2		男・女					一般・専用
3		男・女					一般・専用
4		男・女					一般・専用
5		男・女					一般・専用
6		男・女					一般・専用
7		男・女					一般・専用
8		男・女					一般・専用
9		男・女					一般・専用
10		男・女					一般・専用
11		男・女					一般・専用
12		男・女					一般・専用
13		男・女					一般・専用
14		男・女					一般・専用
15		男・女					一般・専用
16		男・女					一般・専用
17		男・女					一般・専用
18		男・女					一般・専用
19		男・女					一般・専用
20		男・女					一般・専用

#### 別紙様式②

733134137-40					
健康状態チェックシート	記入日:	年		月	日
※当日の体調を記入し、受付に提出し	てください。				
<u>氏名</u>	<u>年齢</u>				
◆体調について					
<ul><li>・今の体温</li></ul>	Γ			℃)	
- 1~2 週間以内に 37.5℃以上の熱があ	<u>いましたか</u>	(	•	いいえ	
・・全身倦怠感がありますか	りよしたが	はい		01012	
- 主身倦怠感がありますが - (強いだるさがありますか)		はい	•	いいえ	
	<b>ニ</b> リキオか	/ <del>+</del> 1 \		11113	
・息苦しさ、咳やたん、のどの痛みはa ・味やにおいを感じにくい状態ですか	かりまりか	はい		いいえ	
1		はい		いいえ	
・嘔吐や吐き気がありますか		はい		いいえ	
・下痢が続いていますか		はい	•	いいえ	
◆持病や要配慮者に関する事項について					
<ul><li>・介護や介助が必要ですか</li></ul>		はい	•	いいえ	
・障がいがありますか		はい	•		
・乳幼児がいますか(妊娠中も含む)		, , ,	•		
・呼吸器疾患、糖尿病、その他持病は	<b>ちりますか</b>	はい	•		
・他に心の面も含めて気になる体調の変		はい	•	いいえ	
・旧に心の曲の百ので気になる体調の多	Z101400 0 4 9 11.	1001		0101/2	
◆行動歴等について					
・1~2 週間以内に、海外又は県外に行	- ったことはありま <sup> </sup>				
すか	7,222,0.0,7,0.	はい	•	いいえ	
・1~2 週間以内に、県外の友人等と接	<u></u> 触の機会はありま				
すか	TO CONTRACTOR	はい	•	いいえ	
- · 感染が確認されている人の濃厚接触	 者として健康観察				
者でしたか		はい	•	いいえ	
◆その他(何か伝えたいことがあればお	書きください。)				

# 別紙様式③

避難者健康チェックシート

<ul> <li>氏名(ふりがな)</li> <li>本ひとつでも該当すれば「はい、 ・息が荒くなった (呼吸数が多・急に患苦しくなった ・少し動くと息があがる ・胸の痛みがある ・順で息をしたり、ゼーゼーす ・肩で息をしたり、ゼーゼーす ・肩で息をしたり、ゼーゼーす ・肩で息をしたり、ゼーゼーす ・肩で息をしたり、ゼーゼーす ・肩で息をしたり、ゼーゼーす ・扇で息をしたり、ゼーゼーす ・扇で息をしたり、・ダーですす。</li> <li>・扇で息をしたり、・ダーがつまり、 ・一百十つである。</li> <li>・高がない</li> <li>・鼻がない</li> <li>・鼻がない</li> <li>・鼻がない</li> <li>・鼻がない</li> <li>・鼻がない</li> <li>・鼻がない</li> <li>・自中気分がすぐれない</li> <li>・からだにぶつぶつ(発疹)が</li> <li>・からだにぶつぶつ(発疹)が</li> </ul>	年 東	(避難所名:	(日) / (大) / (本) / (本) / (年) / (日)	つ	国	夜 C 夜 C 夜 C 夜 C 夜 C 夜 C 夜 C 夜 C 夜 C 夜 C	ارة O	<pre>&lt;なった)</pre>		はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ		ができない	ν <sub>ο</sub>	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	(症状)   (症状)   (症状)   (症状)   (症状)   (症状)   (症状)					3.7 +				
	氏名 (ふりがな)			朱温兰			★ひとつでも該当すれば「はい」に〇	・ 息が荒くなった (呼吸数が多くなった)	・急に息苦しくなった	・少し動くと息があがる	・胸の痛みがある	・横になれない、座らないと息ができない	・肩で息をしたり、ゼーゼーする			全身のだるさがある	吐き気がある	下痢がある	★その他の症状がある	・食欲がない	・鼻水・鼻づまり・のどの痛み	・頭痛・関節痛・筋肉痛	・一日中気分がすぐれない	・からだにぶつぶつ (発疹) が出ている	・回え帯/ 回を「ため」 たブ

# 避難所を利用される方へ

# おねがい

はじめに受付をすませましょう。

- ◎マスクの着用をお願いします。
- ◎受付と入室の前には手洗いをお願いします。
- ◎手指の消毒・健康チェックへのご理解とご協力をお願いします。

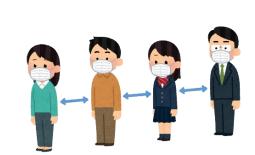


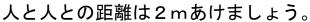


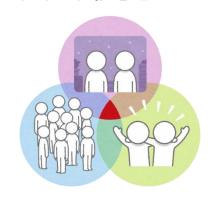




避難所内では、密閉・密集・密接を避けましょう。







# ◆こんな症状がある方は・・・!

必ず、受付で係にお知らせください。

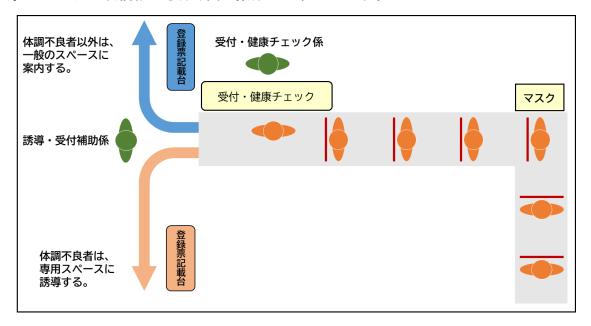
発熱・咳・のどの痛み 強いだるさ(倦怠感) 息苦しさ(呼吸困難)





# 受付の流れ

- ◎受付前に手洗いと手指消毒をお願いします。
- ◎混雑しているときは、距離をあけてお待ちください。
- ◎健康チェックと名前記入後、滞在場所まで案内します。



◇ 避難所では何が必要になるか、確認してみましょう ◇ マスク、体温計、除菌シート、ウェットティッシュ、

オーラルケア用品(うがい薬等)などはお持ちですか?

※避難所にも用意していますが、不足することが予想されます。

できるだけ、各自で用意しておくと安心です。



# 避難所では、こんな「こころがけ」を

こまめに手洗い、うがいをしましょう。

マスクの着用や咳エチケットを守りましょう。

心身の健康の維持に努めましょう。



◇ 心身の健康維持につとめましょう

毎日体調チェックしましょう。 体調管理のために体操しましょう。



◇ マスクも大切ですが、熱中症も気を付けて、



まめに水分補給しましょう。

◆体調が悪くなったら、すぐに申し出ましょう。

発熱・咳・のどの痛み 強いだるさ(倦怠感) 息苦しさ(呼吸困難)





# (9) 災害時のペット対策

# 災害時のペット対策

~飼養動物(ペット)との同行避難対応ガイドライン



令和 4 年 5 月 村 山 市

## 目 次

## I 全般

- 1 はじめに
- 2 ペットとの同行避難ガイドライン
- 3 ペット同行避難について
- 4 避難所等でのペット受入について
- 5 障がい者補助犬の対応について(重要)

# Ⅱ 飼い主の備え

- 1 平常時の備え
- 2 発災時の対応

## Ⅲ 避難所等の対応

- 1 平常時の備え
- 2 発災時の対応

#### I 全般

#### 1 はじめに

近年、ペットは、家族の一員であるという意識が一般的になり、災害時において、「ペットとともに避難所へ避難する(同行避難)。」ということは、動物愛護の観点のみならず、公衆衛生や人への危害防止、野生化防止など生活環境保全の観点、さらには飼い主である被災者の心のケアの観点からも必要な措置であるとされています。

この度は、こうした災害時のペット対策について、ペットを飼っている人だけでなく、ペットを飼っていない人や避難所を運営する人などが、災害発生時に混乱を生じることがないよう、標準的な対応を策定しました。

それぞれの立場からペット対策に対する理解を深めて、活用していただきたいと思います。

#### 2 ペットとの同行避難ガイドライン

災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて緊急指定避難場所及び指定避難所 (以下「避難所等」という。)へ避難することが想定されます。しかし、避難所等は、多 くの被災者が避難生活を送る場であり、動物を苦手とする人や、動物アレルギーなどの 理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、避難所等の実情に応じたペット 対策を日ごろから考えておくことが必要です。

このガイドラインは、飼い主と避難所等を運営する者それぞれにおける「平常時の備 え」及び「発災時の対応」について定めました。

地震や風水害など、様々な災害に備えるため、平常時から被災した際の対策を講じて おくことが大切です。

#### 3 ペット同行避難について

ペット同行避難とは、災害発生時に飼い主がペットを同行し、避難所等に避難することであり、避難所等での人とペットの同居を意味するものではありません。

#### 4 避難所等でのペット受入について

#### (1) 対象とする動物

家庭において一般的に飼養されている犬、猫、うさぎ、フェレット、小鳥、ハムスターなどの小型げっ歯類です。

人や他の動物に危険を及ぼすおそれのある動物、特別な管理が必要となる動物、特定動物として飼養許可が必要な動物、特定外来生物に指定された動物については、避難所での受け入れは困難です。

#### (2) 受入要件(基準)

- 飼い主がケージやキャリーケースを用意していることケージに入らない大型のペットは、リードにつないで屋外に係留とします。
- ・ 飼い主が餌や水を用意しており、餌やりや糞尿の始末を飼い主自身が行えること
- ・ 基本的なしつけができていること

- ・ 犬については狂犬病予防注射済票を装着又は携行すること(受付時に確認) (飼い犬は狂犬病予防法により、年1回の予防接種および注射済票の装着が義務づけられています。)
- 5 障がい者補助犬の対応について(重要)

障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)は、目や耳や手足に障がいのある方の生活を支援するために特別な訓練を受けており、障がい者が日常生活をする上で必要な犬です。

飲食店や宿泊施設、公共交通機関など不特定多数の方が利用する場所においても、同伴してよいとされています。

避難所では、障がい者補助犬と障がいのある方は一緒に避難生活をすることになりま すので、避難所において障がい者補助犬を利用することができる場所を設定します。

また、利用場所には障がい者補助犬がいることを明示して、動物アレルギーを持つ人 や動物が苦手な人にも配慮します。

#### Ⅱ 飼い主の備え

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となります。

また、市による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっています。

このことから、災害に対する備えとして飼い主に普段から知っていただきたい事項を 平常時の備え、災害発生時の行動として以下にまとめました。

#### 1 平常時の備え

#### (1) 防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事でいることが前提となり、地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要があります。そのうえで、ペットに対する防災対策として

- ① 家具や飼養ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ② 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認(外塀やガラス窓の近くを避ける)
- ③ ケージ、キャリーケースなどペットの避難場所(隠れ場所)の確保

などを確認、又は確保しておきます。

#### (2) ペットのしつけと健康管理

避難所におけるペットの飼養においては、ケージやキャリーケースに慣らしておくこと、人や動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、決められた場所で排泄ができることなど、普段からのしつけをしておくことで、ペットの安全と健康を守るとともに、ペットに起因するトラブルを防止することができます。

#### 【一 例】

#### ア 犬の場合

- · 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ・ 不必要に吠えないしつけを行う。
- 人やほかの動物を怖がらない、攻撃的にならない。
- 決められた場所で排泄ができる。
- リードに繋がれていることに慣らしておく。

#### イ 猫の場合

- ケージやキャリーケースに入ることを嫌がらない。
- ・ 人や他の動物を怖がらない。
- 決められた場所で排泄ができる。

#### (3) ペットの所有者の明示(行方不明対策・個体識別)

ペットが逃げ出さないように日ごろから十分な対策を講じておくことが前提ですが、災害発生時には、やむを得ずペットを残して避難する場合やペットとはぐれてしまう場合もあるため、保護された際に飼い主の元に戻れるように所有者明示をしておく必要があります。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札等をつけるとともに、脱落の可能性が低く確実な身分証明となるマイクロチップを装着するといった対策をしておくことで効果を高めることができます。

#### 【一 例】

#### ア 犬の場合

- ・ 首輪と迷子札
- ・鑑札や狂犬病予防注射済票(飼い主は狂犬病予防法により、鑑札の装着や年1回 の予防注射及び注射済票の装着が義務づけられています。)
- ・マイクロチップ(「公益社団法人日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行います。」以下同じ。)

#### イ 猫の場合

- ・ 首輪と迷子札
- ・マイクロチップ
- (4) ペット用の避難用品や必要な資材の準備

在宅(自宅)避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、 飼い主が用意しておく必要があります。

避難指示等が出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーケースなどの移動に必要な用品を準備しておきます。

ア ペットの管理情報等

ペット手帳、ワクチンの接種状況、既往歴、ペットの健康状態、かかりつけの動物病院の情報

イ ケージやキャリーケース

ケージやキャリーケースに慣れていない動物はストレスが溜まってしまうため 普段から慣れさせておくことが必要です。

- ウ ペット用の備蓄品(例)
  - ・ フード、水(少なくとも7日分)
  - ・食器
  - ・ 予備の首輪、リード(伸びないもの)
  - ・常備薬
  - ・ ペットの写真(家族と一緒)
  - ・ ペットシーツ等トイレ用品(猫の場合は使い慣れたトイレ砂) その他、タオル、ブラシ、排泄物の処理用具(消臭剤、新聞紙、ビニール袋)、お もちゃなどもあるとよいでしょう。

#### (5) 情報収集と避難訓練

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ホームページなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じます。また防災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておきましょう。

実際に家族単位でペットを連れて避難所等へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができます。また、避難所でのペットの反応や行動・避難所での飼養環境の確認などができます。

#### (6) 家族や地域との連携

地域で災害対策の会合や防災訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法 を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが大切です。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要です。

#### (7) ペットの一時預け先の確保

避難所等への同行避難が困難な場合を想定し、あらかじめペットの一時預け先を確保しておくことが大事です。

特に、大型の動物、特別な管理が必要となる動物、特定動物として飼養許可が必要な動物、特定外来生物に指定された動物\*をペットとして飼養している人は、災害が発生してから預け先を探すことは非常に困難です。必ず事前に確保しておきましょう。 \*動物の愛護及び管理に関する法律により、特定動物として指定されている動物に

ついては許可を受けた飼養施設で飼養する必要があります。

#### 2 発災時の対応

#### (1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事でいることが必要となります。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保します。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してください。

その際、リードをつける、ケージに入れるなど、ペットの安全に配慮します。 災害の状況については、ラジオやテレビ、市のホームページなどから正確な情報を

## (2) 避難先・避難方法の判断

積極的に得るように努めましょう。

ア 飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅 に留まるかを判断します。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて避難所等、安全な場所へ避難します。

イ 災害の種類、被災の大きさ、被災者の数等の状況により、避難所等への同行避難が困難な場合があります。また、発災時にペットと離れた場所にいる場合も十分考えられます。そのため「在宅避難」、「車中避難」、「一時預け先へ委託」など適切な判断をしてください。

#### (3) 避難中のペットの飼養環境の確保

地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択します。

#### ア 避難所での飼養

避難所等で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所 等が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をします。飼養環境の維持管 理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要です。

#### イ 自宅で飼養

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ避難所等 に取りに行くことになります。

飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もあります。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難しましょう。

#### ウ 車の中で飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて避難所等に取りに行きます。 飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコ ノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要です。ペットも熱中症になるた め、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用 意しておきます。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動さ せるなど対策が必要です。

#### エ 施設などに預ける

避難所等での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、 被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努めます。

災害時の状況により、自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預けることができる場合もありますが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないよう、覚書などを取り交わすようにするとよいでしょう。

#### (4) 避難所等でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

避難所等では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければなりません。

避難所等では、飼い主が協力して、給餌や片付け、ペットの衛生保持、疾病の予防や害虫の発生防止など、責任をもって適正な飼養管理を行い、鳴き声や臭いなどペットに起因する苦情や危害発生の防止に努めてください。

既定のペット飼養ルールがない場合は、避難所運営委員会等の指示に従うとともに、「ペット同行避難をしてきた飼い主同士がグループ」(以下、「飼い主の会(仮称)」という。)」としてまとまり、周囲の人に配慮したルール作りをしていただきます。

また、ペットはストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努めます。

#### ※ ルール作りの際、留意する事項

- ・ペットの飼養場所を設置
- ・ペット同行避難者の受付、名簿の管理
- ・ペットの飼養場所への収容
- ・飼養・管理に関する作業分担、当番の決定
- ・飼養場所及び周囲の衛生管理
- ・支援物資(ペットフードや資材等)の管理(搬入・配給・保管など)
- ・飼い主不明動物の一時的な飼養
- ・トラブル対応
- ・ペット飼養ルールの見直し

#### Ⅲ 避難所等の対応

#### 1 平常時の備え

#### (1) ペット同行避難者の受入に関する意識の保持

避難所運営委員会や施設管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した避難所運営を基本とするとともに、事前に対策を準備しておくことが必要です。 そのため、避難所におけるペットの飼養場所や飼養管理のルールについて明らかにしておくことにより、避難所においてペットに起因した避難者の苦情やトラブルを回避することが可能となります。

#### (2) 避難所等におけるペットの飼養方法の決定

避難所運営委員会や施設管理者は、避難所における利用可能な施設や形態、ペット同行避難者及びペットの数、季節・気候等を考慮して、避難所及び避難所敷地内におけるペットの飼養スペースや飼養方法を決定しておくことが必要です。

飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルを軽減することが可能となります。

また、犬は集団になると連鎖して吠える習性を持ちますが、その状況下に限らず、 犬と猫等の動物種の異なる動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させてし まう原因となるため、可能な限り、区別して飼養することが望ましいと考えられます。

# 職員室 付 福祉避難室 大階段 中庭 ト同行出入口 理科室2 多目的スペ 5年 5年 多目的 6年 小型ペットケージ室 教室 教室 教室 教室 → 人の動線 ▶ ペットの動線 大型ペット 係留スペース (自転車小屋等)

避難所内の住み分け(ペット飼養スペース)の一例

#### (3) 飼養ルールの策定

ペット非飼養者への配慮、衛生面や安全面を考慮して避難所の特性や実情に合った 一般的な「飼養ルール」をあらかじめ策定しておくことが必要です。

災害時には、その「飼養ルール」を基に、「飼い主の会(仮称)」などにより、周囲 の人に配慮したルール見直しをしていただきます。

別紙①「○○避難所ペット飼養ルール (一例)」

#### (4) ペット用品やペットフード等の備蓄

ペットの飼養管理に必要なペット用品やペットフード等は、飼い主がそれぞれ避難 所に持ち寄ることが原則です。

#### 2 発災時の対応

(1) ペット同行避難者の受入れ

「飼い主の会(仮称)」が立ち上がるまでの間、避難所運営委員会の役員が受付作業 を代行して行います。

受付の際、ペット同行避難者に「避難動物カード」、を記入してもらうほか、飼養ルールの説明を行います。「飼い主の会(仮称)」の発足後、受付作業を移管します。

別紙②「避難動物カード」(「村山市避難所開設・運営マニュアル」より。)

#### (2) 適切な飼養のための支援

市災害対策本部及び災害ボランティアセンターと連携し、ペットに関するボランティア活動を行うことができる団体等に協力を要請する等、適切な飼養のための支援を依頼します。

(3) 備蓄品等の配布や救援物資の受入準備

「飼い主の会(仮称)」は、避難所の備蓄品の使用状況及び市の備蓄品の保管状況を確認し、必要に応じ飼い主への再配分を行います。また、災害対応が長期化する場合は、届いた救援物資の受入れ、保管、飼い主への配分を適切に行います。

(4) 市災害対策本部への連絡等

「飼い主の会(仮称)」は、避難所運営委員会を通じて、避難所における飼養動物の 対応状況を報告します。また必要により、支援要望を行います。

(規定の避難所状況報告書により、ペット同行避難の状況等を連絡するもの。)

別紙③「避難所状況報告書」(「村山市避難所開設・運営マニュアル」より。)

#### 別紙①

#### ○○避難所ペット飼養ルール(一例)

ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となります。大事なペットのためにも飼い 主自身が責任をもって飼養し、お互いが気持ちよく過ごしやすい避難所環境をつくりましょ う。

#### ■ 避難所内では人が優先

避難所運営委員会と飼い主の会(仮称)が定めたルールを守り、ペットを飼っていない 人へも十分配慮して飼養する。

#### ■ 決められた場所で飼養

飼養場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼養する。避難所には、動物が苦手な方や動物のアレルギーをお持ちの方もいます。周囲の人への配慮をし、ペットの飼養場所は人の居住場所と分ける(障がい者補助犬を除く。)。

#### ■ 自分のペットの世話は自分で

飼い主自らが責任を持って、ペットの世話を毎日実施する。また、飼養スペースは常に 清潔に保つ。(避難所運営委員会、施設管理者はペットの世話はしない。)

#### ■ 飼い主の会(仮称)への参加

動物種に関わらず飼い主全員で「飼い主の会(仮称)」を立ち上げ、協力してペットの飼養・管理を実施する。

#### 【飼い主の会(仮称)の活動】

- ・避難所運営委員会が定めた場所にペットの飼養場所を設置
- ・登録名簿への登録及び名簿の管理
- ・ペットの飼養場所への収容
- ・会員全員での飼養ルールの確認及び飼養・管理に関する作業分担、当番の決定
- ◆ 飼い主全員(飼い主の会(仮称))で共同して行うこと 役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理する。
  - ・飼養スペース全体やその周辺の掃除、消毒 避難所は小中学校が多く、避難所としての機能終了後は元の用途に使用されるため床面や壁面を汚さないようにブルーシート等を使用し、汚れが残らないように配慮する。
  - ・ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理 においは苦情の原因ともなるため、適切に管理する。
  - ・ペット救援物資の搬入、仕分け、配分
  - ・飼い主不明動物の一時的な飼養(一時的な飼養協力をお願いすることがある。)

#### ◆ 飼い主自身が行うこと

- ・給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
- ・ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ・ケージ周辺の掃除
- ・犬の散歩
- ・他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、飼い主自身で対応 する。個人で解決できない問題に対しては、飼い主の会(仮称)で対応する。

別紙②

202 苯	<b>在手</b> 州	<b>勿</b>	. K	/ <del>1</del> 8 U	u <b>ee</b> \							受付番号
	世里月1						避難	所名				
		<u> </u>			<u> </u>	)						
住	所	₹	-									
	話 帯)											
種	別	犬・猫	・その	)他(						)		
種	類							(毛色	查			)
呼で	が名 ニュー											
首軸	<del>倫等</del>	首輪	• 朋	帚輪	(色:				特徴:			)
性	別	オス	. >	くス	(不好	任処置	あり	・なし)				
特記	徴	年 治療中 鑑札番	計: Pの病気 P号:第	才 i.:(		号			月	kg) 日		)
	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	A D S D S D S D S D S D S D S D S D S D	E入日     年       ALAD     年       ALAD     年       ALAD     年       ALAD     中       ALAD     H       ALAD     H       ALAD     H       ALAD	E入日     年     月       は     所     T     -       は     所     一     -       は     所     がなる     ・     ・       がなる     方     ・     ・     ・       がなる     が     ・     ・     ・       がなる     方     ・     ・     ・       がなる     ・     ・     ・     ・ <td>E入日     年月       Action (Action of Action of A</td> <td>(共) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本</td> <td>E入日     年月日()       まいがな氏名     日()       住所     一       電話(携帯)     犬・猫・その他(       種別     犬・猫・その他(       種類     呼び名       首輪等     首輪・ 胴輪(色:       性別     オス・メス (不妊処置       特徴     大きさ: 大字・ 中・ 宇崎の病気: ( 監礼番号: 第 号</td> <td>E入日     年     月     日( )       高いのがな 氏名     一       住所     一       電話(携帯)       種別     犬・猫・その他(       種類       呼び名       性別     オス・メス (不妊処置 あり 大きさ: 大 中・ 小 年齢: 治療中の病気:( 鑑札番号:第 号</td> <td>世難所名</td> <td>  選集所名</td> <td>  選集所名   選集所名   選集所名   日( )   選集所名   日( )   日( )</td> <td>  選集所名   選集所名   選集所名   による   日</td>	E入日     年月       Action (Action of Action of A	(共) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	E入日     年月日()       まいがな氏名     日()       住所     一       電話(携帯)     犬・猫・その他(       種別     犬・猫・その他(       種類     呼び名       首輪等     首輪・ 胴輪(色:       性別     オス・メス (不妊処置       特徴     大きさ: 大字・ 中・ 宇崎の病気: ( 監礼番号: 第 号	E入日     年     月     日( )       高いのがな 氏名     一       住所     一       電話(携帯)       種別     犬・猫・その他(       種類       呼び名       性別     オス・メス (不妊処置 あり 大きさ: 大 中・ 小 年齢: 治療中の病気:( 鑑札番号:第 号	世難所名	選集所名	選集所名   選集所名   選集所名   日( )   選集所名   日( )   日( )	選集所名   選集所名   選集所名   による   日

※ 避難所のルールに従い適止に飼養動物を管理し、退去の際は清掃を行います。

署 名		
		<u>_</u>

避難動物カード (飼い主控え用)					避難所名	受付番号		
記入日			年	月	日(	)		
Ê	<sup>ふりがな</sup> 词い主氏名	7						
飼	種業	頂						
養動	呼びる	名						
物	性別	别	オス	・メス	(不知	E 処置	あり・なし)	

## 別紙③

# 避難所状況報告書(第 報)

#### 避難所名:

報行	告日時	月	日	時	分	報告者名			
避難所		電話番号				FAX 番号			
通信手段 電子メール		ß	防災行政無線 伝令 その他( )						
避難者数 うち(在宅) (			人 避難世帯数 (在宅)			世帯 ( )世帯[内数]			
	避難所の	)安全確認	;	未実施	・安	全 ・ 要注意	・危険		
周	人命救助			不要 ・ 必要(約 人) ・ 不明					
辺	火 災			なし ・ 延焼中(約 戸) ・ 不明					
の	土砂崩れ			未発見・あり・調査中					
状	ライフライン			断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通					
況	道路状況			通行可 ・ 渋滞 ・ 片側通行 ・ 通行不可					
	建物倒塌	<b>E</b>		なし	・あり	(約棟)	・不明		
避難所運営委員会			設置	・未	設置	/>±48 件 \			
(設	(設置の場合、委員長名)			(連絡先)					
	AA Zher Ir			対応状況			今後の要求・展開		
		総務班							
	被災者管理班								
連	情報・位								
絡	施設管理	<u> </u>							
事	食料・物	<b>河資班</b>							
	救護班								
<b>川</b>	項 衛生班								
		ボランティア班							
		要配慮者班							
	(飼い主	の会(仮称)	)						
市避難所担当員									
施設管理者(職員)									
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)									

# 《避難所状況報告書について》

- ・1日最低1回は市災害対策本部へ報告すること。
- ・「連絡事項」欄には、各グループの活動において発生した問題やその解決策など、他の避難所運営の参考となるような事項を記入する。

## (9) 山形県災害ボランティア活動支援指針

令和2年4月 山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会

#### I はじめに

平成7年の阪神・淡路大震災では、救援活動や復興支援に多くのボランティアが参加しました。この時のボランティアの活躍により、行政では十分な対応が困難な部分や、被災者の膨大かつ多様なニーズに柔軟に対応できる力として、その意義と重要性が広く認識されることとなりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に大きな被害をもたらしました。山形県では、幸い大きな被害はなく、全国からの支援の拠点として、また、甚大な被害を受けた隣県の被災地支援や避難者支援のボランティア活動が積極的に展開されました。平成25年7月の水害では、村山市、南陽市及び白鷹町において災害ボランティアセンターが設置され、1,300名を超えるボランティアが土砂や流木の撤去などにあたりました。南陽市では、翌平成26年7月にも水害により災害ボランティアセンターが設置され、県内外から延べ約3,700名ものボランティアが駆けつけ、復旧作業に従事しました。県は、東日本大震災や水害において、山形県災害ボランティア支援本部を設置し、ボランティア活動や市町村の災害ボランティアセンターの運営等を支援しました。

いつ山形県で発生するかもしれない大規模な災害に対し、これらの災害の経験を活かした備えを行い、全国から駆けつけるボランティアの受入れや、被災者支援をスムーズに行うことができるよう、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げて運営できる体制を平常時から整備しておくことが必要です。

災害対策基本法では、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、県及び市町村の果たすべき役割と権限が規定されていますが、東日本大震災の教訓から、平成25 年の法改正では、災害時におけるボランティアが果たす役割の大きさを踏まえ、県及び市町村は、ボランティアとの連携に努めなければならないことが盛り込まれたところです。

こうしたことから、本指針は、平常時からのネットワークづくりの必要性や、災害時に 設営される災害ボランティアセンター、県災害ボランティア支援本部のあり方等につい て明らかにし、関係機関・団体等において共通認識を持っていただくためのものです。ま た、これまでの山形県災害ボランティア支援本部の活動による課題を整理する視点を加 え、本県で発生した災害への対応とともに、本県以外で発生した災害への対応についても 触れております。

なお、地震をはじめとした水害、台風、雪害などの災害の種類やその規模等によって、 本指針を参考に柔軟に対応する必要があります。

#### Ⅱ 災害ボランティアの基本的考え方について

#### 1 役割及び必要性

大規模災害発生時に、被災者の膨大で多様なニーズに応えるためには、行政のみでは 十分な対応を行うことは困難です。自発性、即応性、柔軟性の高いボランティアは、こ うしたニーズに適確に対応できる能力が期待されています。災害ボランティアセンタ ーの設置・運営においては、複雑な要素が絡み合う災害ボランティアと被災者間のニー ズの調整 (コーディネート) 等を行う専門性の高いNPO等の災害時協力団体との連携 が必要不可欠となります。

#### 2 用語の定義

(1) 災害ボランティアセンター

災害時に災害ボランティアの受入れや被災者のニーズ把握等を行う拠点のことで、次の①及び②を「災害ボランティアセンター」と定義します。

- ① 市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンター 市町村及び市町村社会福祉協議会が、防災関係機関や団体との連携の下に設営す る災害ボランティアセンター(県及び市町村の地域防災計画で規定している「市町 村災害ボランティア支援本部」を主に想定しています。)
- ② 独自設置型災害ボランティアセンター 市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターとは別個に活動する災害ボランティアセンター(例えば、県内外の災害救援NPOや、ボランティア団体又は企業などが独自に設営する災害ボランティアセンターなどを主に想定しています。)

#### (2) 災害ボランティアセンター運営協力者等

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(以下「県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」という。)に登録(別途設ける登録基準に則る)され、災害発生時には、必要に応じ県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会から派遣され、災害ボランティアセンターにおいて、その運営や、ボランティアと被災者ニーズの調整等にあたる者をいいます。

- ① 災害ボランティアセンター運営アドバイザー 実際に災害ボランティアセンターを設営した経験等を活かし、災害ボランティ アセンター開設のアドバイスや運営ノウハウの提案など、全般的な支援を行う者
- ② 災害ボランティアセンター運営者 一定期間、所属の業務の一環などで、中核的なスタッフとして災害ボランティア センターの設営や各種マッチング業務などを行う者
- ③ 災害ボランティアセンター運営協力者 協力スタッフとして災害ボランティアセンターの運営に協力する者(活動期間 や時間帯に制約があることもあります。)

#### (3) 一般ボランティア

被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等をあまり必要としない以下のような 活動を行う者

(一般ボランティアの活動例)

- · 避難場所管理運営補助
- ・ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- ・ 被災者への炊き出し、給水
- ・ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の撤去
- ・ 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務の補助
- 清掃の補助
- 被災者の話を聴く傾聴活動

#### (4) 専門ボランティア

通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、 技術等を必要とする自発的な活動を行う者(団体を含む)

(専門ボランティアの例)

- 医療ボランティア
- 福祉・介護ボランティア
- 手話通訳、要約筆記ボランティア
- ・ 外国語通訳ボランティア
- ・ 砂防ボランティア
- 水防協力団体(ボランティア)
- · 消防ボランティア
- ・ 被災建築物応急危険度判定ボランティア
- ・ 被災宅地危険度判定ボランティア
- 通信ボランティア
- 緊急点検、被害調査ボランティア
- 動物救護ボランティア
- ・ 歴史資料救済ボランティア

#### (5)災害時協力団体

災害時に様々な分野で連携・協力して被災地支援を行うNPO法人、市民活動団体 及び企業

#### Ⅲ 平常時のボランティア支援・連携体制について

- 1 県域での災害ボランティア支援・連携体制
- (1) 県災害ボランティア支援ネットワークの構築
  - ① 目的と役割

災害に備え、平常時から行政、社協、各防災関係団体及びボランティア・NPO等との連携を図り、山形県災害ボランティア支援本部(以下「県災害ボランティア支援本部」という。)を円滑に設営できる体制をつくり、また、市町村域での取組みへの支援を行うために、県災害ボランティア支援ネットワークを構築します。

- ② ネットワークを構成する主な団体
  - · 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
  - · 日本赤十字社山形県支部
  - ・ 公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
  - · 社会福祉法人山形県共同募金会
  - · 県内災害支援NPO
  - 県内情報支援NPO
  - · 各市町村
  - · 各市町村社会福祉協議会
  - 山形県
  - ・ その他防災関係団体

#### ① 目的と役割

県災害ボランティア支援ネットワークの構築に向けた様々な取り組みを円滑に 行うため、「山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会設置要綱」を定め、 連絡会を設置します。

#### ② 構成団体

- · 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
- · 日本赤十字社山形県支部
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- · 社会福祉法人山形県共同募金会
- ウェザーハート災害福祉事務所
- · 特定非営利活動法人Yamagatal
- 山形県

#### ③ 主な取組み

- ・ 県災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションを実施する。
- 災害ボランティアの普及啓発に関する事業の企画検討を行う。
- ・ 本県や他県で発生した大規模災害時の対応例や、本県の防災体制の現況などを 反映し、「山形県災害ボランティア活動支援指針」及び「山形県災害ボランティ ア支援本部設営マニュアル」について随時見直しを行う。
- 災害ボランティアセンター運営研修会の企画検討を行う。
- · 各総合支庁は、ブロック毎の研修会や意見交換会を実施し、管内市町村における る災害ボランティア支援ネットワークの構築を行う。
- ・ 近隣県、特に新潟県や宮城県・福島県・岩手県など大規模な災害を経験している自治体と広域交流を行い災害対応のノウハウ等を学ぶ。
- ・ 全国規模の災害支援NPO等との連携や有識者を招くなどして、専門的な知 識・最新情報を取り入れ、災害対応のノウハウ等を学ぶ。

#### 2 市町村域での災害ボランティア支援・連携体制

(1) 市町村域のネットワークの構築

市町村及び市町村社会福祉協議会は互いに連携し、地域の防災関係団体やNPO 等の協力を得ながらネットワークを構築し、平常時から市町村・社協協働設置型災害 ボランティアセンターを設営できる体制を整備する必要があります。

また、ネットワークを通して防災訓練や研修会を行い、地域の防災意識の啓発に努め、災害時にボランティアを受け入れる環境の整備を行う必要があります。

(2) 市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターの設営体制の整備市町村及び市町村社会福祉協議会は、本県で発生した大規模災害時の対応例などを参考にし、市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターの設営体制の検討やマニュアル等を整備するとともに、関係機関等と連携し定期的に設営シミュレーションを実施する必要があります。

特に、市町村が定期的に実施する「防災訓練」において、市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の実地訓練を併せて行うことが必要です。

#### Ⅳ 災害時のボランティア支援・連携体制

1 県と市町村の役割分担

災害時におけるボランティアの受入れ及び調整等は、市町村及び市町村社会福祉協議会が関係機関と協力して行い、県は各市町村の支援及び県全体の調整を担うものとします。

- 2 県域での災害ボランティア支援・連携体制
- (1) 県災害ボランティア支援本部の設置

被災市町村において設置した災害ボランティアセンターの後方支援等を行う県災害ボランティア支援本部を設置します。

#### ① 県災害対策本部が設置された場合

- ・ 山形県災害対策本部(以下「県災害対策本部」という。)管理班内に県災害ボ ランティア支援本部を設置します(自動設置)。
- ・ 別に定める「山形県災害ボランティア支援本部設営マニュアル」に基づき設置・ 運営を行います。
- ・ 県災害ボランティア支援本部は、県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会構成団体により組織します。
- ・ 県災害対策本部、県災害対策本部地域支部、市町村災害対策本部、県内外災害 支援NPO、近隣県の行政機関等と連携を図りながら被災地の情報収集に努め、 災害ボランティアセンターの支援等を行います。
- ・ 災害時の状況、市町村における災害ボランティア・同センターの活動状況を踏まえ、県災害ボランティア支援本部の解散を独自に行います。
- ② 県災害対策本部が設置されない場合
  - ・ 県防災くらし安心部消費生活・地域安全課長が、県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会の開催の要否を検討します。開催が必要と判断した場合には、県 災害ボランティア支援ネットワーク連絡会において、設置の要否について協議 します。必要に応じ、県防災危機管理課、総合支庁、市町村、県内外災害支援N PO、近隣県の行政機関等と連携を図りながら被災地の情報収集に努めます。

#### (2) 各総合支庁における災害ボランティア対応

① 県災害対策本部が設置された場合

各総合支庁に設置される県災害対策本部地域支部の災害ボランティア対応班において、管内各市町村における災害ボランティアに関する対応を行います。

#### (主な業務)

- ・ 災害ボランティア支援施策について、県と市町村間等の調整が必要な場合は、 県災害ボランティア支援本部と連携し総合調整を行う。
- ・ 管内市町村における災害ボランティアセンターの設置及び活動状況、一般ボランティア及び専門ボランティアの受け入れ状況、災害支援NPO等協力団体の活動状況及び被災者のニーズ等について情報収集し、県災害ボランティア支援本部への連絡など関係機関との情報共有に努める。(情報収集にあたっては、必要に応じて現地へ職員を派遣する。)
- ・ ボランティア活動参加希望者からの問合せ等に対応する。(参加希望者の直接 的な受付・派遣は行わず、災害ボランティアセンター等の情報提供を行う。)
- ② 県災害対策本部が設置されない場合 各総合支庁災害ボランティア担当課において、県災害ボランティア支援ネット ワーク連絡会や関係機関と連携を図りながら被災地の情報収集に努めます。
- 3 市町村域での災害ボランティア支援・連携体制

市町村及び市町村社会福祉協議会は互いに連携し、市町村・社協協働設置型災害ボランティアセンターを設置・運営します。

#### (1) 主な活動

- ・ 被災地へ駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行うとともに、ボランティ ア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の加入促進を図る。
- ・ 難所及び被災者の状況等を調査し、被災者のニーズを把握するとともに、ボランティアを募集し、ボランティアの登録状況を踏まえて、ニーズとボランティアの需 給調整を行う。
- · 登録したボランティアへの情報提供及び協力要請を行うとともに、必要に応じて 活動拠点の提供、物資の確保等必要な支援、協力を行う。
- ・ 様々な関係機関及び団体等と連携を図り、被災地における多様なニーズ(高齢者、 女性、子ども、障がい者、外国人等)に効果的に対処する。

#### (2) 連携が必要な関係機関及び団体例

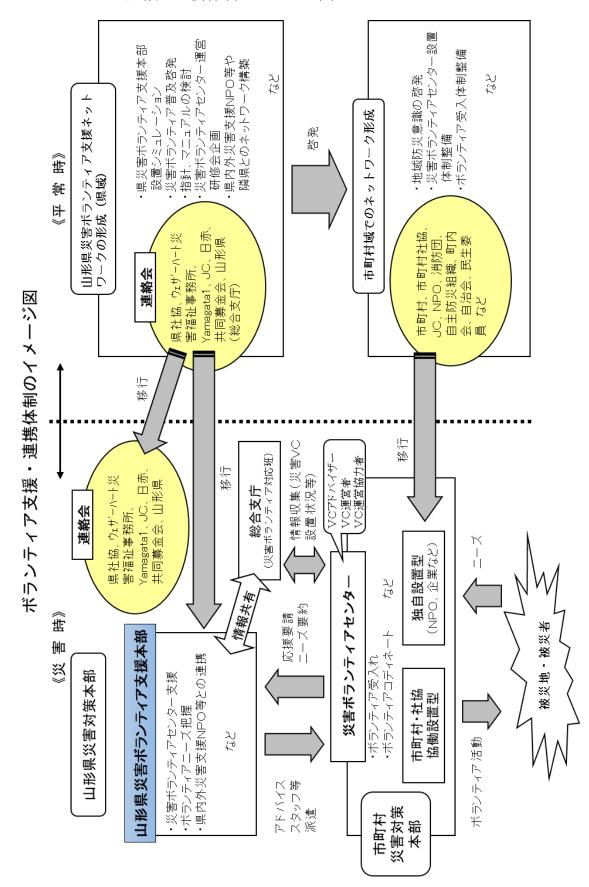
- · 市町村災害対策本部
- ・ 県災害ボランティア支援本部
- ・ 独自設置型災害ボランティアセンター
- · 日本赤十字社山形県支部
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会
- · 社会福祉法人山形県共同募金会
- · NPO、ボランティア団体
- ・消防団
- · 地元企業、福祉施設、学校等教育機関
- ・ 自主防災組織、町内会、自治会、民生委員・児童委員 など

#### 4 県外での災害に対する支援・連携体制

災害の規模、被災地との地理的関係等諸条件を勘案のうえ、上記「2 県域での災害ボランティア支援・連携体制」、「3 市町村域での災害ボランティア支援・連携体制」を参考に支援体制を決定します。

また、被災地の状況に応じた適切な支援を行えるよう、支援体制・支援内容は柔軟に対応します。

#### ∇ ボランティア支援・連携体制のイメージ図



#### 【策定・改訂経緯】

#### 平成18年3月

山形県災害支援ボランティアネットワーク研究会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、特定非営利活動法人ディー・コレクティブ、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形市、川西町、社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会、山形県)により策定

#### 平成23年3月

山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、特定非営利活動法人ディー・コレクティブ、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形県)により改訂

※ なお、改訂により「山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会」から「山 形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会」に名称変更(平成23年4月1日~)

#### 平成24年8月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、特定非営利活動法人ディー・コレクティブ、特定非営利活動法人Yamagatal、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、山形県)により改訂

#### 平成25年4月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人Yamagatal、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県)により改訂

#### 平成28年3月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人Yamagatal、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県)により改訂

#### 平成29年4月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人Yamagatal、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県)により改訂

#### 平成31年4月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人Yamagatal、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県)により改訂

#### 令和2年4月

山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会(社会福祉法人山形県社会福祉協議会、ウェザーハート災害福祉事務所、特定非営利活動法人Yamagatal、公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会、日本赤十字社山形県支部、社会福祉法人山形県共同募金会、山形県)により改訂